

平成30年度 群馬県内市町村 移住・定住支援施策一覧

(最終更新日：平成30年8月3日)

子育て支援



就業支援



農村体験



住宅支援



群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」

ほかにも、
様々な支援施策を掲載しています！

群馬県地域政策課

群馬県内市町村 移住・定住支援施策一覧(もくじ)

※下記をクリックすると該当のページが表示されます。

[早見表](#) 1

県央エリア

前橋市	3
伊勢崎市	5
渋川市	10
榛東村	12
吉岡町	15
玉村町	16

西部エリア

高崎市	17
藤岡市	19
富岡市	22
安中市	25
上野村	29
神流町	31
下仁田町	34
南牧村	37
甘楽町	39

吾妻エリア

中之条町	41
長野原町	46
嬬恋村	48
草津町	51
高山村	53
東吾妻町	59

利根沼田エリア

沼田市	63
片品村	66
川場村	68
昭和村	70
みなかみ町	72

東部エリア

桐生市	75
太田市	81
館林市	85
みどり市	89
板倉町	93
明和町	96
千代田町	100
大泉町	104
邑楽町	107

群馬県の情報



群馬県内市町村 移住・定住支援施策一覧(早見表)

最終更新：H30/7/11

市町村名	定住・子育て支援											住宅支援							農村体験就農支援		その他							
	結婚祝金(品)	出産祝金(品)	入学祝金(品)	子育て世帯支援金(品)	給食費補助	保育料補助	学童保育料補助	通学費補助	子ども医療費無料	チャイルドシート購入費補助・貸与	生活補給金の支給	奨学金貸与	空き家情報(*1)・空き家バンク(*2)	新築・増改築(リフォーム)補助	住宅取得費補助	家賃補助	住宅資金利子補給(勤労者以外)	勤労者住宅資金融資・利子補給	住宅用地分譲	公営住宅の紹介	家財処分費補助	体験農園・市民農園	農業体験・ツアー	新規就農者支援	お試し移住施設	起業支援		
1	前橋市				○	○		○	○				*1	○					○			○						
2	伊勢崎市		○					○	○					*2	○			○	○	○								○
3	渋川市							○	○			○		*2	○	○							○		○			
4	榛東村							○	○									○					○					
5	吉岡町							○	○		○							○										
6	玉村町							○	○									○	○				○		○			○
7	高崎市							○	○							○	○			○			○		○			○
8	藤岡市		○					○				○		*2	○			○		○								
9	富岡市		○					○	○					*2	○				○		○		○		○	○	○	○
10	安中市		○					○	○					*2	○			○	○	○	○				○			○
11	上野村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	○		○							○	○
12	神流町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○			○								○
13	下仁田町	○	○	○				○						*2	○			○	○	○			○					○
14	南牧村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			*2	○						○						○	
15	甘楽町		○		○	○	○							*2	○				○				○					○
16	中之条町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		*1	○	○		○		○	○							○
17	長野原町		○	○				○						*2	○					○	○							○
18	嬭恋村		○					○	○						○				○									○
19	草津町		○					○	○																			
20	高山村		○	○	○	○	○	○	○		○	○		*2	○				○	○					○			○
21	東吾妻町		○	○	○	○	○								○			○	○									○
22	沼田市							○	○	○	○	○			○				○			○	○				○	○
23	片品村		○					○	○	○	○	○		*2	○	○							○					
24	川場村		○	○				○	○	○					○				○						○			
25	昭和村				○			○	○					*2	○	○							○					
26	みなかみ町		○	○				○	○		○			*2	○	○			○	○	○		○	○				○
27	桐生市	○	○					○	○	○	○			*2	○			○	○	○			○		○		○	○
28	太田市		○					○	○	○		○						○					○					
29	館林市							○	○					*2	○			○		○			○		○			○
30	みどり市		○		○	○	○			○	○			*2	○			○	○	○			○					○
31	板倉町		○	○	○	○	○			○	○				○			○		○			○					○
32	明和町		○					○			○	○			○				○		○			○				
33	千代田町							○	○	○	○				○	○			○	○			○			○		○
34	大泉町				○			○	○	○					○			○										
35	邑楽町		○					○	○	○	○				○			○		○								○
合計		6	24	11	11	23	35	12	22	35	12	3	20	19	28	8	3	18	13	22	5	18	3	13	6	21		

移住相談窓口	電話	所在地	市町村名	
前橋市未来の芽創造課	027-898-6427	前橋市大手町2-12-1	前橋市	1
伊勢崎市企画調整課	0270-27-2707	伊勢崎市今泉町二丁目410	伊勢崎市	2
渋川市新政策課	0279-22-2401	渋川市石原80	渋川市	3
榛東村産業振興課	0279-54-2211	北群馬郡榛東村大字新井790-1	榛東村	4
吉岡町総務政策課政策室	0279-54-3111	北群馬郡吉岡町大字下野田560	吉岡町	5
玉村町企画課	0270-64-7711	佐波郡玉村町大字下新田201	玉村町	6
高崎市企画調整課	027-321-1202	高崎市高松町35-1	高崎市	7
藤岡市企画課	0274-40-2424	藤岡市中栗須327	藤岡市	8
富岡市地域づくり課	0274-62-1511	富岡市富岡1460-1	富岡市	9
安中市地域創造課	027-382-1111	安中市松井田町新堀245	安中市	10
上野村振興課	0274-59-2111	多野郡上野村大字川和11	上野村	11
神流町総務課	0274-57-2111	多野郡神流町大字万場90-6	神流町	12
下仁田町地域創生課	0274-64-8809	甘楽郡下仁田町大字下仁田682	下仁田町	13
南牧村村づくり・雇用推進課	0274-87-2011	甘楽郡南牧村大字大日向1098	南牧村	14
甘楽町企画課	0274-74-3131	甘楽郡甘楽町大字小幡161-1	甘楽町	15
中之条町企画政策課	0279-75-8837	吾妻郡中之条町大字中之条町1091	中之条町	16
長野原町企画政策課	0279-82-2244	吾妻郡長野原町大字長野原66-3	長野原町	17
嬭恋村移住・集落支援室	0279-96-1794	吾妻郡嬭恋村大字大前1100番地	嬭恋村	18
草津町企画創造課	0279-88-7193	吾妻郡草津町大字草津28	草津町	19
高山村地域振興課	0279-63-2111	吾妻郡高山村大字中山2856-1	高山村	20
東吾妻町企画課	0279-68-2111	吾妻郡東吾妻町大字原町594-3	東吾妻町	21
沼田市観光交流課	0278-23-2111	沼田市西倉内町780	沼田市	22
片品村むらづくり観光課	0278-58-2112	利根郡片品村鎌田3967-3	片品村	23
川場村むらづくり振興課	0278-52-2111	利根郡川場村大字谷地2390-2	川場村	24
昭和村企画課	0278-24-5111	利根郡昭和村大字糸井388	昭和村	25
みなかみ町地域整備課	0278-25-5020	利根郡みなかみ町後閑318番地	みなかみ町	26
桐生市空き家対策室	0277-46-1111	桐生市織姫町1-1	桐生市	27
太田市企画政策課	0276-47-1892	太田市浜町2-35	太田市	28
館林市企画課	0276-72-4111	館林市城町1-1	館林市	29
みどり市企画課	0277-76-0962	みどり市笠懸町鹿2952	みどり市	30
板倉町企画財政課	0276-82-1111	邑楽郡板倉町大字板倉2067	板倉町	31
明和町企画財政課	0276-84-3111	邑楽郡明和町新里250-1	明和町	32
千代田町総務課	0276-86-7007	邑楽郡千代田町大字赤岩1895-1	千代田町	33
大泉町企画戦略課	0276-63-3111	邑楽郡大泉町日の出55-1	大泉町	34
邑楽町企画課	0276-47-5009	邑楽郡邑楽町大字中野2570-1	邑楽町	35

〔県央エリア〕
前橋市

最終更新 : H30/5/25

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>第3子以降学校給食費無料化事業</p> <p>対象者：次の全てに該当する保護者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象児童及び生徒並びに保護者が前橋市内に住所を有していること。 ・同一世帯で小中学校に在学する児童及び生徒を3人以上養育していること。 ・学校給食費に未納がないこと。 <p>ただし、生活保護及び就学援助の認定やその他国等から就学奨励費等により学校給食費相当額の給付を受けている者は対象外。</p> <p>内 容：対象者からの申請により、対象となる児童が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立学校在学の場合：学校給食費を免除する。 ・上記以外に在学の場合：学校給食費相当額を補助金として交付する。 <p>問合せ：《教育委員会総務課 学校給食係》 TEL：027-898-5810</p>
	<p>第3子以降の保育所・認定こども園・公立幼稚園保育料無料化事業</p> <p>対象者：次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象児童と保護者の住民登録が市内にあること。 ・同一世帯で子どもを3人以上扶養していること。 ・保育料算定に必要な税書類が提出されていること。 ・保育料を滞納していないこと。 <p>内 容：対象児童の保育料無料化</p> <p>問合せ：・保育所、認定こども園：《子育て施設課 施設管理係》 TEL：027-220-5705 ・公立幼稚園：《総合教育プラザ 幼児教育センター》 TEL：027-210-1221</p>
	<p>幼稚園保育料補助事業（第3子以降保育料軽減事業）</p> <p>対象者：・市内に住所を有する第3子以降の園児であること。 ・同一世帯で3人以上の子どもを扶養していること。 ・市民税の申告がされていること。</p> <p>内 容：（補助限度額：年額）国立73,200円、私立308,000円</p> <p>問合せ：《子育て施設課 施設指導係》 TEL：027-220-5706</p>
	<p>保育料補助事業（第3子以降の認可外保育施設利用料軽減事業）</p> <p>対象者：・市内に住所を有していること。 ・同一世帯で子どもを3人以上扶養していること。 ・第3子以降の児童が小学校就学前の児童であること。 ・第3子以降の児童が交付対象となる認可外保育施設を利用し、かつ、利用料を支払っていること。 ・本補助金の交付を受けようとする保護者が、前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例に規定する保育料を滞納していないこと。ただし、保育料の納付誓約を行い、計画どおり納付している場合は、この限りではありません。</p> <p>内 容： 第3子以降の認可外保育施設利用料の一部を補助するもの。</p> <p>○補助金額：月額27,000円（上限）</p> <p>問合せ：《子育て施設課 施設指導係》 TEL：027-220-5706</p>
	<p>子ども医療費支給事業</p> <p>対象者：医療保険の加入者のうち、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども</p> <p>内 容： 子どもの医療費のうち保険診療の自己負担金相当額を公費で負担する医療費支給事業で、乳幼児期における疾病の早期発見と早期治療を促進し、さらに小・中学の成長期の子どもの健全な成長を図り、保護者の経済的負担の軽減を目的とする。（群馬県内の市町村で一律実施）</p> <p>問合せ：《国民健康保険課 医療給付係》 TEL：027-898-6253</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>遠距離通学補助事業</p> <p>対象者：次のいずれかに該当する児童生徒 ①富士見町西大河原地区、箕輪地区または大洞地区に居住し、前橋市立白川小または富士見中に通学していること。 ②旧嶺小学校区に居住し、住居から芳賀小への通学距離が旧嶺小との通学距離を超え、公共交通機関を利用していること。 ③前橋市立小中学校に通学し、住居から学校までの直線距離が児童においては3km以上、生徒にあつては5km以上あること。</p> <p>内容：居住地区や公共交通機関の利用に応じて経費の一部を補助します。 対象者には、各学校を通じて申請書をお渡しします。</p> <p>問合せ：《学校教育課 管理係》 TEL：027-898-5812</p>
住宅支援	<p>空き家等利活用ネットワーク事業</p> <p>対象者：前橋市で一戸建ての空き家を探している人</p> <p>内容：市に登録している不動産業者が保有している空き家物件の情報を提供</p> <p>問合せ：《建築住宅課 空き家利活用センター》 TEL：027-898-6081</p> <p>空き家対策補助制度①空き家リフォーム補助②空き家を活用した二世帯近居・同居住宅補助</p> <p>対象者：①空き家を購入し、又は賃借してリフォームする人 ②親若しくは子と同居するため、又は親若しくは子が居住する家から1km以内に近居するため、空き家を購入し、又は賃借して、解体して新築又はリフォームする人</p> <p>内容：①工事費の3分の1以内で上限100万円を支給 ②工事費の3分の1以内で上限120万円を支給 いずれも市外からの転入者1人20万円（4人まで）、中学校修了前1人10万円（4人まで）、夫婦とも39歳以下の場合10万円を工事費の3分の1を超えない範囲で加算</p> <p>問合せ：《建築住宅課 空き家利活用センター》 TEL：027-898-6081</p>
農村体験・就農支援	<p>市民農園</p> <p>対象者：市内に居住又は通勤する農業者以外の者</p> <p>内容：大胡ふれあい農園 50㎡×42区画 3,600円/年度 五十山ふれあい農園 50㎡×54区画 3,600円/年度 駐車場・トイレ・水道あり。</p> <p>問合せ：《農政課 地域営農係》 TEL：027-898-6703</p> <p>新規参入者定着支援事業</p> <p>対象者：・本市に転入し、新たに農業経営を開始する方 ・就農時点で45歳未満の方 ・本事業を活用後、引き続き市内で5年以上の農業経営を行う方</p> <p>内容：農家住宅等の月額家賃の1/2（上限2万円）を補助（2年間を限度とする） 詳細についてはお問合せください。</p> <p>問合せ：《農業委員会事務局 農業振興係》 TEL：027-898-6733</p>
その他	<p>UIJターン若者就職奨励金</p> <p>(新) 対象者：下記に該当する40歳未満の者 ・UIJターンによって前橋市に転入し、平成29年7月2日以降に市内中小企業に就職した者 ・前橋市に転入後6か月以内もしくは転入前3か月以内に就職（正規雇用）し、その後6か月以上継続して勤務している者。 ・奨励金交付後も前橋市に住み続ける意思がある者。 ・市税を滞納していない者。</p> <p>内容：対象労働者1人につき5万円 なお、扶養親族等とともに転入した場合は、扶養親族等1人につきそれぞれ25,000円を加算。ただし、同一世帯に交付する額は支給対象者と合わせて10万円を上限とする。</p> <p>問合せ：《産業政策課 雇用促進係》 TEL：027-898-6985</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>第3子以降出産祝金</p> <p>対象者：第3子以降の子どもが生まれた人で次に該当する人 ①第3子以降の出産時点で6ヶ月以上本市に住所を有している人 ②第3子以降の出産時点で2人以上を実際に養育（同居が原則）している人 ③外国人の場合は、①と②のほかに「永住者」または「特別永住者」の在留資格を有している人</p> <p>内 容：次世代を担う子の出産を奨励し、児童の健全な発育と福祉の増進を図るため、児童1人につき10万円を支給</p> <p>問合せ：《子育て支援課 手当給付係》 TEL：0270-27-2750</p>
	<p>放課後児童クラブ利用者負担金減免</p> <p>対象者：①生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受けている人 ⇒利用者負担金の全額 ②当該年度分(4月分から6月分までの利用者負担金にあっては前年度分)の市民税が非課税である世帯に属する人 ⇒利用者負担金の100分の50に相当する額 ③当該年度分(4月分から6月分までの利用者負担金にあっては前年度分)の市民税の所得割が非課税であって均等割のみ課税されている世帯に属する人 ⇒利用者負担金の100分の25に相当する額</p> <p>内 容：児童が公設公営、公設民営の放課後児童クラブを利用している場合に、次のいずれかの要件を満たしている場合は利用者負担金を減免する</p> <p>問合せ：《子育て支援課》 TEL：0270-27-8805</p>
	<p>放課後児童クラブ利用者負担金助成</p> <p>対象者：①生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受けている人 ⇒利用者負担金の全額 ②当該年度分の市民税が非課税である人 ⇒利用者負担金の100分の50に相当する額（ただし、月額5,000円を上限） ③当該年度分の市民税の所得割が非課税であって均等割のみ課税されている人 ⇒利用者負担金の100分の25に相当する額（ただし、月額2,500円を上限）</p> <p>内 容：児童が民設民営の放課後児童クラブを利用している場合に、保護者と児童が市内に住民登録をしており、次のいずれかの要件を満たしている場合は利用者負担金を助成する</p> <p>問合せ：《子育て支援課》 TEL：0270-27-8805</p>
	<p>中学生までの子ども医療費無料</p> <p>対象者：中学校3年生までの人（満15歳の誕生日以後の最初の3月31日まで。ただし4月1日生まれは15歳の誕生日の前日まで。）</p> <p>内 容：中学校卒業までの子どもの医療費（入院・外来ともに）の自己負担額を無料とする</p> <p>問合せ：《年金医療課 医療助成係》 TEL：0270-27-2740</p>
	<p>第3子以降保育料無料</p> <p>対象者：・児童と保護者が市内に住民登録をしていること ・第3子以降の児童が保育所（園）、市立幼稚園、新制度移行後の私立幼稚園、認定こども園に通所、通園していること ・同一世帯で子どもを3人以上扶養していること。ただし、所得金額が38万円（給与収入は103万円）を超える者は扶養の人数から除く ・申請時点で利用者負担（保育料）、市税に滞納がないこと</p> <p>内 容：3人以上の子どもを扶養している世帯の3人目以降の児童が幼稚園、保育所（園）、認定こども園などに入園している場合、申請により利用者負担（保育料）を無料とする</p> <p>問合せ：《こども保育課》 TEL：0270-27-2751 《学校教育課》 TEL：0270-27-2787</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>利用者支援事業【子育てコンシェルジュ】</p> <p>対象者： 小学校就学前の子どもがいる子育て家庭</p> <p>内 容： 窓口に配置された専門員による、幼稚園や保育所（園）、認定こども園などの施設や地域の子育て支援事業などの案内、情報の提供、相談受付</p> <p>問合せ： 《こども保育課》 ℡：0270-27-2751</p>
	<p>就園奨励費事業【第3子以降保育料軽減】</p> <p>対象者： 就園奨励費の該当幼稚園を利用し、市内に住民登録をしている園児と保護者で、次の要件を満たす人 ・就園している園児が、保護者と生計を一にする兄・姉から数えて第3子以降の子であること</p> <p>内 容： 30万8,000円を限度として保育料を補助</p> <p>問合せ： 《学校教育課》 ℡：0270-27-2787</p>
	<p>ワクチン&子育てナビ</p> <p>対象者： 主に就学前の子どもの保護者</p> <p>内 容： 予防接種スケジュール管理システムや子育て情報の提供を行うモバイルサービス。スマートフォンや携帯電話などからインターネットを通じて、保護者や子どもの名前（ともにニックネーム）・生年月日・メールアドレスなどを登録することで、適切な予防接種スケジュールを自動作成する。保護者はそのスケジュールに沿って医療機関に予約をし、接種時期が近づくとお知らせメールが届く。予防接種スケジュール管理機能のほかには、子どもの健診予定日前に健診のお知らせメールの配信、予防接種実施医療機関の検索、子どもの成長記録（写真やコメントの記録、成長グラフの作成）、感染症情報（毎週更新）、小児の休日夜間診療情報、子育て情報などの閲覧が出来る。 ※登録料・利用料は無料、通信費用は利用者負担</p> <p>問合せ： 《健康づくり課 保健予防係》 ℡：0270-27-2746</p>
	<p>ロタウイルス予防接種費用の助成</p> <p>対象者： ・接種者が接種日当日に市内に住民登録をしていること ・平成30年4月1日（日曜日）から平成31年3月31日（日曜日）までに接種していること ・伊勢崎市と玉村町の市指定医療機関で接種していること ・初回接種は、生後6週から生後14週6日までに接種していること（2回目以降の接種は、ロタリックスの場合は24週0日までに接種、ロタテックの場合は32週0日までに接種していること）</p> <p>内 容： 平成29年4月1日から、ロタウイルス予防接種の費用助成を開始（助成額および助成回数はワクチンの種類によって異なり、ロタリックスが1回7,500円で2回まで、ロタテックが1回5,000円で3回まで）</p> <p>問合せ： 《健康づくり課 保健予防係》 ℡：0270-27-2746</p>
	<p>不妊治療費の助成</p> <p>対象者： 不妊治療を行っている夫婦で、次の要件を満たす人 ①医師による不妊治療を行っている法律上の婚姻関係にある夫婦であること ②夫婦の双方またはいずれか一方が、申請日の1年以上前から引き続き伊勢崎市に住所があること ③医療保険法における医療保険に加入していること ④伊勢崎市の市税及び国民健康保険税に滞納がないこと ⑤他の地方公共団体から同一の不妊治療に対し同種の補助を受けていないこと</p> <p>内 容： 不妊治療に要する医療費の一部を助成する（当該年度内の不妊治療に要する自己負担額の2分の1 上限：年額10万円）。また、助成金の申請は1年度（4月1日から翌年3月31日まで）につき1回とし、助成回数は、同一夫婦について通算3回を限度とする。</p> <p>問合せ： 《健康管理センター》 ℡：0270-23-6675</p>
	<p>不育治療費の助成</p> <p>対象者： 不育治療を行っている夫婦で、次の要件を満たす人 ①医師による不育治療を行っている法律上の婚姻関係にある夫婦であること ②夫婦の双方またはいずれか一方が、申請日の1年以上前から引き続き伊勢崎市に住所があること ③医療保険法における医療保険に加入していること ④伊勢崎市の市税及び国民健康保険税に滞納がないこと ⑤他の地方公共団体から同一の不育治療に対し同種の補助を受けていないこと</p> <p>内 容： 不育治療に要する医療費の一部を助成する（当該年度内の不育治療に要する自己負担額の2分の1 上限：年額20万円）。また、助成金の申請は1年度（4月1日から翌年3月31日まで）につき1回とし、助成回数は、同一夫婦について通算3回を限度とする。</p> <p>問合せ： 《健康管理センター》 ℡：0270-23-6675</p>

〔県央エリア〕

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>新生児聴覚検査費用の助成</p> <p>対象者：伊勢崎市に住所があり、原則生後1か月以内に新生児聴覚検査を受けた子どもの保護者</p> <p>内容：自動聴性脳幹反応検査（AABR）、耳音響放射検査（OAE）等の新生児聴覚検査にかかる費用の一部助成 ※助成金：1人につき1回まで、上限：3,000円（3,000円に満たない場合はその額まで） ※申請期限は検査をしてから6ヶ月以内</p> <p>問合せ：《健康管理センター》 TEL：0270-23-6675</p>
	<p>出生祝品の贈呈</p> <p>対象者：本市が受領した出生届に記載された子</p> <p>内容：出生届出時に祝品として出生記念証及び新生児用品「Made in いせさき製品」を贈呈する</p> <p>問合せ：《市民課》 TEL：0270-27-2726</p>
	<p>ファミリー・サポート・センター事業</p> <p>対象者：子育ての手助けをして欲しい人（利用会員）または子育てのお手伝いをしたい人（援助会員）</p> <p>内容：利用会員からの依頼に応じてお手伝いをしたい人（援助会員）を紹介し、保育施設までの送迎など、保育施設では対応しきれない保育を有料で援助する</p> <p>問合せ：《こども保育課》 TEL：0270-27-2751 ※お申し込み先： 《あかいし保育園内》 TEL：0270-23-6471</p>
住宅支援	<p>伊勢崎市空き家情報バンク</p> <p>(新) 対象者：伊勢崎市内の空き家を売りたい・貸したい人、空き家を買いたい・借りたい人</p> <p>内容：管理不全な空き家の発生を予防し、空き家の利活用の推進を図るため、市が群馬県宅地建物取引業協会や全日本不動産協会群馬県本部などと協力し、市内の空き家の情報を発信する</p> <p>問合せ：《環境保全課 空家対策係》 TEL：0270-27-2797</p>
	<p>浄化槽設置に対する補助</p> <p>(新) 対象：これから浄化槽を設置するもので、次の要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置する合併処理浄化槽が窒素または、窒素およびリン除去能力のある高度処理型浄化槽 ・環境省の定める環境配慮型浄化槽の性能要件を満たすもの ・設置する合併処理浄化槽の大きさが10人槽以下のもの ・浄化槽を使用する建物が申請者が居住するための専用住宅（小規模店舗併用住宅を含む） ・申請者が、過去に合併処理浄化槽の設置補助金の交付を受けていない ・申請者が、公共事業等に係る合併処理浄化槽又は単独処理浄化槽等の補償を受けていない ・浄化槽を設置する場所が、公共下水道・農業集落排水の供用開始区域外、市設置型浄化槽の整備区域外 <p>内容：生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する（設置補助：5人槽15万円、7人槽18万円、10人槽21万円・単独処理浄化槽等からの転換撤去等補助：5人槽45万円、7人槽48万円、10人槽51万円〔県の浄化槽エコ補助金10万円を含む〕・設置補助＋エコ補助：5人槽25万円、7人槽28万円、10人槽31万円）</p> <p>問合せ：《下水道管理課 生活排水係》 TEL：0270-27-2775 ※詳しくは、伊勢崎市ホームページ（「いせさきぐらし」 https://www.city.isesaki.lg.jp/isesaki_life/index.html）をご覧ください</p>
	<p>土地区画整理地内の保留地の公売</p> <p>対象者：原則として土地売買契約から30日以内に土地代金の全額を払込みできる人</p> <p>内容：区画整理によって生み出された保留地（西部地区・東部第二地区・茂呂第一地区）を住宅用地として販売</p> <p>問合せ：《区画整理課 換地工務係》 TEL：0270-27-2771</p>

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p>勤労者住宅資金の貸付</p> <p>対象者： 次の要件を満たす人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊勢崎市内に自宅を新築・増改築・建売等により購入しようとする人 ・伊勢崎市内に1年以上居住または勤務する勤労者 ・3年以内に住宅建設できる人 ※着工後及び購入後の融資は対象外 <p>内 容： 融資限度額 2,000万円 融資利率 2.0%以内 融資期間 20年以内（返済の最終年は、満65歳まで）</p> <p>問合せ： 《商工労働課 融資労政係》 TEL：0270-27-2755</p>
	<p>住宅用太陽光発電システム設置費補助金</p> <p>対象者： ・平成30年度中に設置工事を完了し、電力会社と電力受給を開始して、補助金交付申請書兼実績報告書を提出できる人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊勢崎市内の住宅に自らが居住し、かつその住宅に自ら対象システムを設置した人 ・伊勢崎市税の滞納がない人 <p>内 容： 対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値に1KWあたり2万円を乗じて得た額とし、4万円を上限とする</p> <p>問合せ： 《環境保全課 環境企画係》 TEL：0270-27-2733</p>
	<p>市有地の売払い</p> <p>対象者： 次の要件を満たす人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人または法人 ・代金の支払い能力がある人（市、県民税を滞納していない人） ・伊勢崎市暴力団排除条例第2条第3号および第4号（暴力団、暴力団員等）の規定に該当しない人 <p>内 容： 利用予定のない市有地の売払いを行う</p> <p>問合せ： 《管財課管財係》 TEL：0270-27-2703 《都市計画課用地工務係》 TEL：0270-27-2766 《都市開発課再開発係》 TEL：0270-21-7490 《水道局総務課総務係》 TEL：0270-30-1272</p>
	<p>市営住宅の紹介</p> <p>対象者： 入居申込みができる人は次の要件を満たす人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在住宅に困窮していることが明らかな人 ・世帯員2人以上の家族構成を有する人（単身の場合は条件によって可） ・世帯の全員が市民税等を滞納していないこと ・世帯の全員が伊勢崎市暴力団排除条例（平成24年伊勢崎市条例第32号）第2項第3号および第4号の規定に該当しないこと ・市が定める日までに連帯保証人を1人つけられる人 ・入居に際して、敷金（家賃3か月分）を納められる人 ・市が定める収入基準に当てはまる人 <p>内 容： 市営住宅の募集を、原則として年4回（4月・7月・10月・1月の月上旬）行い、募集ごとに、広報や市ホームページにて入居条件や募集住戸等について紹介</p> <p>問合せ： 《住宅課 住宅管理係》 TEL：0270-27-2764 ※詳しくは、伊勢崎市ホームページ（「いせさきぐらし」 https://www.city.isesaki.lg.jp/isesaki_life/index.html）をご覧ください</p>

〔県央エリア〕

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p>創業促進サポート補助金</p> <p>(新) 対象者：市内で新たに創業する人で次の要件を満たす人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内において当該補助金の申請年度内に創業する人 ・市・県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税および国民健康保険税を滞納していない ・個人が事業を開始する場合にあっては創業時において市内に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている人。新たに設立される会社が事業を開始する場合にあっては事業所が会社の本店または主たる事務所であること ・伊勢崎市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業による支援を受けた人 ・創業に際して、法令等に基づく資格又は許認可が必要な業種については、交付申請時において既に取得している、または取得することが確実と見込まれる人 ・交付申請時において他の法人の代表または役員の職にない人 ・3年以上継続して事業を行う意欲があり、原則として週30時間以上営業を行う人 ・事業所の設置について商工会議所、商工会、近隣商店街等への情報提供に同意する人 ・伊勢崎市暴力団排除条例(平成24年伊勢崎市条例第32号)第2項第3号および第4号に規定する者でない人 ・過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない人 <p>内 容：市内における創業を促進することで地域経済の活性化を図るため、市内で新たに創業する人に対し、創業時に必要となる各種経費の一部について、予算の範囲内において補助する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 補助対象経費の2分の1以内を交付（ただし、1,000円未満は切り捨て） ・補助限度額 100万円 ・補助対象経費 事業所改装費、備品購入費、販売促進に係る経費など ・募集期間 平成30年5月1日（火）～7月31日（火） <p>問合せ：《商工労働課 商工振興係》 TEL：0270-27-2754 ※詳しくは、伊勢崎市ホームページ（「いせさきぐらし」 https://www.city.isesaki.lg.jp/isesaki_life/index.html）をご覧ください</p>
	<p>中小企業活性化資金の融資</p> <p>対象者：次の全ての条件を満たす中小企業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業信用保険法で定める特定中小企業者で、市税を完納していること ・（法人の場合）市内に主たる事業活動を行う店舗、工場または事業所を登記していること ・（個人の場合）市内に1年以上居住していること <p>※着工後および購入後の融資は対象外、創業者（創業から1年未満の人を含む）は保証必須</p> <p>内 容：資金使途 運転資金、設備資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ※3, 5, 7ナンバーの車両（普通乗用車、小型乗用車）は不可 <p>融資限度額 運転資金1,500万円 設備資金3,000万円</p> <p>融資利率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転資金年利1.7%以内（信用保証付 1.3%以内） 特別融資利率適用（前年比5%以上の売上減）の場合は年利1.5%以内（信用保証付 1.1%以内） ・設備資金年利1.7%以内（信用保証付 1.3%以内） <p>※創業者（事業開始から1年未満の者含む）は保証必須</p> <p>融資期間</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転資金 6年以内 【うち据置1年以内】 設備資金 8年以内 【うち据置1年以内、新築及び増改築の場合は10年以内（うち据置1年以内）】 <p>問合せ：《商工労働課 融資労政係》 TEL：0270-27-2755</p>
	<p>住宅リフォーム助成事業</p> <p>対象者：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住民登録のある人 ・対象住宅（平成20年以前に建築した住宅）に平成30年4月1日時点で3年以上継続して居住する個人住宅の所有者 ・市税を滞納していない人 ・平成29年の合計所得金額が700万円以下の人 ・平成28・29年度に本事業の助成を受けていない人 <p>内 容：居住環境の向上と地域経済の活性化を目的として、個人住宅のリフォーム工事を市内の施工業者に依頼して行う場合、その工事費用の一部を助成する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成金額 助成対象経費の30%（千円未満切り捨て） ・補助限度額 15万円 ・対象住宅 平成20年以前に建築され、平成28・29年度に本事業の助成を受けていない、申請者が所有・居住している市内の住宅 ・対象工事 住宅本体と内部の修繕・機能向上を目的とした、対象経費10万円以上の工事 ・事前相談、確認期間 平成30年5月14日（月）～6月8日（金）※平日のみ ・申請受付期間 平成30年6月10日（日）～7月6日（金）※6月10日以外は平日のみ <p>問合せ：《商工労働課 商工振興係》 TEL：0270-27-2754</p>

【伊勢崎市】

渋川市

最終更新：H30/5/25

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>幼児教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）保育料の無料化（第2子まで拡大）</p> <p>対象者：同一世帯で2人以上の子どもを扶養し、その2人目以降の子が在園する場合 次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象児童と保護者の住民登録が市内にあること。 ・同一世帯で子どもを2人以上扶養していること。 ・保育料算定に必要な税書類が提出されていること。 ・保育料を滞納していないこと。 <p>内 容：対象児童（2人目以降）の保育料を無料とする。</p> <p>問合せ：《こども課保育幼稚園係》 TEL：0279-22-2415</p>
	<p>こども医療費無料化</p> <p>対象者：中学校卒業までのこども（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）</p> <p>内 容：医療費（入院・外来ともに）無料</p> <p>問合せ：《保険年金課医療給付係》 TEL：0279-22-2461</p>
	<p>公立幼稚園通園バス使用料無料化・私立幼稚園通園バス使用料一部補助事業</p> <p>対象者：公立幼稚園の通園バス使用者、私立幼稚園の通園バス使用者</p> <p>内 容：公立幼稚園の通園バス使用者に対し全額無料とし、私立幼稚園の通園バス使用者に一部補助する</p> <p>問合せ：《こども課保育幼稚園係》 TEL：0279-22-2415</p>
	<p>遠距離通学児童通学費補助事業・遠距離通学生徒通学費補助事業</p> <p>対象者：遠距離通学の小学校児童及び中学校生徒で路線バスを使用する者</p> <p>内 容：通学費の全額を補助（H27.4.1～全額補助）</p> <p>問合せ：《教育総務課 小・中学校再編統合推進係》 TEL：0279-22-2076</p>
	<p>奨学金貸与事業</p> <p>対象者：本市に1年以上居住し、修学の意欲と能力がありながら経済的理由により修学が困難な者（高等学校、中等教育学校、大学、短大、高等専門学校、専修学校に入学、在学）</p> <p>内 容：在学状況に応じ、下記のとおり奨学金を無利子で貸与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校、中等教育学校 月額10,000円以内 ・高等専門学校 月額15,000円以内 ・大学、短大、専修学校 月額35,000円以内 <p>問合せ：《教育総務課 管理係》 TEL：0279-22-2076</p>
	<p>保育料及び私立幼稚園就園奨励費補助金の寡婦（夫）控除のみなし適用</p> <p>対象者：税法上の寡婦（夫）控除の対象とならない未婚のひとり親家庭</p> <p>内 容：寡婦（夫）控除適用されるものとみなして保育料等の算定をする。</p> <p>問合せ：《こども課保育幼稚園係》 TEL：0279-22-2415</p>
	<p>学校給食費全額公費負担</p> <p>対象者：渋川市立小中学校に通う児童生徒</p> <p>内 容：児童生徒の学校給食費を全額公費負担</p> <p>問合せ：《学校給食課学校給食係》 TEL：0279-22-0132</p>
住宅支援	<p>借上賃貸住宅事業</p> <p>対象者：一定の収入基準を満たしている者</p> <p>内 容：中心市街地の活性化と人口の定住化を推進するため、土地所有者等が公営住宅並に建設した賃貸住宅を市が借り上げ、入居者に家賃の助成をして賃貸する。</p> <p>助成率：一般入居者は家賃の20/100を助成 高齢者・障害者・母子・父子家庭の入居者は家賃の30/100を助成</p> <p>問合せ：《建築住宅課住宅管理係》 TEL：0279-22-2072</p>

〔県央エリア〕

分類	事業名（対象者・内容）									
	<p>田舎ん家利用促進事業</p> <p>対象者：空き農家に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与しようとする者、もしくは空き農地を利用し積極的に農業に従事しようとする者</p> <p>内容：空き農家の有効利用、農村と都市との交流による地域の活性化を図るため、渋川市内に存在する空き農家等についての情報収集及び情報提供（情報バンク制度登録）を行い、有効活用を促進する。</p> <p>問合せ：《農林課農政係》 TEL：0279-22-2593</p> <hr/> <p>住宅リフォーム促進事業</p> <p>対象者：市内在住者</p> <p>内容：住宅のリフォームに対し補助金の交付を行う。補助率は、20万円以上の補助対象工事費に対し1/10を補助。限度額は10万円</p> <p>問合せ：《建築住宅課指導係》 TEL：0279-22-2072</p> <hr/> <p>空家活用支援事業</p> <p>対象者：空家の所有者、空家を取得し、居住する目的でリフォームする者</p> <p>内容：空家のリフォームに対し補助金の交付を行う。補助率は、20万円以上の補助対象工事費に対し1/10を補助、限度額は30万円。市外転入者、若者夫婦世帯、子育て世帯に該当する場合は、補助額に10万円の加算を行う。</p> <p>問合せ：《建築住宅課指導係》 TEL：0279-22-2072</p> <hr/> <p>空き家バンク</p> <p>(新) 対象者：渋川市内の空き家を買いたい（借りたい）方あるいは売りたい（貸したい）方</p> <p>内容：渋川市内への移住・定住を支援するため、市内の空き家物件の情報をホームページなどで提供。ただいま空き家の登録を募集中。</p> <p>問合せ：《市民協働推進課安全安心係》 TEL：0279-22-2463</p>									
住宅支援	<p>移住者住宅支援事業</p> <p>対象者：住宅を取得して市外から転入する者</p> <p>内容：助成額は、一律20万円。若者夫婦世帯、子育て世帯に該当する場合は、助成額に10万円の加算を行う。</p> <p>問合せ：《建築住宅課住宅管理係》 TEL：0279-22-2072</p> <hr/> <p>空き家相談事業</p> <p>(新) 対象者：市内において</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家空き地等の所有者・管理者。所有家屋が空き家等になるおそれがある者。 ・空き家空き地の賃貸借又は売買を求める者。 <p>内容：相談日は毎月第二水曜日で、1回30分。空き家の売買・賃貸、解体・改築、空き家における将来の不安に対する相談について、一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会の宅地建物取引士が対応する。</p> <p>なお、相談は無料。</p> <p>問合せ：《市民協働推進課安全安心係》 TEL：0279-22-2463</p>									
農村体験・就農支援	<p>市民農園</p> <p>対象者：市内在住で農業者以外の者</p> <p>内容：利用期間は1ヵ年度間</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">渋川地区</td> <td style="padding-right: 10px;">30㎡×126区画</td> <td>3,000円／年度</td> </tr> <tr> <td>赤城地区</td> <td>50㎡×68区画</td> <td>3,000円／年度</td> </tr> <tr> <td>北橘地区</td> <td>50㎡×44区画</td> <td>3,000円／年度</td> </tr> </table> <p>問合せ：《農林課農政係》 TEL：0279-22-2593</p>	渋川地区	30㎡×126区画	3,000円／年度	赤城地区	50㎡×68区画	3,000円／年度	北橘地区	50㎡×44区画	3,000円／年度
渋川地区	30㎡×126区画	3,000円／年度								
赤城地区	50㎡×68区画	3,000円／年度								
北橘地区	50㎡×44区画	3,000円／年度								

榛東村

最終更新：H30/5/25

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>子育て支援(保育園・認定こども園)</p> <p>対象者： 村内の乳幼児と保護者</p> <p>内 容： 村内各保育園・認定こども園にて育児相談・ふれあい保育等を行っています。 月曜日～金曜日 午前9時～正午/午後1時～4時(無料)</p> <p>問合せ： 《住民生活課 児童福祉係》 TEL：0279-54-2211 コアクラブ(榛東北部保育園) TEL：0279-54-2900 ひよこクラブ(榛東中央こども園) TEL：0279-55-0008 コスモスクラブ(榛東南部保育園) TEL：0279-54-2572</p>
	<p>子育て支援(幼稚園)</p> <p>対象者： 村内の乳幼児と保護者</p> <p>内 容： 村内各幼稚園にて子育て支援センターの開放、育児相談等を行っています。 月曜日～金曜日 午前10時～11時30分(無料) (お休みの場合もありますので、各園でご確認ください。)</p> <p>問合せ： にこにこクラブ(榛東村立北幼稚園) TEL：0279-54-3211 たんぼぼクラブ(榛東村立南幼稚園) TEL：0279-54-7877</p>
	<p>母子保健事業(子育て支援)</p> <p>対象者： 村内の乳幼児と保護者</p> <p>内 容： 榛東村保健相談センターにて、各種子育て支援を行っています。 ・子育てサロン(紙芝居や手遊び、歌など親子で楽しく遊びます。) ・すくすく教室(母乳相談や離乳食相談、リトミックなどを行います。) ・ブックスタート(7か月児健診時に絵本をお渡ししています。)</p> <p>問合せ： 《健康保険課 保健相談センター》 TEL：0279-70-8052</p>
	<p>産前・産後サポート</p> <p>対象者： 村内に住所のある産前1ヶ月から産後1年の妊産婦 双子以上の場合、産前2ヶ月から産後1年までの妊産婦</p> <p>内 容： 産前・産後に家事・育児の支援が必要な方に支援ヘルパーを派遣し、3回まで無料で食事の準備や衣類の洗濯、掃除等の家事援助、育児相談を行います。 ※渋川市、吉岡町と共同実施</p> <p>問合せ： 《住民生活課 児童福祉係》 TEL：0279-54-2211</p>
	<p>第3子以降保育料軽減化事業(保育園・認定こども園)</p> <p>対象者： 村内に住所を有し、18歳以下の兄弟姉妹がいる第3子以降の乳幼児</p> <p>内 容： 当該年度の末日時点において、18歳以下の兄弟姉妹がいる場合、第3子以降の保育料を無料としています。</p> <p>問合せ： 《住民生活課 児童福祉係》 TEL：0279-54-2211</p>
	<p>第3子以降保育料軽減化事業(幼稚園)</p> <p>対象者： 村内に住所を有し、18歳以下の兄弟姉妹がいる第3子以降で、榛東村立の幼稚園に通園する子供</p> <p>内 容： 当該年度の末日時点において、18歳以下の兄弟姉妹がいる場合、第3子以降の保育料を無料としています。</p> <p>問合せ： 《教育委員会事務局 幼稚園係》 TEL：0279-54-2211</p>

〔県央エリア〕

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>第3子以降給食費補助事業</p> <p>対象者： 村内に住所を有し、18歳以下の兄弟姉妹がいる第3子以降の中学生までの子供</p> <p>内 容： 本村に住所を有する扶養義務者が養育している18歳以下の子供が3人以上いる場合、3人目以降の子供が榛東村内の保育園・認定こども園又は榛東村立の幼稚園・小学校・中学校へ入学されている場合、給食費は村が負担します。</p> <p>問合せ： 保育園・認定こども園 《住民生活課 児童福祉係》 TEL：0279-54-2211 小学校、中学校及び幼稚園 《学校給食センター》 TEL：0279-54-2629</p>
	<p>給食費10%軽減事業</p> <p>対象者： 村内の幼稚園・小学校・中学校へ通っている幼児・児童・生徒</p> <p>内 容： 村立幼稚園・小学校・中学校給食費の10%相当額を村が負担します。</p> <p>問合せ： 《学校給食センター》 TEL：0279-54-2629</p>
	<p>福祉医療</p> <p>対象者： 村内の中学校卒業までの子ども・母(父)子家庭等</p> <p>内 容： 中学校卒業までの子どもの医療費(入院・外来ともに)について無料化を実施しています。(群馬県内の市町村で一律実施)</p> <p>問合せ： 《健康保険課 福祉医療係》 TEL：0279-54-2211</p>
	<p>任意予防接種費用一部助成</p> <p>対象者： ・ロタ…生後6週から32週(または24週) ・おたふくかぜ…1歳以上5歳未満</p> <p>内 容： 対象年齢の乳幼児が、該当の予防接種を受けた場合の自己負担の一部を助成します。(予防接種の種類によって、助成額は異なります。)</p> <p>問合せ： 《健康保険課 保健相談センター》 TEL：0279-70-8052</p>
	<p>予防接種モバイルサービス</p> <p>対象者： 村内の乳幼児と保護者</p> <p>内 容： お子さんに合わせた予防接種スケジュールを自動で作成し、接種日が近づくと電子メールでお知らせします。また、乳幼児健診のお知らせを電子メールでお知らせします。</p> <p>問合せ： 《健康保険課 保健相談センター》 TEL：0279-70-8052</p>
	<p>不妊・不育治療費助成事業</p> <p>対象者： 次の①～④のすべてに該当する方 ①法律上の婚姻関係にある夫婦である方 ②夫婦の双方またはどちらか一方が、申請日に榛東村に住所がある方 ③医療保険各法の被保険者または被扶養者である方 ④税金(本人および同一世帯家族)の滞納がない方</p> <p>内 容： 医師が必要と認めた一般不妊治療、特定不妊治療、男性不妊治療および不育治療(検査費用を含む)の2分の1(千円未満は切り捨て)を助成します。(治療の種類によって、助成上限額と助成回数が異なります。)</p> <p>問合せ： 《健康保険課 保健相談センター》 TEL：0279-70-8052</p>

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p>勤労者住宅建設資金利子補給制度</p> <p>対象者： 村内に専用住宅を新築または購入し、金融機関から住宅建設に係る資金の借入を行った給与取得者。</p> <p>内 容： 勤労者が金融機関等から建設資金を借りて、榛東村内に専用住宅を新築または購入した場合、金融機関が勤労者に貸付けた額のうち「300万円以内」に対して、「年利1%」の割合で計算した額の利子補給を3年間受けることができます。</p> <p>問合せ： 《産業振興課 商工・労働係》 TEL：0279-54-2211</p>
	<p>太陽光発電補助金制度</p> <p>対象者： ・村内の自ら居住する住宅に発電システムを設置していること又は村内に自ら居住するため発電システム付き住宅を購入していること。 ・補助金を受けようとする者及びその者の属する世帯全員が、補助金交付申請時に村税等を滞納していないこと。 ・過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。 ※補助金を受けることができる者(法人を除く。)は、上記に掲げる要件を全て満たす者となります。</p> <p>内 容： 【村内業者による工事の場合】 太陽電池モジュール(太陽光パネル)の公称最大出力1kwあたり4万円(上限4kw、16万円まで)。補助金のうち、50%(1,000未満は切捨て)は商業振興券で交付しています。 【村外業者による工事の場合】 太陽電池モジュール(太陽光パネル)の公称最大出力1kwあたり2万円(上限4kw、8万円まで)交付しています。</p> <p>問合せ： 《住民生活課 環境衛生係》 TEL：0279-54-2211</p>
	<p>空家対策補助制度(定住を目的としたリフォーム)</p> <p>(新) 対象者： 概ね1年以上の空家に定住を目的としてリフォームを行う人で、次のいずれにも該当する人 ・補助金を受けようとする人(個人の場合はその属する世帯全員も含む)が市区町村税を滞納していないこと ・今後10年以上榛東村に住居登録され、かつ、生活の本拠となる見込のあること ・工事の完了報告をその申請に係る年度末(村の休日に当たる場合は、その直前の休日でない日)までにできること</p> <p>内 容： 工事費の2分の1以内で上限50万円 村外からの転入者の場合10万円、夫婦のどちらか一方が40歳未満の場合10万円、中学校修了前の子どもがいる場合1人あたり10万円(3人まで)を工事費の超えない範囲で加算</p> <p>問合せ： 《建設課 空家対策係》 TEL：0279-54-2211</p>
農村体験・就農支援	<p>市民農園の設置</p> <p>対象者：</p> <p>内 容： 野菜や草花等を栽培していただき、土や緑などの自然とのふれあいを通じて農業に対する理解を深めていただくため、市民農園を貸出しています。</p> <p>問合せ： 《産業振興課 農政係》 TEL：0279-54-2211</p>

〔県央エリア〕
吉岡町

最終更新 : H30/5/25

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>乳幼児・小中学生等の医療費無料化</p> <p>対象者： 中学校3年生まで （15歳に達する日以後の最初の3月31日まで。）</p> <p>内 容： 子どもの医療保険自己負担分が無料になる制度です。</p> <p>問合せ： 《健康福祉課 保険室》 TEL：0279-26-2249</p>
	<p>チャイルドシート購入補助</p> <p>対象者： 購入日に6歳未満のお子さんを養育し、申請日に吉岡町内に住所を有している方。（ただし、購入から1年以内に申請し、町税を滞納していない方に限る。）</p> <p>内 容： 安全基準を満たすチャイルドシートの購入価格（消費税含む）の2分の1（千円未満切捨、上限8,000円）を補助する制度です。</p> <p>問合せ： 《町民生活課 生活環境室》 TEL：0279-26-2243</p>
	<p>産前・産後サポート事業</p> <p>対象者： 町内に住所のある産前1ヶ月から産後1年までの妊産婦 （双子など多胎の場合は、産前2ヶ月前から産後1年までの妊産婦） 家事・育児を手伝う家族がいない妊産婦 ※産後4ヶ月～1年の産婦は在宅が条件</p> <p>内 容： 家事援助（通常の食事の準備、後片付け、洗濯、掃除等） 育児援助（授乳、おむつ交換、沐浴介助等） 【利用時間】 午前9時から午後6時まで（1日2時間までの利用） 【利用料金】 3回目までは無料、4回目以降は1回1,700円。 （最大30回まで）（多胎の場合は最大60回まで）</p> <p>問合せ： 《健康福祉課 子育て福祉室》 TEL：0279-26-2248</p>
	<p>学校給食費補助</p> <p>対象者： 町内の小中学校に通う児童・生徒</p> <p>内 容： 1人当たり1月950円を補助する制度です。</p> <p>問合せ： 《事務局 学校教育室 給食センター》 TEL：0279-54-3225</p>
	<p>吉岡町高校生等公共交通通学支援事業</p> <p>対象者： 町内在住で、バスや鉄道の通学定期券を購入して高等学校等に通学する生徒等の保護者。 （ただし、町税を滞納していない方に限る。）</p> <p>内 容： 同一名義の定期券購入費が1ヶ月あたり5000円以上の場合、1ヶ月あたり1000円を、1ヶ月あたり10000円以上の場合、1ヶ月あたり2000円を補助する制度です。</p> <p>問合せ： 《総務政策課 政策室》 TEL：0279-26-2241</p>
住宅支援	<p>勤労者住宅資金利子補給事業</p> <p>対象者： 住宅建設資金などの融資を受けて、町内に自己用の専用住宅を新築または購入した給与所得者（サラリーマン）を対象に利子補給を行います。</p> <p>内 容： 対象金額は融資を受けた額のうち1,000万円までとし、1.0%までの利子補給額を限度に1年間受けられます。</p> <p>問合せ： 《産業建設課 産業振興室》 TEL：0279-26-2280</p>
	<p>相乗り推奨タクシー運賃等助成事業</p> <p>(新) 対象者： ○吉岡町に住民登録があり、申請時において次の案件のいずれかに該当する方 ①年齢満19歳以上で運転免許証をお持ちでない方 ②年齢満75歳以上の方</p> <p>内容： 申請日に応じて対象者1人につき年間48枚を上限とする利用助成券（1枚500円相当）を一括交付する制度です。</p> <p>問合せ： 《総務政策課 政策室》 TEL：0279-26-2241</p>

玉村町

最終更新：H30/7/11

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>第3子以降保育料無料化 特定教育・保育施設等（保育所・幼稚園・認定こども園等）</p> <p>対象者：保護者及び対象児童が玉村町に住所を有していること。子どもを3人以上扶養していること。</p> <p>内容：第3子以降の児童に係る保育料を、申請により無料化します。</p> <p>問合せ：《子ども育成課 子育て支援係》 TEL：0270-64-7719 《学校教育課庶務係》 TEL：0270-64-7713</p>
	<p>私立幼稚園第3子以降保育料助成事業（特定教育・保育の幼稚園を除く）</p> <p>対象者：第3子以降の子どもを幼稚園に就園させている保護者で親権を行うもの。但し、玉村町に住所を有していること。当該年度末まで子どもを3人以上扶養していること。</p> <p>内容：第3子以降の子どもに係る保育料を60,000円を限度に補助する。但し就園奨励費が優先される。</p> <p>問合せ：《学校教育課 庶務係》 TEL：0270-64-7713</p>
	<p>小中学生給食費一部補助</p> <p>(新) 対象者：町立小学校・中学校に通う全児童・生徒</p> <p>内容：学校給食費の一部（約15%）補助</p> <p>問合せ：《学校給食センター》 TEL：0270-65-6706</p>
	<p>子ども医療費無料化</p> <p>対象者：中学校卒業までの子ども</p> <p>内容：医療費（入院・外来ともに）について無料化を実施。（群馬県内の市町村で一律実施）</p> <p>問合せ：《住民課 国民健康保険係》 TEL：0270-64-7702</p>
住宅支援	<p>木造住宅耐震改修補助金事業</p> <p>対象者：旧耐震基準で建築された木造住宅で耐震診断による総合評点が1.0未満住宅の所有者</p> <p>内容：耐震改修費用の1/2以内で上限80万円</p> <p>問合せ：《都市建設課 施設管理係》 TEL：0270-64-7707</p>
	<p>文化センター周辺住宅団地定住促進奨励金</p> <p>(新) 対象者：平成30年度に宅地の売買契約を締結し、①～のいずれにも該当するもの ① 世帯の市町村民税等の滞納がないこと ② 宅地売買契約後、3年以内に居住用住宅の建築工事請負契約を締結することを確約すること ③ 住宅取得者及びその世帯員が玉村町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、総会屋またはこれに準ずる者でないこと</p> <p>内容：1棟につき5万円を交付</p> <p>問合せ：《都市建設課 まちづくり係》 TEL：0270-64-7707</p>
農村体験・就農支援	<p>市民農園</p> <p>対象者：町民</p> <p>内容：4ヶ所の市民農園を運営</p> <p>問合せ：《公益財団法人玉村町農業公社》 TEL：0270-64-3122</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>保育所第3子以降保育料無料化事業</p> <p>対象者： ・市内に住所を有していること ・子どもを3人以上扶養し、そのうち保育所に在籍している園児が3人目以降であること。 ・当該年度の前年分の所得税又は市町村民税の申告をしていること。</p> <p>内 容： 対象児童の保育料無料化</p> <p>問合せ： 《保育課 保育担当》 TEL：027-321-1246</p>
	<p>幼稚園第3子以降保育料補助事業</p> <p>対象者： ・市内に住所を有していること ・子どもを3人以上扶養し、そのうち幼稚園に在籍している園児が3人目以降であること。 ・当該年度の前年分の所得税又は市町村民税の申告をしていること。</p> <p>内 容： 対象児童の保育料無料化</p> <p>問合せ： 《教職員課 幼稚園担当》 TEL：027-321-1298</p>
	<p>放課後児童クラブ第3子以降保育料無料化</p> <p>対象者： ・市内に住所を有していること。 子どもを3人以上扶養していて、そのうち放課後児童クラブに在籍している子どもが3人目以降であること。</p> <p>内 容： 対象児童の保育料無料化</p> <p>問合せ： 《こども家庭課 こども企画担当》 TEL：027-321-1316</p>
	<p>子ども医療費助成扶助</p> <p>対象者： 中学校3年生まで（15歳到達後最初の3月31日まで）の子ども</p> <p>内 容： 保険診療の自己負担分と入院時食事療養費の一部負担金（差額ベッド代等は対象外）</p> <p>問合せ： 《保険年金課 医療給付担当》 TEL：027-321-1237</p>
	<p>チャイルドシート貸出し</p> <p>対象者： 次のすべてに該当する人 ①本市に住民登録又は外国人登録をしている人 ②貸出申込日の属する月内に、5歳未満の幼児と生計を1つにしている人 ③貸出申請日に、車両を保有または使用している人</p> <p>内 容： 2か月以内 ※貸出日の2週間前から電話予約可能、貸出料は無料ですが返却時クリーニング代（3,240円）が必要となります。</p> <p>問合せ： 《地域交通課 交通安全担当》 TEL：027-321-1231</p>
住宅支援	<p>定住促進空き家活用法賃助成金</p> <p>対象者： 空き家を借りる人</p> <p>内 容： 倉渕地域、榛名地域、吉井地域に立地する空き家を定住を目的として借りること。原則入居予定者が対象。 月額家賃額に2分の1を乗じて得た額、上限額は月額2万円。 月額家賃額には、管理費や駐車場費等は含まない。</p> <p>問合せ： 《建築住宅課 住宅管理担当》 TEL：027-321-1314</p>

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p>高崎市移住促進利子補給制度</p> <p>対象者： 倉渕・榛名・吉井地域への移住にあたり自ら居住するための住居（当該住居の敷地を含む）を取得するために金融機関から融資を受けて実際に居住する方。</p> <p>内 容： 移住・定住するための住居取得に際して受けた融資の利子5年分を全額補給する。</p> <p>問合せ： 《企画調整課 企画調整担当》 TEL：027-321-1202</p>
	<p>ふるさと住宅</p> <p>対象者： 倉渕地区に定住する意思のある20歳以上41歳未満の者であり、現に同居し又は同居しようとする配偶者を有し、かつその他収入等の条件に該当する者</p> <p>内 容： 公営賃貸住宅（空きが出た場合のみ募集） 月額26,000～41,000円 37戸</p> <p>問合せ： 《群馬県住宅供給公社高崎支社》 TEL：027-321-1267 《建築住宅課 住宅管理担当》 TEL：027-321-1324</p>
農村体験・就農支援	<p>クラインガルテン(体験農園)</p> <p>対象者： 農業体験希望者</p> <p>内 容： 農園1区画40㎡から80㎡、年間1㎡当たり210円。技術指導、農具無料貸出し有。利用者には、宿泊料・温泉入浴料の割引などの特典有。</p> <p>問合せ： 《倉渕支所地域振興課 地域振興担当》 TEL：027-378-3111（代） 《相間川温泉株式会社》 TEL：027-378-3834</p>
	<p>市民農園</p> <p>対象者： 市内居住の農家でない人</p> <p>内 容： 50㎡区画で年間7,200円（*個人開設農園の場合は農園により異なる）</p> <p>問合せ： 《高崎市農業公社》 TEL：027-321-1260</p>
	<p>高崎市新規就農者研修施設</p> <p>対象者： 新規就農希望者（55歳以下）</p> <p>内 容： 研修入居 農業技術習得のため入居 期間：2年間 月額20,000円 79.2㎡×4棟</p> <p>問合せ： 《倉渕支所農林建設課 農林担当》 TEL：027-378-3111（代）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>誕生記念樹給付</p> <p>対象者：誕生時に藤岡市民として住民登録した子ども</p> <p>内容：・本数 1人あたり1種類1本 ・種類 市の木「きんもくせい」、市の花「ふじ」・「冬桜」 ・引換券交付時期 福祉医療費受給資格者証交付申請時 ・引換方法 指定された場所に引換券を提出し、苗木を受け取る</p> <p>問合せ：《都市施設課 都市施設係》 TEL：0274-40-2332（直通）</p>
	<p>第3子以降保育料無料化（保育園・認定こども園）</p> <p>対象者：・市内に住所を有する第3子以降の園児であること ・3人以上の子どもを扶養していること ・市民税等の滞納がないこと</p> <p>内容：・第3子以降の保育料無料 ・補助限度額：月：45,900円（公立・私立） ※保護者等の市民税所得割額に応じた保育料を申請により無料とする。</p> <p>問合せ：《子ども課 園児サポート係》 TEL：0274-22-1211（内線2835）</p>
	<p>第3子以降保育料無料化（幼稚園）</p> <p>対象者：・市内に住所を有する第3子以降の園児であること ・3人以上の子どもを扶養していること ・市民税等の滞納がないこと</p> <p>内容：・第3子以降の保育料補助 ※保護者が年間支払った保育料から、就園奨励費・就園援助費の受領額を差し引いた額を申請により補助する。</p> <p>問合せ：《子ども課 園児サポート係》 TEL：0274-22-1211（内線2835）</p>
	<p>遠距離児童、生徒通学費補助金</p> <p>対象者：遠距離通学をしている児童生徒の保護者</p> <p>内容：通学距離が片道4km以上の児童、生徒（ただし、スクールバス利用者は除く）</p> <p>問合せ：《学校教育課 学校庶務係》 TEL：0274-50-8212（直通）</p>
	<p>子ども医療費無料化</p> <p>対象者：誕生から中学校卒業まで</p> <p>内容：子どもの医療費（入院・外来ともに）について無料化を実施。</p> <p>問合せ：《保険年金課 医療年金係》 TEL：0274-40-2259（直通）</p>
	<p>藤岡市奨学金（貸与）</p> <p>対象者：・市内に1年以上居住する世帯の子弟であること ・学力優秀、品行方正、健康であること ・経済的理由により学資支出が困難であること ・保護者の前年の所得金額が700万円以内（共働きの場合は両親の所得の合計）</p> <p>内容：貸与金額（月額） ・高等学校、高等専門学校：20,000円以内 ・大学（大学院を除く）：40,000円以内 ・専修学校（高等課程）：20,000円以内 ・専修学校（専門課程）：40,000円以内</p> <p>問合せ：《教育委員会 教育総務課》 TEL：0274-50-8211（直通）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>防犯ブザー及び黄色帽子の支給</p> <p>対象者：市内の小学校に入学した新入生（転入生を含む）。</p> <p>内 容：防犯ブザー及び黄色帽子を支給</p> <p>問合せ：《学校教育課 学校庶務係》 TEL：0274-50-8212（直通）</p>
	<p>ヘルメット購入費補助</p> <p>対象者：市内の中学校に自転車通学を許可した新入生（転入生を含む）。 ただし、「部活動」等で許可された生徒は除く。</p> <p>内 容：自転車通学者用ヘルメット 1人当たり1,000円（定額） 1人1回限り</p> <p>問合せ：《学校教育課 学校庶務係》 TEL：0274-50-8212（直通）</p>
	<p>藤岡市看護師育成奨学金（給付）</p> <p>対象者：・奨学金の給付を受ける者及び保護者が、市内に引き続き3年以上居住していること ・成績優秀、品行方正、健康であること ・経済的理由により学資支出が困難であること ・保護者の前年の所得金額が700万円以内（共働きの場合は両親の所得の合計） ・その他</p> <p>内 容：給付金額（月額） ・市内に校舎がある大学（看護学部）：30,000円</p> <p>問合せ：《教育委員会 教育総務課》 TEL：0274-50-8211（直通）</p>
住宅支援	<p>勤労者住宅建設資金</p> <p>対象者：市内に自ら居住するための住宅を建築・購入しようとする勤労者</p> <p>内 容：・融資限度額 750万円 ・融資利率 2.5% ・融資期間 20年以内 ・資金使途 新築・増改築・建売・中古住宅の購入・土地の取得</p> <p>問合せ：《商工観光課 商工労政係》 TEL：0274-40-2318（直通）</p>
	<p>市営住宅の紹介</p> <p>対象者：・持ち家がなく、現在住宅に困っている方。 ・税金及び介護保険料を滞納していない方。 ・申込者は成人であること。（婚姻者は成人とみなします） ・同居を予定している親族がいる方。（要件次第では単身可） ・前年中の収入が国の定める収入基準以下である方。 など</p> <p>内 容：藤岡市のホームページをご覧ください。 http://www.city.fujioka.gunma.jp/kakuka/f_kenchiku/shieijuutaku.html</p> <p>問合せ：《建築課 住宅係》 TEL：0274-40-2326（直通）</p>

〔西部エリア〕

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p>空き家バンク</p> <p>(新) 対象者：・当該空き家の所有者等 ・暴力団員等でない者 ○対象建物： ・建築基準法による違反する建築物として是正指導の対象となっていないこと。 ・その他市長が不適当と認める事由のない空き家であること。 など</p> <p>内 容： 藤岡市のホームページをご覧ください。 http://www.city.fujioka.gunma.jp/kakuka/f_kenchiku/2016-0928-1408-176.html</p> <p>問合せ： 《建築課 住宅係》 TEL：0274-40-2326(直通)</p>
	<p>空き家バンクリフォーム</p> <p>(新) 対象者：・空き家バンクを通じて取得した住宅の所有者で、当該住宅の補助対象工事を行うものであること。 ・工事の実績報告をする日から5年間、補助対象の住宅に継続して居住する見込みであること。 ・藤岡市多世代ファミリー同居支援増改築等補助金の交付を受けていないこと。 ・市町村税を滞納していないこと。 ・暴力団員等でないこと。</p> <p>内 容： 藤岡市のホームページをご覧ください。 http://www.city.fujioka.gunma.jp/kakuka/f_kenchiku/akiyabank-reform.html</p> <p>問合せ： 《建築課 住宅係》 TEL：0274-40-2326(直通)</p>

富岡市

最終更新：H30/5/25

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>第3子以降保育所(園)保育料無料化、幼稚園保育料補助事業</p> <p>対象者： 市内に住所を有していること 同一世帯（父又は母）で18歳未満の児童を3人以上扶養していること 所得税又は市民税の申告をしていること 保育料に滞納がないこと</p> <p>内 容： 第3子以降の保育料（利用者負担額）は無料</p> <p>問合せ：《こども課こども育成係》 TEL：0274-62-1511（内1163）</p>
	<p>出産祝品</p> <p>対象者： 市内に住所を設定した出生子の保護者</p> <p>内 容： 富岡産シルクの「おくるみ」を贈呈</p> <p>問合せ：《市民課 窓口係》 TEL：0274-62-1511（内1114）</p>
	<p>子ども医療費無料化</p> <p>対象者： 中学校卒業までの子ども</p> <p>内 容： 医療費（入院・外来ともに）について無料化を実施。（群馬県内の市町村で一律実施）</p> <p>問合せ：《国保年金課 国保係》 TEL：0274-62-1511（内1122）</p>
	<p>不妊治療費助成事業</p> <p>対象者： 特定不妊治療・一般不妊治療をしている人 （夫若しくは妻のいずれか一方が1年以上住民登録をしており、医療保険加入者で市税の滞納がない人）</p> <p>内 容： 自己負担額の1/2以内で年額20万円（特定不妊治療については、県の助成額を減じた額の1/2以内で年額20万円）。申請は1年度につき1回、通算5年を限度。</p> <p>問合せ：《健康推進課 保健推進係》 保健センター TEL：0274-64-1901</p>
	<p>不育症治療助成事業</p> <p>対象者： 専門医で不育症治療をしている人 （夫若しくは妻のいずれか一方が1年以上前から富岡市に住民登録をしており、医療保険加入者で市税の滞納がない人）</p> <p>内 容： 自己負担額の1/2以内で年額20万円。申請は1年度につき1回、通算5年を限度。</p> <p>問合せ：《健康推進課 保健推進係》 保健センター TEL：0274-64-1901</p>
	<p>学校給食費の補助</p> <p>対象者： 〈次の全てに該当する方〉 市内に住所を有していること（補助対象となる保護者及び児童生徒）。 同一保護者が18歳に達する以後の最初の3月31日に達するまでの間にある者を3人以上養育している場合で、そのうちの出生の早いものから順に数えて、2人目以降の子どもが小中学校に在籍していること。 給食費の滞納がないこと。</p> <p>内 容： 2人目以降の子どもを対象に給食費の補助 市内小中学校在籍…学校給食費 市外小中学校在籍…給食費相当額</p> <p>問合せ：《学校給食センター》 TEL：0274-62-1504</p>
	<p>若者人材確保支援奨励金</p> <p>対象者： 就職1年目 就職の時点で、30歳以下であること 市内の中小企業に、正社員として勤務していること 同一企業の就業期間が、9カ月を経過していること 申請の時点で富岡市民であること 申請者及び世帯員全員に市税等の滞納がないこと</p> <p>内 容： 5万円を交付</p> <p>問合せ：《産業振興課》 TEL0274-62-1511</p>

〔西部エリア〕

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>移住定住促進奨励金</p> <p>対象者： 移住者・・・市外から転入し市内に家を取得した世帯（過去5年の期間に住民登録されていないこと） 定住者・・・移住者に該当しない世帯で、夫婦共に申請日の属する年度の初日において45歳以下の世帯又はひとり親世帯（45歳以下の父親又は母親と、中学生以下の子からなる世帯） ○対象になる家： 新築住宅及び中古住宅及び空き家住宅とし、床面積の合計が50㎡以上。併用住宅の場合は、居住部分の床面積が50㎡以上。</p> <p>内 容： 奨励金額 移住者：基本額 移住者一世帯あたり住宅取得価格の3%（上限40万円） 加算額 夫婦とも45歳以下の世帯 +30万円 子供（中学生以下）1人当たり +10万円 夫婦のうちどちらか及び単身者はその本人が市内事業所に勤務している者 又は自営業者 +10万円 市内建築業者施工 +10万円 定住者：基本額 住宅取得価格の3%（上限30万円） 加算額 市内建築業者施工 +10万円 ※ 移住奨励金上限100万円、定住奨励金上限40万円 ※ どちらの奨励金も基本額のうち、10万円は、商品券で交付</p> <p>問合せ：《産業振興課》 ℡0274-62-1511(内1213・1214・1215)</p>
住宅支援	<p>空き家改修資金補助金</p> <p>対象者： 改修工事 空き家の所有権又は空き家の改修工事を行う権利を有する者（法人を除く）で改修後に10年以上定住する意思がある者又は改修後に10年以上定住する者に賃貸する意思のある者。 地域活性化改修工事 空き家の所有権又は空き家の改修工事を行う権利を有する者（法人を含む）で改修工事後建物を10年以上維持管理及び運営ができる者。</p> <p>内 容： 空き家の機能復元若しくは向上又は地域活性化に資する用途にするために行う改修工事で市内業者が施工し改修工事に要する費用が20万円以上の工事。 ○補助率 改修工事 費用の3分の1以内（限度額30万円ただし街なみ環境整備促進区域内は40万円）。 地域活性化改修工事 費用の3分の1以内（限度額100万円）。 改修工事と合せて耐震補強工事をした場合は耐震補強工事費の2分の1以内（限度額100万円）が加算されます。</p> <p>問合せ：《建築課住宅係》 ℡0274-62-1511(内1444)</p>
	<p>市営住宅紹介</p> <p>対象者： 富岡市のホームページをご覧ください。 http://www.city.tomioka.lg.jp/ 内 容： 問合せ：《群馬県住宅供給公社富岡支所》 ℡0274-64-9801</p>
	<p>住宅用新エネルギー機器設置補助金（太陽熱利用システム）</p> <p>対象者： 自ら居住する既築住宅等に機器を設置する人。 市民又は市民になることが確実であると認められる人。 機器の設置工事を当該年度中に完了することができる人。 世帯の全員が市税（国民健康保険税を含む）を滞納していない人。</p> <p>内 容： 温室効果ガスの削減に配慮し、環境負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進を図るため、太陽エネルギーを利用した機器の設置費用を補助する。 太陽熱利用システムの購入及び据付工事に係る経費の10%を補助。 強制循環型は4万円、自然循環型は2万円が上限。</p> <p>問合せ：《環境課》 ℡0274-62-2823（清掃センター内）</p>
	<p>家庭用生ごみ処理機の補助</p> <p>対象者： 生ごみ処理機を適切に維持管理できる人。 市内に住所を有し、過去5年以内にこの補助金の交付を受けていない世帯。</p> <p>内 容： 生ごみの減量及び環境問題に対する意識の向上を図るための制度。 生ごみ処理機（1世帯につき1台）と生ごみ処理容器（1世帯につき1組（本体2基と微生物菌2袋））の経費の2分の1を補助。 生ごみ処理機は15,000円、生ごみ処理容器1,500円が上限。</p> <p>問合せ：《環境課》 ℡0274-62-2823（清掃センター内）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
農村体験・就農支援	<p>市民農園</p> <p>対象者：市内在住の人（農家の人を除く）</p> <p>内 容：農家から農地を借りて市民の皆さんに土や緑とふれあい、野菜作りの楽しみと収穫の喜びを体験してもらえる市民農園を、市内に4カ所開設。 富岡（28区画） 一ノ宮（48区画） 高瀬（41区画） 妙義（12区画） ○使用料 3,000円（1区画／年）</p> <p>問合せ：《農政課 農業振興係》 TEL：0274-62-1511（内2132）</p>
その他	<p>富岡市まちなか移住体験住宅</p> <p>(新) 対象者：富岡市外にお住まいで富岡市への移住・二地域居住を検討している方</p> <p>内 容：本市に移住及び二拠点生活を希望する者に対し、一定期間、市内の風土や日常生活を体験できる機会を提供するため、まちなか移住体験住宅を貸し出す。</p> <p>問合せ：《地域づくり課 地域づくり係》 TEL：0274-62-1511（内線1253）</p> <p>市内高校生対象まちづくり講座:TOMIOKA MEDIA LAB</p> <p>(新) 対象者：市内に在住か在学の高校生</p> <p>内 容：地域課題の解決に向けた提案や実践をすることで、将来、社会に出てからも必要な「考える力」や「コミュニケーション能力」、「実践力」を養う。さらに、地域の人と関わることで、地域社会に関する知識・関心を深め、自分の暮らす地域に関心を持たせ、地域への愛着及びシビックプライドの醸成につなげる。</p> <p>問合せ：《地域づくり課 地域づくり係》 TEL：0274-62-1511（内線1253）</p> <p>首都圏在住者向けセミナーの開催</p> <p>(新) 対象者：首都圏在住で富岡に関心がある人</p> <p>内 容：TURNSカフェとみおかの開催 首都圏在住の20・30代を対象に、富岡市の仕事、暮らし等をテーマにワールドカフェを首都圏で実施し、富岡市の情報発信を行う。</p> <p>問合せ：《地域づくり課 地域づくり係》 TEL：0274-62-1511（内線1253）</p> <p>首都圏在住者の保護者向けセミナーの開催</p> <p>(新) 対象者：首都圏在住の子を持つ保護者</p> <p>内 容：保護者をはじめ、地域関係者に正確な情報提供と関心をもってもらうため、「定住者を増やすために必要なことは何か」、「学生たちが富岡に帰ってくるために必要なこととは」等、課題解決型セミナーを開催する。</p> <p>問合せ：《地域づくり課 地域づくり係》 TEL：0274-62-1511（内線1253）</p> <p>未来の教室</p> <p>(新) 対象者：市内在学の中学生</p> <p>内 容：市内の中学生を対象に、地域住民（センパイ）との対話を通じて、未来への自発性や意欲を日常の行動に結びつけることを目指した人材育成プログラムを実施する。</p> <p>問合せ：《地域づくり課 地域づくり係》 TEL：0274-62-1511（内線1253）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>第3子以降の保育所保育料無料化</p> <p>対象者：次のいずれかにも該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ・対象児童の住民登録が市内にあること ・保護者が子供を3人以上扶養していること ・保育料算定に必要な書類が提出されていること </p> <p>内 容：対象児童の保育料無料化</p> <p>問合せ：《子ども課 幼児教育保育係》 TEL：027-382-1111</p>
	<p>幼稚園保育料補助事業（第3子以降保育料軽減事業）</p> <p>対象者：次のいずれかにも該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ・対象児童と保護者の住民登録が市内にあること ・同一世帯で子供を3人以上扶養していること （第3子とはその世帯の扶養する3人目の子を指します） </p> <p>内 容：在園する幼稚園の月納付金額に在園月数をかけた金額を補助 （就園奨励費の支給を受ける世帯では、これを差し引いた額が支給）</p> <p>問合せ：《子ども課 幼児教育保育係》 TEL：027-382-1111</p>
	<p>遠距離児童生徒通学費補助事業</p> <p>対象者：・遠距離を通学する児童生徒</p> <p>内 容：・小学校児童…通学距離が4kmを超える区間 年額15,400円 ・中学校生徒…通学距離が6kmを超える区間 年額15,400円</p> <p>問合せ：《教育委員会学校教育課 学事係》 TEL：027-382-1111</p>
	<p>子ども医療費助成制度（福祉医療制度）</p> <p>対象者：医療保険加入者のうち、中学校3年生（15歳の学年末）までの子ども</p> <p>内 容：医療保険や他の公費を使用して受診（入院・外来等）した際の、自己負担分を助成。</p> <p>問合せ：《国保年金課 医療年金係》 TEL：027-382-1111</p>
	<p>出産祝品</p> <p>対象者：市内に住所を設定した出生子の保護者</p> <p>内 容：市内にある確氷製糸農業協同組合で製品化した「絹のおくるみ」を贈呈</p> <p>問合せ：《市民課 窓口係》 TEL：027-382-1111</p>
	<p>奨学金貸与事業</p> <p>対象者：・本市に住所を有する者 ・本市から他の市町村に転出したときは、本市に住所を有した月までの月額分を支給</p> <p>内 容：公立、私立高校 月額15,000円</p> <p>問合せ：《教育委員会総務課 庶務係》 TEL：027-382-1111</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>学校給食費一部無料化</p> <p>対象者： ①同一世帯で18歳に達する日以後の最初の3月31日に達するまでの日にある者のうち、その出生の早い者から数えて第3番目以降の者で安中市立小学校又は中学校に在籍する児童生徒 ②安中市立中学校第2学年又は第3学年に在籍している生徒</p> <p>○条件 いずれも、保護者と児童生徒がともに安中市に住所を有し、同一世帯で学校給食費の未納がないこと</p> <p>内 容： ◇子育て支援を目的とし、経済的負担を軽減するために、上記の者を対象に学校給食費の無料化を実施</p> <p>問合せ： 《教育委員会総務課 学校給食係》 TEL：027-382-1111</p>
	<p>結婚新生活支援事業</p> <p>対象者： 平成30年1月1日から平成31年3月31日までに婚姻届を受理されたご夫婦で、次のいずれにも該当する世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夫婦の前年の年間所得合計額が340万円未満であること ※婚姻を契機に夫婦の双方又は一方が離職し、補助金の申請の際現に再就職をしていない者がいる場合は、当該者の所得を含めない。 ※貸与型奨学金の返済を補助金の申請の際現に行っている場合は、奨学金の年間返済額を夫婦の所得から控除する。 ・補助金の交付の申請の際現に新婚夫婦の一方が本市の区域内に所在する当該住宅に居住し、かつ、住民基本台帳法の規定により、本市の住民基本台帳に記録されている者であること ・他の公的な制度による支援を受けていないこと ・他の自治体等によるこの告示と同様の趣旨の補助金等の交付を受けていないこと ・過去にこの告示による補助金の交付を受けていないこと ・夫婦が本市の税を滞納していないこと ・夫婦の一方が婚姻の時点において50歳未満であること ・世帯の全員が安中市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと <p>内 容： ○補助対象経費：平成30年1月1日から平成31年3月31日までの間に実際に支出した経費で次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規の住宅取得費用 ・新規の住宅賃借費用（新婚夫婦が同居を開始した後に生じた賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料等） ・結婚に伴う引越し費用（本市の区域内における移転又は本市の区域外から本市の区域内への移転に限る） <p>○助成金額：1世帯あたり上限24万円</p> <p>○申請期間：平成30年4月2日から平成31年3月31日まで</p> <p>問合せ： 《市民生活課 相談支援人権係》 TEL：027-382-1111</p>
	<p>不妊治療費助成事業</p> <p>対象者： 以下の項目すべてに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> ①不妊治療をしている法律上の婚姻関係にある夫婦 ②申請する夫婦のどちらか一方が申請日の1年以上前から市内に住所を有する市民 ③医療保険加入者 ④市税の滞納がない市民 <p>内 容： 対象となる治療費（医師が認めた医療保険診療および医療保険適用外の不妊治療、群馬県の特定不妊治療費助成事業申請の場合は治療費から県助成額を除いた額）の2分の1（千円未満は切りすて）で、10万円が限度。</p> <p>1年度（4月1日から翌年3月31日まで）に1回、同一夫婦について、通算3年度まで。 ※群馬県特定不妊治療費助成事業申請予定の場合、先に県に申請し、その後市に申請する ※申請は不妊治療を受けた日の属する年度の末日までに行う</p> <p>問合せ： 《健康づくり課 保健指導係》 TEL：027-382-1111</p>

〔西部エリア〕

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>不育症治療費助成事業</p> <p>対象者：以下の項目すべてに該当する方 ①不育症治療をしている法律上の婚姻関係にある夫婦 ②申請する夫婦のどちらか一方が申請日の1年以上前から市内に住所を有する市民 ③医療保険加入者 ④市税の滞納がない市民</p> <p>内容：対象となる治療費（医師が認めた不育症治療費）の2分の1（千円未満は切り捨て）で、20万円が限度。 1年度（4月1日から翌年3月31日まで）当たり1回、同一夫婦について、通算3回まで。 ※申請は不妊治療を受けた日の属する年度の末日までに行う</p> <p>問合せ：《健康づくり課 保健指導係》 TEL：027-382-1111</p>
住宅支援	<p>勤労者住宅建設利子補給</p> <p>対象者：次の条件を全て満たす者 ・市内に過去1年以上前から現在に至るまで継続して居住する者 ・第3者が経営する事業所に勤務している者（経営者は除く） ・市内に一戸建ての専用住宅を建設し、又は新築分譲を受けた者 ・建設資金を金融機関等から借り入れた者</p> <p>内容：・利子補給の金額は、1年間で最高37,500円を補給 ・利子補給の期間は、3年以内（36ヶ月間）</p> <p>問合せ：《地域創造課 商工労働係》 TEL：027-382-1111</p>
	<p>創業者融資利子補給金および創業奨励金</p> <p>(新) 対象者：下記要件のすべてに該当する者。 ・対象融資（創業に関するもの）の実施時において、新たに創業する者又は創業後1年未満の者。 ・市内に本店若しくは主たる事務所を設置する法人又は市内に住所を有し、かつ、主たる事務所を設置する個人にあって、引き続き市内で事業を営むことが確実に認められること。 ・法令に基づく許認可等に係る登録、届出等を行っていること。 ・市税の滞納がないこと。 ・安中市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと。 ※前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業を行う者は交付対象となりません。 ・金融業、保険業・風俗業・その他公序良俗に反する等、この趣旨に沿わない事業。</p> <p>内容：市内で新たに創業をする人又は創業後1年未満の人が、平成30年4月1日以降に融資を受けた場合に、利子の補助と創業奨励金を交付します。融資を受ける前に、相談が必要です。 (1) 利子補給金の額および交付対象期間 対象融資に係る支払利子額とし、1補助対象者につき2年間で15万円を上限。 (2) 創業奨励金の額および交付対象期間 信用保証協会に支払う信用保証料に相当する額とし、1補助対象者につき2年間で10万円を上限。 【認定申請】 対象融資を受けた日から2か月以内に認定申請をする必要があります。</p> <p>問合せ：《地域創造課 商工労働係》 TEL：027-382-1111</p>
	<p>市営住宅の紹介</p> <p>対象者：市ホームページに掲載している内容のとおり</p> <p>内容：http://www.city.annaka.gunma.jp/jutaku/index.html</p> <p>問合せ：《建築住宅課 住宅管理係》 TEL：027-382-1111</p>

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p>宅地分譲</p> <p>(新) 対象者：(1)不動産取引を目的とせず、本人又は本人の二親等以内の親族が、自ら居住する住宅を建築し、生活の本拠とすること。 (2)住宅建築の基準を遵守すること。 (3)分譲代金を一括に支払うことができること。 ※既に公社分譲区画を購入済の方でも申込みできます。 ※土地家屋をお持ちの方でも申込みできます。 ※単身の方でも申込みできます。</p> <p>内 容：古城住宅団地内の4区画について、分譲しています。 所在地：安中市板鼻字古城地内 ※ 住宅建築上の基準がありますので、確認が必要です。</p> <p>問合せ：《安中市土地開発公社（都市整備課 計画開発係）》 TEL：027-382-1111</p>
	<p>住宅リフォーム補助事業</p> <p>対象者：・市内に住宅を所有し、そこに居住している人 ・上記住所で住民基本台帳に記録されている人 ・市税を滞納していない人 ・暴力団員等でない人</p> <p>内 容：市内に本店(本社)がある施工業者に発注して自宅のリフォーム工事を行う場合、補助対象経費(税込み10万円以上)の20%、子育て世帯は30%を補助(上限20万円) ※申込期間あり。支給要件要確認。</p> <p>問合せ：《建築住宅課 指導係》 TEL：027-382-1111</p>
	<p>空き家バンク登録物件リフォーム等補助事業</p> <p>(新) 対象者： 空き家バンクに登録された物件を売買又は賃貸借契約し、リフォーム工事または家財処分を行う人</p> <p>内 容： 補助金額(受けられる補助金は、どちらか一方のみ) ①リフォーム工事補助：工事費用の2分の1(上限20万円) ②家財処分補助：処分に係る費用が5万円以上の場合、処分費用の2分の1(上限10万円)</p> <p>問合せ：《地域創造課 地域政策係》 TEL：027-382-1111</p>
農業体験・就農支援	<p>新規就農者支援</p> <p>対象者： 独立・自営就農時の年齢が45歳未満の農業経営に強い意欲を持っている新規就農者</p> <p>内 容： 年間150万円を上限に、最長5年間支給。 (提出していただく経営開始計画が5年後に生計が成り立つ実現可能な計画であること等が条件となります。資金を除いた本人の所得が350万円を超えた場合などは支給停止になります。支給要件要確認。)</p> <p>問合せ：《農林課 農政係》 TEL：027-382-1111</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>誕生祝金</p> <p>対象者：1歳に達した子を有する者。（戸籍法第49条に定める届出を行った時から継続して住民である者）</p> <p>内 容：1子につき3万円を助成する。</p> <p>問合せ：《振興課》 TEL：0274-59-2111</p>
	<p>養育手当</p> <p>対象者：6か月を超えて継続して住民である方で、3人以上の子を有し、かつ生計を同じくする者。</p> <p>内 容：3人目以降の対象児童1名に対して月額1万円を支給する。児童のうち高等学校（特別支援学校及び高等専門学校を含む。）に就学する者が2人以上あり、そのうちに第2子にあたる児童がいるときは、支給月額に1万円を加える。</p> <p>問合せ：《振興課》 TEL：0274-59-2111</p>
	<p>特別養育手当</p> <p>対象者：3人以上の子（税法上の扶養家族）を養育（生計同一）する方 ○対象となる子：平成26年4月2日以降に生まれた子 ※現行の養育手当との重複支給はありません。</p> <p>内 容：○手当月額：3人目以降の子一人につき50,000円 ○住居要件 受給者（親等）・・・6ヶ月を超える住民登録 3人目以降の子・・・出生時から住民登録している子 ○所得制限 受給者（親等）・・・所得が250万円以下であること。 世帯員・・・世帯全員の収入合計が600万円以下であること。</p> <p>問合せ：《振興課》 TEL：0274-59-2111</p>
	<p>学校給食費の免除</p> <p>対象者：村内の保育園に通う園児、または小中学校に通う児童</p> <p>内 容：子育て世代の経済的負担を軽減するため、保育所及び小中学校の給食費の保護者負担を免除している。</p> <p>問合せ：《保健福祉課、教育委員会》 TEL：0274-59-2309、59-2657</p>
	<p>子供福祉医療の充実</p> <p>対象者：18歳になる年度までの子ども（入院・外来ともに無料）</p> <p>内 容：子ども医療費（入院・通院）について、医療保険の個人負担分を村と県で全額負担。</p> <p>問合せ：《保健福祉課》 TEL：0274-59-2309</p>
	<p>入学祝金</p> <p>対象者：小学生または中学校に入学する子を有する方</p> <p>内 容：支給金額：30,000円</p> <p>問合せ：《振興課》 TEL：0274-59-2111</p>
<p>結婚祝金</p> <p>対象者：対象は、村に定住の意思（10年以上）のある満45歳以下の者。</p> <p>内 容：1組あたり20万円を助成する。</p> <p>問合せ：《振興課》 TEL：0274-59-2111</p>	

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>通学費の補助</p> <p>対象者：小・中学校へバス通学する児童（遠方に居住）。</p> <p>内容：定期券購入に係る費用を全額助成する。</p> <p>問合せ：《教育委員会》 TEL：0274-59-2657</p>
	<p>奨学金の貸与</p> <p>対象者：高等学校、高等専門学校、大学、短大及び専門学校に在学する生徒</p> <p>内容：自宅通学者には月額1万5千円、自宅通学者以外には月額5万円を貸与している。返済は、卒業後一年を経過した年の翌月から返済。ただし、奨学生が卒業した後、村民として在村し、1年以上就業した方については、その期間に限り返済を免除。</p> <p>問合せ：《振興課》 TEL：0274-59-2111</p>
	<p>保育所の設置</p> <p>対象者：保護者の方が仕事や病気のため家庭で児童を保育することができない家庭の就学前の幼児</p> <p>内容：1歳半～2歳児 5,000円/月 3歳児以上 2,000円/月</p> <p>問合せ：《保健福祉課保育所》 TEL：0274-59-2729</p>
	<p>学童保育所の設置</p> <p>対象者：日中保護者のいない家庭の小学4年生以下の児童を対象に、生活、遊びを通じてこどもの健康と健全な成長を助けることを目的としています。</p> <p>内容：○保育時間： 平日＝下校時から午後6時まで 休校日（春、夏、冬休み、学校行事による振り替え休校日など）＝午前8時から午後6時 ○利用料：5,000円/月（8月は8,000円）</p> <p>問合せ：《保健福祉課保育所》 TEL：0274-59-2730</p>
住宅支援	<p>住宅資金借入金利子の助成</p> <p>対象者：対象は、村に定住の意思のある満45歳以下の者。</p> <p>内容：住宅に関する借入れ資金のうち新築は500万円、増改築は300万円を上限に当該借入の利息を標準的な借入れ条件に置き換えて全額助成（最長10年）。</p> <p>問合せ：《振興課》 TEL：0274-59-2111</p>
	<p>住宅取得応援金</p> <p>対象者：対象は、村に定住の意思のある満45歳以下の者。</p> <p>内容：住宅取得年の前年の所得金額（後継者及びその配偶者の合計）が300万円以内の後継者に対し、住宅取得により生じた不動産取得税相当額及び固定資産税相当額を助成する（最長5年）。</p> <p>問合せ：《振興課》 TEL：0274-59-2111</p>
その他	<p>生活補給金の支給</p> <p>対象者：○資格要件：新たに後継者となったかたで安定的な所得（前年度所得が250万円以下）が得られないかた（2年目より150万円以下の方）</p> <p>内容：○奨励措置：1世帯あたり50,000円/月、独身者は30,000円/月 ○助成期間：3年</p> <p>問合せ：《振興課》 TEL：0274-59-2111</p>

分類	事業名（対象者・内容）																									
子育て支援	<p>I・Uターン者定住奨励事業</p> <p>対象者：世帯主の年齢が満50歳以下のI・Uターン者が定住するために借家に入居し、永住を前提に引き続き5年以上居住する見込みのある者に対し、5年間支給する。</p> <p>内容：家賃から住宅手当等を差し引いた後の金額を補助対象とし、月額1万円以内とする。ただし、対象額が2万円以内の場合は、その2分の1の額を支給する。なお、国家公務員及び地方公務員は対象外とする。</p> <p>問合せ：《総務課》 TEL：0274-57-2111</p>																									
	<p>保育料無料中学生まで給食費無料学童保育(6年生まで)無料</p> <p>対象者：</p> <p>内容：保育料無料 中学生まで給食費無料 学童保育（6年生まで）無料</p> <p>問合せ：《教育委員会》 TEL：0274-57-2111</p>																									
	<p>結婚祝い金</p> <p>対象者：町内に住所を定め、結婚した方（但し、60歳未満であるとともに、どちらかが初婚で5年以上定住することが条件）</p> <p>内容：1組に対し、10万円を支給いたします。</p> <p>問合せ：《総務課》 TEL：0274-57-2111</p>																									
	<p>幼児用補助装置購入費補助</p> <p>対象者：国土交通省の定める安全基準に適合する幼児用補助装置を購入した親権を有する者で、次の①から③の要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ①購入日に乳幼児が6歳未満であること ②購入日及び申請日に当該乳幼児および親権を有する者が町内に住所を有すること ③親権を有する者が町税等を滞納していないこと <p>内容：幼児用補助装置の購入に対し、その費用の一部を助成しています。補助金の額は、幼児用補助装置の購入価格（消費税を含む）に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、1台につき2万円が限度です。</p> <p>※幼児用補助装置…チャイルドシート</p> <p>問合せ：《総務課》 TEL：0274-57-2111</p>																									
	<p>子育て支援金の支給</p> <p>対象者：町内に3月以上継続して居住し、1年以上定住する意思のある保護者及び児童。</p> <p>内容：（単位：円）</p> <table border="1" data-bbox="256 1854 1046 2007"> <thead> <tr> <th>支給種別</th> <th>第1子</th> <th>第2子</th> <th>第3子</th> <th>第4子以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出生時</td> <td>20,000</td> <td>40,000</td> <td>60,000</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>小学校入学</td> <td>20,000</td> <td>40,000</td> <td>60,000</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>中学校入学</td> <td>30,000</td> <td>60,000</td> <td>90,000</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>中学校卒業</td> <td>30,000</td> <td>60,000</td> <td>90,000</td> <td>150,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>問合せ：《教育委員会》 TEL：0274-58-2111</p>	支給種別	第1子	第2子	第3子	第4子以降	出生時	20,000	40,000	60,000	100,000	小学校入学	20,000	40,000	60,000	100,000	中学校入学	30,000	60,000	90,000	150,000	中学校卒業	30,000	60,000	90,000	150,000
支給種別	第1子	第2子	第3子	第4子以降																						
出生時	20,000	40,000	60,000	100,000																						
小学校入学	20,000	40,000	60,000	100,000																						
中学校入学	30,000	60,000	90,000	150,000																						
中学校卒業	30,000	60,000	90,000	150,000																						

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>育児学級</p>
	<p>対象者： 本町に居住する入園前の乳幼児とその保護者</p> <p>内 容： 医師・保健師・栄養士等が講師となり、乳幼児の健康、栄養、調理実習、遊びなどの講義を行い、参加者同士の交流を図る。</p> <p>問合せ： 《保健福祉課》 TEL：0274-58-2111</p>
	<p>神流町通勤・通学等費補助事業(神流町 商品券交付)</p>
	<p>対象者： 次のいずれにも該当する方 (1)神流町に住居登録があり、継続して居住する意思のある方 (2)神流町外に通勤・通学等し、その通勤等の距離が片道20km以上ある方 (3)町税の滞納がない方</p> <p>内 容： 【商品券による補助相当額及び交付内容】 補助相当額 通勤等の距離（片道）に応じて次のいずれかとなります。 (1)20km以上30km未満の方 月額3,000円 (2)30km以上40km未満の方 月額4,000円 (3)40km以上の方 月額5,000円</p> <p>問合せ： 《総務課》 TEL：0274-57-2111</p>
住宅支援	<p>定住促進住宅資金利子補給</p>
	<p>対象者： 町内に居住又は居住を予定する者</p> <p>内 容： 住宅を新築、増築又は改築する場合、借入金に対して利子補給をしています。 対象資金の限度額は1,000万円で、借入利率の1/2とし、年3%を限度として利子補給する。 なお、利子補給期間は5年間で限度です。</p> <p>問合せ： 《総務課》 TEL：0274-57-2111</p>
	<p>町営住宅</p>
	<p>対象者： ○入居資格 ※入居資格は団地によって異なります。ご注意ください。 ※入居の際には、神流町在住で、入居者と同等以上の所得のある方の保証人が必要となります。</p> <p>内 容： ○申込みから入居までの流れ ① 住宅の紹介後、世帯構成、収入、住宅困窮度合い等、簡単な審査を行います。その後、入居を希望する住宅にあった申込書、添付書類等を提出して下さい。 ② 申込書を受付し、再審査を行います。入居許可が下りたら、申込者へ連絡いたします。 ③ 申込者は、入居許可日から10日以内に「請書」（200円分の収入印紙、保証人の所得証明書、印鑑証明書等を添付）、「覚書」を提出して下さい。様式は、神流町役場にあります。 ④ 敷金を納付していただきます。敷金は、家賃の3ヵ月分です。 ⑤ 住宅の鍵をお渡しします。くれぐれも無くさないように注意して下さい。入居予定日より15日以内に入居して下さい。 ⑥ 入居後、2週間以内に神流町役場住民生活課へ転入届若しくは転居届をし、住民票1通を建設課へ提出して下さい。</p> <p>◆注意事項 ① 神流町町営住宅では、介助犬、観賞用魚類を除き、ペットの飼育は禁止しています。 ② 神流町はテレビの難視聴地域のため、通常のテレビ番組が視聴できません。テレビを視聴するには、神流町のケーブルテレビに加入して下さい</p> <p>問合せ： 《建設課》 TEL：0274-57-2111</p>

〔西部エリア〕

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p>神流町空き家バンク</p> <p>対象者：</p> <p>内 容：HPで空き家を紹介し、借主貸主とのマッチングをし、空き家の活用と移住希望者の定住を促進する。</p> <p>問合せ：《総務課》 TEL：0274-57-2111</p>
	<p>住宅改造費補助</p> <p>対象者： ①65歳以上の者がいる世帯老人のいる世帯 ②身体障害、知的障害、精神障害、心身の機能障害がある者がいる世帯 ③18歳に達する日以後の3月31日までにある者がいる世帯 ①～③のいずれかに該当する世帯で、町に居住し住民票を有するもの。</p> <p>内 容： 住宅の機能若しくは性能を維持又は向上させるため、家屋の補修等をする場合の工事に係る経費の一部を、1世帯につき5年間に1度補助します。 補助率1/3 補助金限度額20万円</p> <p>○工事内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①廊下、便所、浴室、玄関等の手すりの取付け ②廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の段差の解消、段差解消機設置工事、エレベーター設置工事、階段昇降機設置工事 ③滑り防止、移動の円滑化等のための材料変更 ④引き戸等への扉の取替え等扉全体の取替え、ドアノブの変更、戸車の設置等 ⑤和式便器を洋式便器（暖房・洗浄機能付き）への取替え ⑥廊下、便所等のスペース拡張 ⑦便所、浴室と寝室等の距離の短縮（外付けの便所・浴室を家屋内を改造して設置するものも可）等 ⑧その他①から⑦のバリアフリー工事に係る住宅改造に必然的に付随する附帯工事 <p>問合せ：《保健福祉課》 TEL：0274-58-2111</p>
	<p>神流町除雪機購入費補助金</p> <p>対象者： 次のいずれにも該当する方 (1)神流町に住民登録があり、継続して居住する意思のある方 (2)町税の滞納がない方</p> <p>内 容： ○補助金額 購入費(消費税含む)の2分の1（上限：25万円） ※1,000円未満は切捨てとなります。</p> <p>○対象となる除雪機 次のいずれにも該当するもの (1)エンジン、モーター等により駆動する除雪機 (2)新品で購入した除雪機</p> <p>○対象台数 1世帯1台までとし、この補助金を受けた後10年間は新たな購入にかかる申請はできません。</p> <p>問合せ：《総務課》 TEL：0274-57-2111</p>

下仁田町

最終更新：H30/5/25

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>結婚祝金支給制度</p> <p>対象者：・町の住民基本台帳に記載され、引き続き町内に在住する意思を持つ方 ・租税並びに介護保険料・ガス水道料金を滞納していない方 ・過去に同祝金の支給を受けたことがない方</p> <p>内 容：結婚したカップル1組につき5万円を支給</p> <p>問合せ：《福祉保険課 福祉係》 TEL：0274-64-8803</p>
	<p>不妊治療費助成制度</p> <p>対象者：・町に届け出を行い、不妊治療等を開始した方 ・治療日において町の住所を有しており、引き続き定住の意志がある方 ・夫婦のいずれもが医療保険各法の規定する被保険者または被扶養者であること ・租税等に滞納がないこと ・妻の年齢が43才未満であること</p> <p>内 容：・特定不妊治療（体外授精、顕微授精等）・・・1年度の治療費の1/2で、上限100万円 ・一般不妊治療（タイミング法、人工授精等）・・・1年度の自己負担額の1/2で、上限20万円 ・不育症治療・・・1年度の自己負担額の1/2で、上限20万円</p> <p>問合せ：《保健環境課》 TEL：0274-82-5490</p>
	<p>出産祝金支給制度</p> <p>対象者：・町の住民基本台帳に記載された後6ヶ月以上住所を有し、出産後引き続き町内に在住する見込みのある方 ・出産日が本町の住民になってから6ヶ月に満たない場合は、6ヶ月を経過した日において引き続き町内に在住する見込みのある方 ・租税並びに介護保険料を滞納していない方</p> <p>内 容：第1子5万円、第2子10万円、第3子以降20万円を支給</p> <p>問合せ：《住民税務課 住民係》 TEL：0274-82-2112</p>
	<p>入学祝金</p> <p>対象者：・小・中学校等に入学する児童・生徒を扶養する保護者 ・小・中学校等に入学する月において、児童・生徒並びに保護者が下仁田町に住所を有している方 ・保護者が、町税等を滞納していない方</p> <p>内 容：小学校及び中学校に入学の児童・生徒1人につき5万円支給※ただし、現金3万円、下仁田町商業協同組合商品券2万円</p> <p>問合せ：《福祉保険課 福祉係》 TEL：0274-64-8803</p>
	<p>子ども医療費無料化</p> <p>対象者：・中学卒業までの子ども</p> <p>内 容：・中学卒業までの子どもの医療費について無料化を実施（県内市町村で一律実施）</p> <p>問合せ：《福祉保険課 国保係》 TEL：0274-64-8801</p>
	<p>保育所保育料無料化事業</p> <p>(新) 対象者：次のいずれにも該当する者 (第2子以後) ・保護者及び対象児童が町内に住所を有していること。 ・保育料及び保護者が属する世帯で町民税その他、町に納付すべき金額に滞納がないこと。 (第1子) ・年収360万円未満相当世帯。</p> <p>内 容：対象児童の保育料無料化</p> <p>問合せ：《福祉保険課 福祉係》 TEL：0274-64-8803</p>

〔西部エリア〕

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>障害児保育料無料化</p> <p>対象者：次のいずれかに該当する児童 ・身体障害者手帳の交付を受けた児童 ・療育手帳の交付を受けた児童 ・児童相談所等の公的機関において、診断書又は意見書により上記と同等の障害を有すると判断された児童</p> <p>内 容：対象児童の保育料無料化（第1子より）</p> <p>問合せ：《福祉保険課 福祉係》 TEL：0274-64-8803</p>
住宅支援	<p>空家等利活用推進事業</p> <p>対象者：</p> <p>内 容：下仁田町内への移住・定住を希望する方に対して町内の空き家情報を提供している。</p> <p>問合せ：《地域創生課 地域振興係》 TEL：0274-64-8809</p> <p>定住促進奨励金制度</p> <p>対象者：・下仁田町内に定住を目的として新築した住宅を取得した方 ・租税およびガス水道料金等の滞納がない方</p> <p>内 容：固定資産税が課税される当初の年度に25万円を一括交付</p> <p>問合せ：《地域創生課 地域振興係》 TEL：0274-64-8809</p> <p>下仁田町勤労者住宅建設資金利子補給制度</p> <p>対象者：町内に住む勤労者（個人事業主、農家、無職は対象外）で、金融機関から建設資金の融資を受け、町内に140㎡以下の専用住宅を新築または分譲住宅を購入した方。</p> <p>内 容：対象額：借入資金のうち400万円以内 利子補給率：借入資金が年率2.0%を超える資金で、2.0%を超える利率のうち1.5%を限度として行う。 利子補給期間：3年間</p> <p>問合せ：《商工観光課 商工観光係》 TEL：0274-64-8805</p> <p>住宅用地の分譲</p> <p>対象者：</p> <p>内 容：甘楽郡土地開発公社下仁田町支所において住宅団地を分譲している。（下町住宅団地）</p> <p>問合せ：《甘楽郡土地開発公社下仁田町支所（地域創生課 地域創生係）》 TEL：0274-64-8809</p> <p>町営住宅の紹介</p> <p>対象者：</p> <p>内 容：町への居住をお考えの方に、町営住宅を紹介している。（入居者要件有）</p> <p>問合せ：《建設ガス水道課 管理係》 TEL：0274-64-8807</p> <p>下仁田町ぐんまの木で家づくり支援事業</p> <p>対象者：町内に居住用の住宅を新築・購入・改築した方で、群馬県で実施する「ぐんまの木で家づくり支援事業」に該当する方。</p> <p>内 容：群馬県から交付される補助金と同額を交付</p> <p>問合せ：《農林課 林業係》 TEL：0274-64-8806</p>

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p>空家等利活用支援事業補助金</p> <p>対象者： 下仁田町での定住及び起業、又は下仁田町を拠点とする二地域間居住を目的に町内の空家等を利用して実施する改修及び事業に付帯する設備、備品等の整備を行う空家等所有者、又は空家等所有者から空家等を借り受ける又は購入する個人、企業、地域自主組織、NPO法人で、指定条件に該当する方 ※条件例 ・目的が定住の場合は、今後10年以上下仁田町に住民登録され、かつ、生活の本拠となる見込みのある方 ・起業が目的の場合は、5年以上下仁田町で事業を継続しようとする方 ・二地域居住が目的の場合は、今後5年以上下仁田町を拠点として活動することを誓約し、その期間在宅するための賃貸借契約又は住宅購入ができる方 ・空家等の所有者で3親等以内の親族でない方</p> <p>内 容： 補助対象事業の実施に要する経費とし、補助率は2分の1以内。ただし、1件当たりの補助金は100万円を限度額とする。</p> <p>問合せ： 《地域創生課 地域振興係》 TEL:0274-64-8809</p>
	<p>空き家等利活用片付け支援事業補助金</p> <p>(新) 対象者： 以下の条件のいずれかに該当する個人、企業、地域自主組織、NPO法人で、申請時において市区町村住民税等を滞納していない方。 ・空き家バンク制度を利用して、空き家等の購入又は2年以上の賃貸借の契約を締結した方（3親等以内の親族の購入又は賃借を除く。） ・空き家バンク制度に登録又は登録を行おうとする空き家所有者</p> <p>内 容： 補助対象事業の実施に要する経費とし、補助率は2分の1以内。ただし、1件当たりの補助金は10万円を限度額とする。</p> <p>問合せ： 《地域創生課 地域振興係》 TEL:0274-64-8809</p>
農業体験・就農支援	<p>ふれあい農園事業</p> <p>対象者：</p> <p>内 容： 自分で作物を栽培したい方へ農園を貸している。</p> <p>問合せ： 《農林課 農業係》 TEL:0274-64-8806</p>
その他	<p>ねぎとこんにゃく下仁田奨学金</p> <p>対象者： ・ねぎとこんにゃく下仁田奨学ローンの貸与を受け、当該奨学ローンを返済していること ・世帯全員が町税等を滞納していないこと ・奨学生が退学することなく高校、大学等に在学していること（在学中は、全ての方が対象） ・奨学生が卒業後、実際に下仁田町に住んでいること（卒業後は、下仁田町に帰ってきた方が対象） ・補助金を受け取る方が下仁田町に住んでいること</p> <p>内 容： 金融機関からねぎとこんにゃく下仁田奨学ローンを借り、返済した場合に、在学中は利息相当額を、卒業後は下仁田に戻って居住している期間の元金と利息相当額をねぎとこんにゃく下仁田奨学金基金から補助する制度。</p> <p>問合せ： 《地域創生課 地域創生係》 TEL:0274-64-8809</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	結婚・出産祝金支給事業
	<p>対象者： 南牧村に居住する者で、かつ、永住の意思のある者</p> <p>内 容： 南牧村の人口の減少を防止し、人口の増加と定着化を図り、もって村勢の発展と住民福祉の向上に寄与するために、結婚祝金・出産祝金を支給する。 ・結婚祝金：1組3万円 ・出産祝金：第1子5万円、第2子以降1人につき10万円</p> <p>問合せ：《総務課 総務係》 TEL：0274-87-2011</p>
	保育料の免除
	<p>対象者： 保護者等及びその子が本村に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠地としていること。同一世帯内で公租公課の義務がある者にあつては、その義務を完全に履行していること。</p> <p>内 容： 子育て支援の施策として保育園の保育に要する費用の免除</p> <p>問合せ：《保健福祉課 福祉係》 TEL：0274-87-2011</p>
	放課後児童クラブ利用料の免除
	<p>対象者： 保護者等及びその子が本村に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠地としていること。同一世帯内で公租公課の義務がある者にあつては、その義務を完全に履行していること。</p> <p>内 容： 子育て支援の施策として学童保育に要する利用料の免除</p> <p>問合せ：《保健福祉課 福祉係》 TEL：0274-87-2011</p>
学校給食費の免除	
<p>対象者： 保護者等及び児童生徒が本村に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠地としていること。同一世帯内で公租公課の義務がある者にあつては、その義務を完全に履行していること。</p> <p>内 容： 子育て支援の施策として学校給食に要する費用の免除</p> <p>問合せ：《教育委員会事務局 学校教育係》 TEL：0274-87-2011</p>	
入学支援金の交付	
<p>対象者： 保護者等が本村に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠地としていること。高等学校等に入学した者を現に養育していること。同一世帯内で公租公課の義務がある者にあつては、その義務を完全に履行していること。</p> <p>内 容： 子育て支援の施策として高等学校等の入学に対する補助金（入学生徒1人につき30,000円）の交付</p> <p>問合せ：《総務課 総務係》 TEL：0274-87-2011</p>	
通学補助金の交付	
<p>対象者： 保護者等が本村に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠地としていること。高等学校等に通学する者を現に養育していること。同一世帯内で公租公課の義務がある者にあつては、その義務を完全に履行していること。</p> <p>内 容： 子育て支援の施策として高等学校等への通学に対する補助金（バス停から駅までの距離により年額22,000円～42,000円）の交付</p> <p>問合せ：《総務課 総務係》 TEL：0274-87-2011</p>	

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>転入奨励金の交付</p> <p>対象者： 満15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者及び保護者等が、新たに本村に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠地とすることとなったとき。居住日から引き続いて3年以上居住する意思があると認められるとき。</p> <p>内 容： 子育て支援の施策として子育てをしている者の転入に対する奨励金（転入児童等1人につき30,000円）の交付</p> <p>問合せ：《総務課 総務係》 TEL：0274-87-2011</p>
	<p>子ども医療費無料化</p> <p>対象者： 中学校卒業までの子ども</p> <p>内 容： 医療費（入院・外来ともに）について無料化を実施。（群馬県内の市町村で一律実施）</p> <p>問合せ：《保健福祉課 保健係》 TEL：0274-87-2011</p>
住宅支援	<p>新築等祝金の交付</p> <p>対象者： 本村に住所を有し、現に居住している者。奨励金の支給を受けた後、引き続き10年以上にわたって本村の住民基本台帳に登録し、生活の本拠地とすること。同一世帯内で公租、公課の義務がある者にあつては、その義務を完全に履行していること。</p> <p>内 容： 本村への定住を促進するため、新築等の祝金を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民が自ら居住する住宅を新築し、1軒当たり延床面積が66平方メートル以上で、かつ、費用が1千万円以上のもの〔奨励金額：50万円〕 ・住民が自ら居住する住宅を新築し、1軒当たり延床面積が33平方メートル以上で、かつ、費用が5百万円以上のもの〔奨励金額：20万円〕 ・住民が自ら居住する住宅を増改築及び改修し、1軒当たりその部分の延床面積が33平方メートル以上で、かつ、その費用が3百万円以上のもの〔奨励金額：20万円〕 <p>問合せ：《村づくり・雇用推進課 企画係》 TEL：0274-87-2011</p>
	<p>空き家バンク制度</p> <p>対象者：</p> <p>内 容： 村内への移住・定住を支援するため、地域内にある空き家物件に関する情報を、移住・定住を希望される方に提供する。</p> <p>問合せ：《村づくり・雇用推進課 行政改革係》 TEL：0274-87-2011</p>
	<p>空き家家財道具等搬出処分費補助</p> <p>対象者： 村内の空き家に定住する者等</p> <p>内 容： 空き家内の不必要な物の処理等に関する経費を補助する〔経費の2分の1の額・上限5万円〕</p> <p>問合せ：《村づくり・雇用推進課 行政改革係》 TEL：0274-87-2011</p>
その他	<p>なんもく暮らし体験民家</p> <p>対象者： 南牧村への移住希望者</p> <p>内 容： 暮らし体験民家では、家具・電化製品などを備え、必要最低限の生活用具で移住生活を体験でき、使用期間は1箇月単位とし、最長で2箇月とする。寝具や日常消耗品などは使用者が持ち込むものとする。使用料は1箇月3万円、延長（1日毎）千円とする。</p> <p>問合せ：《村づくり・雇用推進課 行政改革係》 TEL：0274-87-2011</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>三世代同居世帯子育て奨励金</p> <p>対象者：保育園に通っていない、0歳から3歳までの児童がいる三世代で構成されている世帯</p> <p>内 容：児童1人につき年額30,000円の奨励金（商品券）を交付。</p> <p>問合せ：《健康課 福祉係》 TEL：0274-67-7655（甘楽町多世代サポートセンター「ここに甘楽」内）</p>
	<p>出産祝支給</p> <p>対象者：出産者</p> <p>内 容：対象児童1人につき、50,000円の商品券を支給。</p> <p>問合せ：《健康課 福祉係》 TEL：0274-67-7655（甘楽町多世代サポートセンター「ここに甘楽」内）</p>
	<p>保育料の減免</p> <p>対象者：同一世帯、同一扶養義務者によって扶養されている子を持つ者</p> <p>内 容：3番目以降の児を無料にする。</p> <p>問合せ：《健康課 福祉係》 TEL：0274-67-7655（甘楽町多世代サポートセンター「ここに甘楽」内） 《学校教育課 学校教育係》 TEL：0274-74-3131</p>
	<p>ブックスタート事業</p> <p>対象者：全乳児</p> <p>内 容：乳児健診時に研修を受講したボランティアが絵本を介して語りかけることで対象の親子にあたたかい楽しい時間を共有してもらおう。また、読んだ絵本をプレゼントし、家庭でも赤ちゃんとの楽しい時間をつくることに役立ててもらおう。</p> <p>問合せ：《健康課 保健係》 TEL：0274-67-7655（甘楽町多世代サポートセンター「ここに甘楽」内）</p>
	<p>子ども医療費無料化</p> <p>対象者：中学校卒業までの子ども</p> <p>内 容：医療費（入院・外来ともに）について無料化を実施。</p> <p>問合せ：《健康課 国保係》 TEL：0274-67-7655（甘楽町多世代サポートセンター「ここに甘楽」内）</p>
	<p>幼稚園給食費無料化</p> <p>対象者：町立幼稚園全ての園児</p> <p>内 容：給食費について無料化を実施。</p> <p>問合せ：《学校教育課 学校教育係》 TEL：0274-74-3131</p>

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p>まちづくり定住応援金事業</p>
	<p>対象者： 新たに住宅を取得した人</p> <p>内 容： 初年度固定資産税相当額を交付。</p> <p>問合せ： 《住民課 税務係》 TEL：0274-74-3131</p>
	<p>空き家バンク</p> <p>(新)</p> <p>対象者：</p> <p>内 容： 町内への移住・定住を支援するため、地域内にある空き家物件に関する情報を、移住・定住を希望される方に提供し、町ホームページで公開する。</p> <p>問合せ： 《企画課 企画調整係》 TEL：0274-74-3131</p>
農業体験・就農支援	<p>住宅団地土地分譲事業</p>
	<p>対象者：</p> <p>内 容： ○「金井北住宅団地」土地分譲申込受付中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上信電鉄線・上州新屋駅から400m ・ 町営上水道、公営下水道完備 ・ 区画面積及び価格：区画⑮ 377㎡ 9,125,820円 <p>※土地分譲には条件があります。</p> <p>問合せ： 《建設課 都市計画係》 TEL：0274-74-3131</p>
農業体験・就農支援	<p>貸し農園の設置</p>
	<p>対象者：</p> <p>内 容： ○区画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 休憩棟付農園（バス・トイレ・流し台あり） 農園面積300平方メートル×13区画 年額240,000円 ・ グループ農園 農園面積300平方メートル×5区画 年額60,000円 ・ 大区画農園 農園面積150平方メートル×47区画 年額30,000円 ・ 小区画農園 農園面積80平方メートル×50区画 年額16,000円 <p>○その他の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ クラブハウス 245平方メートル（管理人が常駐） ・ 駐車場80台分 ・ 屋外トイレ2棟 ・ 貸出用農機（耕うん機）（有料） <p>○募集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年1月に募集開始（利用期間は原則3月から1年間で翌年の更新も可能） ・ 募集区画数は、町ホームページに掲載 <p>問合せ： 《産業課 農林係》 TEL：0274-74-3131</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>安心出産サポート事業</p> <p>対象者：町に住所のある妊婦及びその配偶者並びに1親等の者</p> <p>内容：町外医療機関で出産する際に、出産予定医療機関近隣の宿泊施設等に宿泊して待機する際の宿泊費及び病院まで交通費の一部を補助する。</p> <p>問合せ：《保健環境課（保健センター） 健康係》 TEL：0279-75-8833</p>
	<p>バースデイBOXの贈呈</p> <p>対象者：初めて赤ちゃんを迎えた家族</p> <p>内容：お誕生のお祝いとして、子育てグッズなどを詰め合わせた”バースデイBOX”をプレゼントする。</p> <p>問合せ：《保健環境課（保健センター） 健康係》 TEL：0279-75-8833</p>
	<p>ブックスタート事業</p> <p>対象者：</p> <p>内容：赤ちゃんと保護者が、絵本を介して心ふれあうひと時をもてるよう、乳児訪問の際、絵本をプレゼントする。</p> <p>問合せ：《保健環境課（保健センター） 健康係》 TEL：0279-75-8833</p>
	<p>各種予防接種補助事業</p> <p>対象者：</p> <p>内容：次の予防接種費用を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ロタウイルス（生後6週から32週の乳児、接種費用1回分） ②おたふくかぜ（満1歳～就学前の幼児、1回限り全額） ③インフルエンザ（妊婦及び6か月～高校3年生相当の人、全額） ④大人の風しん（妊娠を希望する夫婦、妊婦と同居する家族、1回全額） <p>問合せ：《保健環境課（保健センター） 健康係》 TEL：0279-75-8833</p>
	<p>不妊治療助成事業</p> <p>対象者：一般不妊治療、特定不妊治療および不育治療費</p> <p>内容：不妊治療をされている夫婦の経済的負担を軽減するため、助成を行う。</p> <p>問合せ：《保健環境課（保健センター） 健康係》 TEL：0279-75-8833</p>
	<p>母乳相談等補助金交付事業</p> <p>(新) 対象者：母乳マッサージを含む母乳育児相談を必要とする産婦</p> <p>内容：出産後の育児不安や産後うつ予防、経済的負担の軽減を図る。出産後3か月以内に利用した費用の一部を補助。</p> <p>問合せ：《保健環境課（保健センター） 健康係》 TEL：0279-75-8833</p>
	<p>子ども医療費の無料化</p> <p>対象者：出生から中学校卒業までの子ども</p> <p>内容：保険対象の医療費について無料化を実施。（群馬県内の市町村で一律実施）</p> <p>問合せ：《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>出産奨励手当金</p> <p>対象者：1子以上を養育し、第2子以上を出産した世帯</p> <p>内容：出産を奨励し、定住化の促進を図るため、手当金を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2子 20万円 ・第3子 30万円 ・第4子 50万円 <p>問合せ：《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825</p>
	<p>第三子以降保育料・給食費無料化</p> <p>対象者：第3子以降の児童（ただし、町立の場合に同時に複数の児童が入所、入園する場合は、第1子または第2子に免除の権利が振り替えられることもあります。）</p> <p>内容：申請により、保育所・町立幼稚園の保育料・給食費を無料とする（6ヶ月以上継続して町に居住している保護者の子に限る）。私立幼稚園や認可外保育所については保育料・給食費相当額を補助することで、多子世帯の経済的負担の軽減を図る。</p> <p>問合せ：【保育所・町立幼稚園】《こども未来課 学校教育係》 TEL：0279-75-8850 【私立幼稚園・認可外】《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825</p>
	<p>乳児おむつ等購入費助成</p> <p>対象者：満1歳までの乳児を養育する保護者</p> <p>内容：おむつ等の購入にかかった費用を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成額：費用の80%（月額上限3,000円） <p>問合せ：《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825</p>
	<p>子育て相談事業</p> <p>対象者：</p> <p>内容：町に経験豊富な相談員を配置し、こどもに関する全般的な相談に応じる。</p> <p>問合せ：《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825</p>
	<p>子育て情報リーフレット</p> <p>対象者：</p> <p>内容：年齢・情報に応じた6種類の子育て情報リーフレットを、公共施設や小児科医院等に設置した情報ポケットで、必要な時に必要な情報が得られるよう設置する。</p> <p>問合せ：《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825</p>
	<p>入学祝品</p> <p>対象者：小中学校に入学する児童・生徒</p> <p>内容：お祝いの意味を込めるとともに、図書に親しんでもらうため、図書カードをプレゼントする。</p> <p>問合せ：《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825</p>
	<p>入学準備応援費</p> <p>対象者：小・中・高校へ進学する児童・生徒のいる世帯</p> <p>内容：世帯の経済的負担軽減を目的に、12月に商品券を配付する。</p> <p>問合せ：《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825</p>
	<p>保育所・幼稚園運営管理</p> <p>対象者：</p> <p>内容：公立の幼稚園3施設・保育所3施設を運営し、児童福祉の充実を図る。 保育所での一時預かりや地域子育て支援センター事業、幼稚園での延長預かり事業を実施し、子育て世帯の支援を行う。 また、町独自に保育料の減額や、園庭開放等を行い、金銭的負担や子育て不安の軽減を図る。</p> <p>問合せ：《こども未来課 学校教育係》 TEL：0279-75-8850</p>

〔吾妻エリア〕

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>放課後児童対策事業</p> <p>対象者：</p> <p>内 容： 放課後等に小学校の空き教室を利用し、児童の居場所作りを行う。 また、学童保育所にて、勤務の都合で昼間保護者のいない児童を対象に、放課後児童の居場所を提供する。</p> <p>問合せ： 《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825</p>
	<p>親子の交流の場運営</p> <p>対象者：</p> <p>内 容： 町内3施設にて親子の交流の場、世代間の交流の場を無料提供。 ・対象施設 世代間交流館「ゆびさり」・伊参交流館・子育てひろば「はっぴ〜」</p> <p>問合せ： 《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825</p>
	<p>子育て支援サークル等活動支援</p> <p>対象者： 町内の子どもを持つ親で作る自主運営サークル、子育て支援団体</p> <p>内 容： サークル運営や、親子が交流できる企画やイベント等活動の支援を行う。 ・補助額 サークル 児童1人2千円 支援団体 1団体7万円</p> <p>問合せ： 《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825</p>
	<p>新婚家庭へのお米プレゼント</p> <p>対象者： 婚姻届が受理された後、引き続き夫婦とも中之条町に住所を置くか、1月以内に住所を移し、1年以上住み続ける予定の夫婦</p> <p>内 容： 60kg分の米引換券をプレゼントする。</p> <p>問合せ： 《企画政策課 企画調整係》 TEL：0279-75-8837</p>
	<p>奨学金の貸与</p> <p>対象者： 中之条町に住所を有する者の子で、高校、高専、大学、短期大学、専修学校等に就学する方。</p> <p>内 容： 経済的理由により修学困難な方に対して奨学金を貸付け、教育の機会均等を図る。</p> <p>問合せ： 《こども未来課 総務係》 TEL：0279-75-8824</p>
	<p>遠距離通学児童・生徒通学費補助金</p> <p>対象者：</p> <p>内 容： 中之条地区の小学校及び中学校に通学する児童・生徒のうち、遠距離通学児童・生徒の通学に係る交通費等の経費負担に対し、必要な補助を行い、保護者負担を軽減し、他通学者の通学条件との均衡を図ることにより、義務教育の円滑な運営に資する。</p> <p>問合せ： 《こども未来課 学校施設係》 TEL：0279-75-8824</p>
	<p>チャイルドシート購入補助金</p> <p>対象者： 国土交通省の定める安全基準に適合するチャイルドシートを購入した親権者</p> <p>内 容： チャイルドシートの購入にかかった費用を補助する。 ・補助額：購入費用の50%（上限10,000円）</p> <p>問合せ： 《保健環境課（保健センター） 健康係》 TEL：0279-75-8833</p>

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p>住宅リフォーム補助金</p> <p>対象者：住宅の改修等を行う者</p> <p>内 容：経費の一部を予算の範囲内において補助する。 <ul style="list-style-type: none"> ・対象工事：工事金額が20万円以上、住宅の修繕・改築・増築等 ・補助金額：【町内業者】工事費の1/10、補助金額の最高額は30万円 【町外業者】工事費の1/40、補助金額の最高額は10万円 </p> <p>問合せ：《観光商工課 商工係》 TEL：0279-26-7727</p>
	<p>勤労者住宅建設資金利子補給</p> <p>対象者：町内に自己のために住宅を建築又は新築の住宅を購入する勤労者</p> <p>内 容：住宅建設を促進し、福祉の向上と人口の定着を図ることを目的として、勤労者の住宅建設資金に対して利子補給する。 <ul style="list-style-type: none"> ・面積要件：総床面積280平方メートル以下の専用住宅 ・利子補給金：建築または購入資金を融資機関から借り入れた場合、最高12万円を予算の範囲以内で交付。 </p> <p>問合せ：《観光商工課 商工係》 TEL：0279-26-7727</p>
	<p>住宅取得費補助金</p> <p>対象者：町内に住宅を取得する者</p> <p>内 容：予算の範囲内において補助する。 <ul style="list-style-type: none"> ・対象工事：住宅の新築、購入 ・基本補助金額：【新築（町内業者）】費用の1/20、上限100万円 【新築（町外業者）】費用の1/40、上限50万円 【中古】費用の1/40、上限25万円 ・加算補助金額：[子育て世帯]中学生以下1人あたり10万円、最大40万円 [若年層世帯]夫婦の合計年齢が80歳未満、10万円 ・要件：5年以上定住すること等 </p> <p>問合せ：《企画政策課 企画調整係》 TEL：0279-75-8837</p>
	<p>空き家対策補助金【空き家解体補助金】</p> <p>対象者：該当建築物の所有者</p> <p>内 容：おおむね10年以上無人かつ使用されていない空家で、不良住宅と判定された空家、または特定空家等に認定された建築物の取り壊しに係る費用に対し、予算の範囲内において補助する。 <ul style="list-style-type: none"> ・対象工事：空家住宅の解体工事 ・補助金額：【町内業者】費用の1/2、上限70万円 【町外業者】費用の1/4、上限35万円 ・要件：工事着手前に申請すること </p> <p>問合せ：《建設課 都市計画・住宅係》 TEL：0279-75-8828</p>
	<p>空き家対策補助金【空き家リフォーム補助金】</p> <p>(新) 対象者：該当建築物の所有者</p> <p>内 容：おおむね1年以上空家の建築物を、居住するための改修工事に係る費用に対し、予算の範囲内において補助する。 <ul style="list-style-type: none"> ・対象工事：空家の改修工事 ・基本補助金額：[町内業者]費用の1/2、上限100万円 [町外業者]費用の1/4、上限50万円 ・加算補助金額：[子育て世帯]中学生以下1人あたり10万円、最大40万円 [若年層世帯]夫婦の合計年齢が80歳未満、10万円 ・要件：10年以上定住すること。工事着手前に申請すること等 </p> <p>問合せ：《建設課 都市計画・住宅係》 TEL：0279-75-8828</p>

〔吾妻エリア〕

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p>町営住宅の紹介</p> <p>対象者：町での居住を考えている方 内 容：町営住宅の空き状況を公開。（入居要件あり） 問合せ：《建設課 都市計画・住宅係》 TEL：0279-75-8828</p>
	<p>結婚新生活支援補助金</p> <p>対象者：結婚を機に町内で新たに生活を始める新婚夫婦 主な要件 ・直近の夫婦の所得額が340万円未満であること（奨学金を返済中の人は返済額を控除） ・他の公的な補助を受けていないこと ・婚姻日における年齢が、夫婦共に34歳以下であること</p> <p>内 容：若年層のカップルに結婚を促すため、アパートの家賃、敷金等の手数料、住居取得費、引っ越し費用等を助成する ・補助額：上限30万円</p> <p>問合せ：《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825</p>
就業支援	<p>チャレンジショップ出店支援事業</p> <p>対象者：空き店舗（家）を商業施設等として利用する新規出店希望者</p> <p>内 容：商店街のにぎわい創出のため、対象者に次の支援を行う。 ・補助金額：【改修費補助】改修費用の1/2、上限20万円（初年度1回限り） 【家賃補助】家賃の1/2、上限5万円 ・要件：町民に限る。店舗兼住宅の場合、店舗分に限る。</p> <p>問合せ：《観光商工課 商工係》 TEL：0279-26-7727</p>
その他	<p>移住・定住コーディネーター設置事業</p> <p>対象者：</p> <p>内 容：専属のコーディネーターが相談業務のほか、移住候補地の現地案内、移住後のアフターフォローなど移住・定住を総合的にバックアップします。 まずは、電話・メールでご相談ください。 [休日対応可能窓口]電話：090-2764-4510（9時～16時）、メール：info@nakano-jo-ijyu.jp</p> <p>問合せ：《企画政策課 企画調整係》 TEL：0279-75-8837</p>

長野原町

最終更新：H30/5/25

分類	事業名（対象者・内容）																																								
子育て支援	<p>出産奨励手当金支給事業</p> <p>対象者： 出産時において、6月以上前から引き続き住民登録されている者 2子以上を養育し、第3子以上を出産して養育をする父母</p> <p>内 容： 手当金 15万円</p> <p>問合せ：《町民生活課 福祉係》 TEL：0279-82-2246</p>																																								
	<p>入学記念品贈呈事業</p> <p>対象者： 小学校1年生になる児童</p> <p>内 容： 1万円相当の図書券又は商品券を、毎年入学時に1回贈呈する</p> <p>問合せ：《町民生活課 福祉係》 TEL：0279-82-2246</p>																																								
	<p>保育料徴収に伴う特例</p> <p>対象者： 同一世帯から2人以上が入園している場合、2人目以上の児童</p> <p>内 容： 2人目 算定保育料×0.5、3人目以上 無料 (第3子以降の3歳未満の入園児童は、群馬県の保育料軽減事業に基づく)</p> <p>問合せ：《教育課 子ども子育て支援室》 TEL：0279-82-2029</p>																																								
	<p>遠距離幼児児童生徒通学費補助金交付事業</p> <p>対象者： 通学距離が4kmを超える児童及び6kmを超える生徒、幼児については4kmを超える者。 回数券購入者及び交通機関を利用する児童生徒。</p> <p>内 容： 認定こども園</p> <table border="1" data-bbox="494 1232 1244 1456"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>認定こども園</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.0km以上</td> <td>5.0km未満</td> <td>2,800</td> <td>8,500</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5.0km以上</td> <td>6.0km未満</td> <td>5,700</td> <td>17,100</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>6.0km以上</td> <td>7.0km未満</td> <td>8,500</td> <td>25,700</td> <td>17,100</td> </tr> <tr> <td>7.0km以上</td> <td>8.0km未満</td> <td>11,400</td> <td>34,300</td> <td>34,300</td> </tr> <tr> <td>8.0km以上</td> <td>9.0km未満</td> <td>14,300</td> <td>42,900</td> <td>51,400</td> </tr> <tr> <td>9.0km以上</td> <td>10.0km未満</td> <td>17,100</td> <td>51,400</td> <td>68,600</td> </tr> <tr> <td>10.0km以上</td> <td></td> <td>20,000</td> <td>60,000</td> <td>85,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>回数券及び定期代金の2分の1の補助。</p> <p>問合せ：《教育課 学校教育係》 TEL：0279-82-2029</p>			認定こども園	小学校	中学校	4.0km以上	5.0km未満	2,800	8,500	—	5.0km以上	6.0km未満	5,700	17,100	—	6.0km以上	7.0km未満	8,500	25,700	17,100	7.0km以上	8.0km未満	11,400	34,300	34,300	8.0km以上	9.0km未満	14,300	42,900	51,400	9.0km以上	10.0km未満	17,100	51,400	68,600	10.0km以上		20,000	60,000	85,800
			認定こども園	小学校	中学校																																				
	4.0km以上	5.0km未満	2,800	8,500	—																																				
5.0km以上	6.0km未満	5,700	17,100	—																																					
6.0km以上	7.0km未満	8,500	25,700	17,100																																					
7.0km以上	8.0km未満	11,400	34,300	34,300																																					
8.0km以上	9.0km未満	14,300	42,900	51,400																																					
9.0km以上	10.0km未満	17,100	51,400	68,600																																					
10.0km以上		20,000	60,000	85,800																																					
<p>子ども医療費無料化</p> <p>対象者： 中学校卒業までの子ども(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)</p> <p>内 容： 医療費(入院・外来ともに)無料</p> <p>問合せ：《町民生活課 福祉係》 TEL：0279-82-2246</p>																																									
<p>チャイルドシート貸し出し事業</p> <p>対象者： 住民基本台帳に登録されている者</p> <p>内 容： 貸し出し期間は6ヶ月以内とする。但し希望により延長が可能 利用料は無料だが、返却時にクリーニング代として600円負担</p> <p>問合せ：《町民生活課 福祉係》 TEL：0279-82-2246</p>																																									

〔吾妻エリア〕

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p>住宅改修等助成金交付事業</p> <p>対象者： 継続して1年以上住民登録があり助成対象建物の所有者であること 世帯全員に税滞納及び、その他町への債務に遅滞がないこと 所有者又は同一世帯員が当該住宅に居住又は居住見込みであること 当該工事について、町の他の補助金や助成金等の交付がないこと</p> <p>内 容： ・助成対象住宅は、対象者が町内に所有する個人住宅または併用住宅。 ・助成対象工事は、町内施工業者による増改築等工事とする。 ・助成金の額は、工事費用（消費税を除く）の100分の20とし、千円未満の端数は切り捨てる。ただし、200千円を上限とする。 ・助成対象となる住宅1棟につき1回限りの交付とする。</p> <p>問合せ： 《建設課 管理国土調査係》 TEL：0279-82-3010</p>
	<p>移住者向け住宅改修等助成金交付事業</p> <p>対象者： 移住者で今後2年以上使用すること。 税金の滞納がないこと。 当該工事で他の補助金等の交付がないこと。</p> <p>内 容： 空き家バンクに登録されている専用住宅、併用住宅、店舗、事務所を町内施工業者が増改築工事すること。 総額の1/2で上限は20万円。 1棟につき1回限りとする。</p> <p>問合せ： 《企画政策課》 TEL：0279-82-2244</p>
	<p>家財等処分費助成金交付事業</p> <p>対象者： 移住者に空き家として売買又は賃貸借契約をした建物所有者等</p> <p>内 容： 空き家バンクの登録されている専用住宅、併用住宅、店舗、事務所の家財等の処分を廃棄物処理業者等に委託するための費用。 総額の1/2で上限は10万円。 1棟につき1回限りとする。</p> <p>問合せ： 《企画政策課》 TEL：0279-82-2244</p>
	<p>公営住宅の紹介</p> <p>対象者： 町営住宅入居希望者（入居要件有り）</p> <p>内 容： 町営住宅の空き状況の公開</p> <p>問合せ： 《建設課 管理国土調査係》 TEL：0279-82-3010</p>
就業支援	<p>起業支援事業補助金</p> <p>対象者： ・町内で起業する者又は1年以内に起業したもののうち下記に該当すること。 (1)代表者又は1名以上の従業員が町内に住所を有する者又は見込みがある者 (2)町内に事業所を設置し5年以上継続して事業を行う見込みがある者</p> <p>内 容： 産業の振興及び活性化を図るとともに、移住及び定住に寄与することを目的とし、町内で起業する事業者を支援する。 ・事業所開設支援事業（補助率1/2 上限100万円） ・事業所等賃借事業（補助率1/2 月額5万円） ・雇用促進事業（補助率10/10 月額5万円）</p> <p>問合せ： 《産業課 観光商工係》 TEL：0279-82-3013</p>

〔長野原町〕

嬭恋村

最終更新：H30/5/25

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>出産祝い金支給事業</p> <p>対象者：子どもの出産日に、父母が6ヶ月以上嬭恋村に住所を有し、村税・各種使用料等の滞納がない方</p> <p>内 容： 第1～2子 50,000円 第3子 100,000円 第4子以降 150,000円</p> <p>問合せ：《住民福祉課 福祉係》 TEL：0279-96-0515</p>
	<p>子ども医療費無料化</p> <p>対象者：中学校卒業までの子ども</p> <p>内 容：保険対象の医療費（入院・外来）について無料化を実施。（県外医療機関受診者は償還払い）</p> <p>問合せ：《住民福祉課 国保係》 TEL：0279-96-0515</p>
	<p>保育料徴収に伴う特例</p> <p>対象者：入所者全員</p> <p>内 容：保育料無料</p> <p>問合せ：《教育委員会 学校教育係》 TEL：0279-96-0544</p>
	<p>給食費の無料化</p> <p>対象者：村立幼稚園、学校に在籍する幼児・児童・生徒全員</p> <p>内 容：中学校卒業までの給食費無料</p> <p>問合せ：《教育委員会 学校教育係》 TEL：0279-96-0544</p>
	<p>不妊治療助成金</p> <p>対象者：1年以上嬭恋村に居住し、不妊治療を行っている方</p> <p>内 容：不妊治療にかかる費用を助成する。（年間10万円の補助限度額を平成28年度より100万円に拡充）</p> <p>問合せ：《住民福祉課 保健室》 TEL：0279-96-1975</p>
	<p>教材費等の購入補助</p> <p>(新) 対象者：小学生、中学生</p> <p>内 容：小学校、中学校における教材費の補助として、今まで個人負担であった教材の購入費用を、限度内において公費負担にて一括購入。</p> <p>問合せ：《教育委員会 学校教育係》 TEL：0279-96-0544</p>
	<p>英検受験料の補助</p> <p>(新) 対象者：中学生</p> <p>内 容：年度内1人あたり5,000円までの受験料を補助。</p> <p>問合せ：《教育委員会 学校教育係》 TEL：0279-96-0544</p>

[吾妻エリア]

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p>住宅改修等助成金交付事業</p> <p>対象者：・ 嬭恋村に1年以上継続して住民登録をしているか、工事終了後1年以上継続して居住し住民登録をすること ・ 本人および同一世帯の税金や料金などに延滞がない人 ・ 嬭恋村内の事業者が請け負い、10万円以上の経費がかかる工事であること ・ 村から別の補助金や助成金を受けていないこと</p> <p>内 容：・ 助成の対象となる住宅は、助成を受けようとする者が村内に所有又は新築する住宅等とする。 ・ 助成対象となる工事は、村内施工業者による村内で施工される新增改築等工事（太陽光発電並びに太陽温水設備も対象）であること。 ・ 助成金の額は、住宅改修等の費用の20%（上限20万円）とする。 ※平成30年12月25日をもって申請の受付を終了予定。</p> <p>問合せ：《観光商工課 商工係》 TEL:0279-82-1293</p>
	<p>定住促進住宅用地分譲事業</p> <p>対象者：</p> <p>内 容：○細原住宅団地分譲中 ・ JR万座・鹿沢口駅から車で15分 ・ 区画面積（平均）約450㎡ ・ 坪単価（平均）14,500円</p> <p>問合せ：《建設課 管理係》 TEL:0279-96-1973</p>
	<p>薪ストーブ購入・設置費補助金</p> <p>(新) 対象者：・ 村内に1年以上継続して住所を有しており、ストーブ設置完了後も1年以上継続して居住していること。 ・ 原則として村内の業者から薪ストーブを購入すること。 ・ 過去において、森林伐採などの違法行為を行っていないこと。 ・ 薪ストーブ等とは、薪等を燃料として使用する設計および仕様である暖房機（煙突を含む）であること。</p> <p>内 容：新たに購入・設置する薪ストーブ等を村内事業者から購入した場合に、10万円を上限とし購入費用の4分の1を補助する。ただし、村外の事業者から購入した場合の上限額は5万円とする。</p> <p>問合せ：《農林振興課 林業係》 TEL:0279-96-1256</p>
就業支援	<p>創業・第二創業支援推進事業</p> <p>(新) 対象者：・ 代表者又は1名以上の従業員が村内に住所を有する者又は見込みがある者 ・ 村内に事業所を設置し5年以上継続して事業を行う見込みがある者 ・ 村内に住所を有している者を新規で1年以上雇用する見込みがある者。ただし、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者である者に限る。</p> <p>内 容：村内で創業・第二創業する事業者に対する事業所開設支援、事業所等賃貸、雇用促進の補助金（補助限度額、補助率は対象事業よるが合計の上限は200万円）</p> <p>問合せ：《観光商工課 商工係》 TEL:0279-82-1293</p>
	<p>特産品開発支援事業補助金</p> <p>対象者：村内を活動拠点とする地域活動団体及び村内を所在地とする高等学校、その他村長が適当と認める団体</p> <p>内 容：地域活動団体等による、嬭恋村に関する特産品の開発・改良等の補助金 ・ 補助限度額は5万円 ・ 補助率は2分の1</p> <p>問合せ：《農林振興課 農業係》 TEL:0279-96-1256</p>

分類	事業名（対象者・内容）
就業支援	<p>6次産業化等促進支援事業補助金</p> <p>対象者： 村内に住民登録または法人登録をしている次に掲げる団体等とする。ただし、過去に同じ目的で当該補助金を受けた団体等を除く。 (1) 農業生産法人 (2) 集落営農組織等の地域営農団体 (3) 2戸以上で構成する農林水産加工グループ (4) その他村長が認める者</p> <p>内 容： 6次産業化による特産品開発等の補助金 ・ 上限は50万円 ・ 補助率は対象経費の2分の1</p> <p>問合せ： 《農林振興課 農業係》 TEL: 0279-96-1256</p>
	<p>観光物産展等参加事業補助金</p> <p>対象者： 次の各号全てに該当するものとする。ただし、村が補助等をしている団体は除く。 (1) 村内に住所、または事業所を有する団体及び個人 (2) 村税及び使用料など村に納付義務が発生している納付金を完納している者 (3) 観光物産展等の参加時に村等が作成した観光パンフレットの配布など村の観光宣伝に協力できる者 (4) 観光物産展等の参加時に村からの要請による他団体の村内製品の販路拡大にも協力できる者 (5) その他村長が適当と認める者</p> <p>内 容： 村内の団体や個人が実施する村内製品の普及や販路拡大を図るための観光物産展等への参加に係る経費の補助金。 ・ 1回あたり上限は8万円、年間上限は30万円を補助</p> <p>問合せ： 《観光商工課 商工係》 TEL: 0279-82-1293</p>
	<p>中小企業退職金共済制度加入促進補助金</p> <p>対象者： 嬭恋村商工会が実施する特定退職金共済制度による退職金共済契約を締結し、嬭恋村内に事業所を有し、常用従業員及びパートタイマーを雇用する中小企業者</p> <p>内 容： ○対象期間：被共済者に係る共済契約締結の日の属する月から起算して12ヶ月間 ○補助額：月額1,000円 ただし、月額の掛金が5,000円未満の場合には当該掛金の100分の20以内</p> <p>問合せ： 《観光商工課 商工係》 TEL: 0279-82-1293</p>
その他	<p>高齢者温泉保養事業</p> <p>(新) 対象者： 嬭恋村に住民登録のある65歳以上の方。</p> <p>内 容： 高齢者の健康・福祉増進を目的として、村内の指定入浴施設（温泉施設）に入浴することができる温泉券を販売。1冊50枚綴り5,000円（1枚の券で1回入浴可）</p> <p>問合せ： 《住民福祉課 福祉係》 TEL: 0279-96-0515</p>
	<p>おでかけタクシー助成事業</p> <p>(新) 対象者： 嬭恋村に住民登録があり、かつ65歳以上の方および障害者手帳をお持ちの方。</p> <p>内 容： 村が契約しているタクシー会社で利用できる助成券（1冊1,000円×50枚）を申請により5,000円で購入。</p> <p>問合せ： 《総合政策課 企画係》 TEL: 0279-96-1257</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>出産祝い事業</p> <p>対象者：草津町における出生者</p> <p>内 容： 出生届受理の際に品物を交付（現在は小型絵本）</p> <p>問合せ：《住民課》 TEL：0279-88-7192</p>
	<p>給食費の無料化</p> <p>対象者：</p> <p>内 容： 認定こども園、小中学校児童生徒の給食費について無料化を実施。</p> <p>問合せ：《住民課》 TEL：0279-88-7192 《教育委員会》 TEL：0279-88-0005</p>
	<p>3歳未満児保育料軽減</p> <p>対象者：</p> <p>内 容： 3歳未満の入所児童については3,000円を限度として、同一階層の3歳児保育料と同額まで保育料を軽減する。</p> <p>問合せ：《住民課》 TEL：0279-88-7192</p>
	<p>第2子以降保育料軽減</p> <p>対象者： 2人以上の児童が入所している世帯</p> <p>内 容： 2人目以降の保育料を軽減する。 ・2人目 算定保育料×0.25 ・3人目以降 算定保育料×0.00（無料）</p> <p>問合せ：《住民課》 TEL：0279-88-7192</p>
	<p>第3子以降3歳未満児保育料免除</p> <p>対象者： 第3子以降の3歳未満児</p> <p>内 容： 保育料を免除する。</p> <p>問合せ：《住民課》 TEL：0279-88-7192</p>
	<p>遠距離通園費補助</p> <p>対象者： 一部地域から認定こども園に通園している児童</p> <p>内 容： 通園費を補助する。</p> <p>問合せ：《住民課》 TEL：0279-88-7192</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>遠距離通学費補助</p> <p>対象者：一部地域の小中学校児童生徒</p> <p>内 容： 小中学生に対し一部地域からの通学費を補助する。</p> <p>問合せ：《教育委員会》 TEL：0279-88-0005</p>
	<p>高校生等就学費補助</p> <p>対象者：学校教育法に規定する高等学校（高等専門学校）、専修学校、特別支援学校高等部に就学する生徒</p> <p>内 容： 高校生等に対し就学費の一部を年額40,000円補助する。</p> <p>問合せ：《教育委員会》 TEL：0279-88-0005</p>
	<p>子ども医療費の無料化</p> <p>対象者：出生から中学校卒業までの子ども</p> <p>内 容： 医療費（入院・外来ともに）について無料化を実施。（群馬県内の市町村で一律実施）</p> <p>問合せ：《福祉課》 TEL：0279-88-7189</p>
	<p>奨学金貸与</p> <p>対象者：経済的理由により修学困難な高等学校及び大学又はこれと同等程度の学校に修学する方</p> <p>内 容： 経済的理由により就学困難なものに対して月額20,000円を上限に学資を貸与し教育の機会均等を図る。</p> <p>問合せ：《教育委員会》 TEL：0279-88-0005</p>
	<p>児童室(学童保育)</p> <p>対象者：小学校1年生から4年生までの児童</p> <p>内 容： 放課後児童健全育成事業として、小学校1年生から4年生までの児童の預り事業を全額公費負担（おやつ代を除く）で実施。</p> <p>問合せ：《教育委員会》 TEL：0279-88-0005</p>
<p>中学生学生服購入負担事業</p> <p>対象者：草津中学校に進学する小学校6年生</p> <p>内 容： 中学生の学生服の購入について、半額を公費負担する。</p> <p>問合せ：《教育委員会》 TEL：0279-88-0005</p>	

[吾妻エリア]
高山村

最終更新 : H30/5/25

分類	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<p>出産祝金支給</p> <p>対象者： 出産時に本村に住所登録がされており、引き続き本村に居住しようとする方・新生児を出産して養育をする父母</p> <p>内 容： 出産時に出産祝金を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1子 200,000円 ・第2子 300,000円 ・第3子以上 500,000円 <p>問合せ：《保健みらい課 福祉係》 TEL：0279-63-1311</p>
	<p>福祉無料入浴券</p> <p>対象者： 高山村に住所を有する方</p> <p>内 容： 村営温泉施設・道の駅等で利用できる無料券を配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人あたり5枚 <p>問合せ：《保健みらい課 福祉係》 TEL：0279-63-1311</p>
	<p>子ども医療費無料化</p> <p>対象者： 中学校卒業までの子ども</p> <p>内 容： 医療費（入院・外来ともに）の無料化</p> <p style="text-align: center;">※群馬県内の市町村で一律実施</p> <p>問合せ：《住民課》 TEL：0279-63-2111（内66）</p>
	<p>不妊治療費助成</p> <p>対象者： 特定不妊治療（体外授精、顕微授精）を受けられた方</p> <p>内 容： 不妊治療に要した本人負担額（県等の助成金額は控除）の半額を助成</p> <p style="text-align: center;">限度額：年額100,000円 助成期間：通算3年</p> <p>問合せ：《保健みらい課 保健係》 TEL：0279-63-1311</p>
	<p>紙おむつ購入費用一部補助</p> <p>対象者： 満1歳に満たない乳児を扶養する保護者</p> <p>内 容： 乳児1人につき月額3,000円</p> <p>問合せ：《保健みらい課 福祉係》 TEL：0279-63-1311</p>
	<p>各種任意予防接種費用一部補助</p> <p>対象者： ・季節性インフルエンザ：妊婦、6カ月～高校生、65歳以上の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロタウイルス : 生後6週0日～24週0日（または32週0日）の乳児 ・おたふくかぜ : 1歳～4歳未満の幼児 ・風しん : 妊娠予定の女性と夫（または妊婦の夫） <p>内 容： <助成額></p> <ul style="list-style-type: none"> ・季節性インフルエンザ：3,400円（65歳以上は自己負担1,000円控除した額） ・ロタウイルス : 半額 ・おたふくかぜ : 全額 ・風しん : 3,000円または5,000円 <p>問合せ：《保健みらい課 保健係》 TEL：0279-63-1311</p>
	<p>乳幼児相談</p> <p>(新) 対象者： 満1歳に満たない乳児を扶養する保護者</p> <p>内 容： 計測等の健康状態の確認やベビーマッサージ、離乳室教室を実施</p> <p style="text-align: center;">年4回実施（利用料無料）</p> <p>問合せ：《保健みらい課 福祉係》 TEL：0279-63-1311</p>
	<p>育児教室</p> <p>対象者：</p> <p>内 容： 【のびのびサークル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1歳以上の未就園児を対象に、体を使った親子でリズム遊びなどを実施 <li style="text-align: center;">年7～8回実施 午前10時～11時30分（参加費無料） <p>【子育てサロン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代の親子を対象に、遊具遊びなどを実施 <li style="text-align: center;">毎月第2水曜日開催 午前10時30分～（利用料無料） <p>問合せ：《保健みらい課 福祉係》 TEL：0279-63-1311</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>子育て支援センター</p> <p>対象者：子育て世代の親子</p> <p>内 容：【保健福祉センター】 ・育児相談、子育て世代の交流の場、お試し保育 月～金曜日開催（祝日・年末年始除く） 午前10時～正午（利用料無料） 【みんなの交流施設「和」】 ・子育て世代の交流の場、手作りおやつ提供 毎週火・木・土曜日開催（祝日・年末年始除く） 午前9時～午後4時（利用料無料） ※お菓子・飲み物を希望の方は100円</p> <p>問合せ：《保健みらい課 福祉係》 ☎：0279-63-1311</p>
	<p>食育の推進(子どもから大人までの食育を推進)</p> <p>(新) 対象者：</p> <p>内 容：・おかあさんと一緒に食育教室（乳幼児） プチ調理・食事マナーやあいさつ・食べることの大切さを学ぶ 年2回開催（参加費無料） ・たのしい親子食育教室（小学生児童） 親子で料理づくり・郷土料理の伝承 年3回（夏休み）開催（参加費無料） ・みんなで食べよう地場農産物（統一献立） 保育所・幼稚園・小学校・中学校・福祉施設等で実施 地場産物のみを使った給食を提供 年1回実施 ※一般の方も試食が可能（料金無料）</p> <p>問合せ：《保健みらい課 保健係》 ☎：0279-63-1311</p>
	<p>保育所(通常保育・延長保育・一時預かり保育)</p> <p>(新) 対象者：8ヶ月～未就学児（昼間保護者等がない家庭）</p> <p>内 容：月～土曜日開所（祝日・年末年始除く） 午前7時30分～午後6時30分 利用料：所得に応じて（軽減制度あり） ※一時預かりの場合（利用は月14日以内） 3歳未満児月額1,000円、3歳以上月額500円</p> <p>問合せ：《高山保育所》 ☎：0279-63-2812</p>
	<p>保育所保育料の軽減</p> <p>対象者：高山村保育所を利用している方</p> <p>内 容：保育料の軽減（幼児数は年齢の高い順から数える） ・2人目 当該幼児の徴収金額×0.5 ・3人目以降 無料 ※3歳未満児の入所幼児は、群馬県が実施 3歳未満児保育料軽減事業に基づいて軽減</p> <p>問合せ：《保健みらい課 福祉係》 ☎：0279-63-1311</p>
	<p>幼稚園保育料の減免</p> <p>対象者：高山幼稚園を利用している方で、高山村子ども子育て支援事業に関する保育料減免要綱に該当する方</p> <p>内 容：保育料を減免 月額保育料2,000円（年額24,000円）のうち、条件に応じて減免</p> <p>問合せ：《教育課 学校教育係》 ☎：0279-63-3046</p>
	<p>児童館(学童保育)</p> <p>対象者：昼間保護者等がない家庭の小学校児童</p> <p>内 容：月～土曜日開所（祝日・年末年始除く） 午前7時30分～午後6時30分（利用料無料） ※おやつ代として月額500円</p> <p>問合せ：《高山保育所》 ☎：0279-63-2812</p>
	<p>学校給食費補助</p> <p>対象者：</p> <p>内 容：学校給食費を2割補助 ・幼稚園 2,880円（通常3,600円） ・小学校 3,400円（通常4,250円） ・中学校 3,960円（通常4,950円）</p> <p>問合せ：《教育課 学校給食センター》 ☎：0279-63-2811</p>

〔吾妻エリア〕

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>入学祝金支給</p> <p>対象者：高山村に住民登録されている児童生徒が小・中学校に入学するとき</p> <p>内 容：入学者1人につき20,000円</p> <p>問合せ：《教育課 学校教育係》 TEL：0279-63-3046</p>
	<p>英語・漢字検定料補助</p> <p>(新) 対象者：小学校5・6年生、中学校全学年</p> <p>内 容：英語・漢字検定料を全額補助 ※各検定年3回まで</p> <p>問合せ：《教育課 学校教育係》 TEL：0279-63-3046</p>
	<p>要保護及び準要保護児童生徒就学援助</p> <p>対象者：経済的理由により小・中学校への就学が困難な児童生徒の保護者</p> <p>内 容：就学経費を援助（学校用品、学校給食費等）</p> <p>問合せ：《教育課 学校教育係》 TEL：0279-63-3046</p>
	<p>特別支援教育就学奨励</p> <p>対象者：特別支援学校に就学する幼児・児童生徒</p> <p>内 容：就学費として月額5,000円 助成期間：特別支援学校の幼稚部・小学部・中学部・高等部に在学する間</p> <p>問合せ：《教育課 学校教育係》 TEL：0279-63-3046</p>
	<p>特別支援学校児童生徒就学援助</p> <p>(新) 対象者：特別支援学校に就学する幼児・児童生徒</p> <p>内 容：就学費として月額5,000円 助成期間：特別支援学校の幼稚部・小学部・中学部・高等部に在学する間</p> <p>問合せ：《教育課 学校教育係》 TEL：0279-63-3046</p>
	<p>高校生等就学費補助</p> <p>対象者：学校教育法に規定する高等学校（高等専門学校）、専修学校、特別支援学校高等部に就学する生徒</p> <p>内 容：就学費として月額5,000円 助成期間：高等学校等に入学後、卒業するまで（3年間を限度）</p> <p>問合せ：《教育課 学校教育係》 TEL：0279-63-3046</p>
	<p>奨学金貸与</p> <p>対象者：経済的理由により修学困難な高等学校及び大学又はこれと同等程度の学校に修学する方</p> <p>内 容：学資の貸与（無利子） ・高校生 月額30,000円以内 ・大学生等 月額50,000円以内 ※日本育英会等の奨学制度との併用は不可</p> <p>問合せ：《教育課 学校教育係》 TEL：0279-63-3046</p>
	<p>特色ある教育【子ども教室の開催】</p> <p>対象者：小学生児童</p> <p>内 容：・放課後子ども教室 毎週金曜日実施 ・おもしろ科学教室 年2回開催（参加費無料） ・星の村の水ロケット大会 年1回（8月）開催</p> <p>問合せ：《教育課 社会教育係》 TEL：0279-63-3046</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>特色ある教育【一貫教育による英語教育】</p> <p>対象者： 内 容：【幼稚園】 ・ALTによる英語遊び 英語であいさつ・カード遊び、月1回実施</p> <p>【小学校】 ・どよう英語クラブ（対象者：小学校1～3年生） 月1回（土曜日）開催（参加費無料） ・中学校英語教諭による授業（小学校5・6年生） 英語課程導入に向けた支援</p> <p>【中学校】 ・中学生英語塾（中学校1・2年生） 英語授業の学習支援・英会話レッスンを実施 月1～2回（月曜日）開催（参加費無料） ・中学校海外派遣事業（村内に在村する中学校2年生希望者全員） オーストラリアに派遣 年1回（8月）実施 保護者から負担金を一部徴収</p> <p>問合せ：《教育課 学校教育係・社会教育係》 TEL：0279-63-3046</p>
	<p>多世代間の交流【交流施設「和」】</p> <p>対象者：子どもからお年寄りまで誰でも利用可 内 容：多世代間における交流の場を提供 月～土曜日営業（祝日・年末年始除く） 午前9時30分～午後4時30分（利用料無料） ※村外の方は利用料100円、昼食を希望の方は食事代100円</p> <p>問合せ：《保健みらい課 福祉係》 TEL：0279-63-1311</p>
その他	<p>人間ドック健診費助成</p> <p>対象者：高山村に住所を有する方 内 容：・国民健康保険 上限30,000円 ・後期高齢 上限20,000円 ・社会保険 上限10,000円</p> <p>問合せ：《住民課》 TEL：0279-63-2111</p>
住宅支援	<p>住宅用地の分譲</p> <p>対象者： 内 容：若年層向け住宅用地を低価格で分譲（申込には条件があり選定委員会での承認が必要） ・古屋団地 約120坪（坪単価10,000円） ※国道145号線より1kmほどの高台で景観にめぐまれた農村地区</p> <p>問合せ：《地域振興課 地域振興係》 TEL：0279-63-2111（内24）</p>
	<p>合併浄化槽設置費補助</p> <p>対象者：農業集落排水事業実施計画区域外で合併浄化槽を設置する方 内 容：・新規に住宅を建築する場合 5人槽 279,000円+139,500円（上乗せ補助限度額） 6～7人槽 360,000円+180,000円（上乗せ補助限度額） 8人槽以上 477,000円+238,500円（上乗せ補助限度額） ・既存住宅に合併浄化槽を設置する場合 5人槽 279,000円 6～7人槽 360,000円 8人槽以上 477,000円</p> <p>問合せ：《建設課 上下水道係》 TEL：0279-63-2111（内51）</p>
	<p>住宅用太陽光発電補助</p> <p>対象者：居住する住宅に住宅用太陽光発電システムを設置する方 内 容：設置費の一部を助成 ・1kWあたり70,000円（上限200,000円）</p> <p>問合せ：《住民課》 TEL：0279-63-2111</p>

[吾妻エリア]

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p>生ごみ処理機等購入補助</p> <p>対象者： 内 容： 電動生ごみ処理機 ・購入価格の2分の1（上限20,000円） ※ディスプレイ方式は対象外 生ごみコンポスト容器 ・購入価格の2分の1（上限3,000円）</p> <p>問合せ：《住民課》 Ⅱ：0279-63-2111（内60）</p>
	<p>薪ストーブ購入補助</p> <p>対象者： 内 容： 薪等を燃料として使用するストーブの購入費用を補助 ・購入価格の4分の1（上限100,000円）</p> <p>問合せ：《農林課 林務係》 Ⅱ：0279-63-2111（内41）</p>
	<p>住宅リフォーム補助</p> <p>対象者： 高山村に住所登録がされている方で200,000円以上のリフォーム工事</p> <p>内 容： ・工事金額の20%補助（上限500,000円） ※施工業者は村内業者であること ※他の制度による住宅改造・補修に係る助成を受けていないこと</p> <p>問合せ：《建設課 住宅係》 Ⅱ：0279-63-2111（内52）</p>
	<p>公営住宅の紹介</p> <p>対象者：（1）同居する家族がいる方（60歳以上の場合は単身でも可能） 入居者世帯の総収入が政令で定められた基準の範囲内であること （2）同居する家族がいる方 入居者世帯の総収入が政令で定められた中位にあるもの （3）現に居住する小学生以下の子を扶養する方 入居者世帯の総収入が概ね年額3,000,000円以上であること 太陽光発電データを村に提供すること 等</p> <p>内 容：（1）住宅に困窮している比較的所得の低い人のための住宅 尻高団地 6戸 尻高第2団地 10戸 中山団地 36戸 ※家賃：月額14,800円～（所得に応じて） （2）中堅所得ファミリー向けの住宅 北之谷団地 10戸 ※家賃：月額41,000円 （3）子育て世代向けの住宅 戸室第2団地 9棟 ※家賃：月額48,000円 ※オール電化住宅（買電収入あり）</p> <p>問合せ：●お問い合わせ先： 《建設課 住宅係》 Ⅱ：0279-63-2111（内52）</p>
	<p>空き家の紹介(空き家バンク)</p> <p>(新) 対象者： 空き家を利用して高山村に移住を希望する方</p> <p>内 容： 空き家などの賃貸・売却を希望する所有者の方が空き家バンクに登録し、空き家などの利用を希望する方に情報を提供 ※物件の交渉・契約等は不動産業者が仲介を行う</p> <p>問合せ：《地域振興課 地域振興係》 Ⅱ：0279-63-2111（内24）</p>
農村体験・就農支援	<p>青年等就農計画認定事業</p> <p>対象者： 新たに農業経営を営もうとする方（18歳以上45歳未満）で、就農計画を作成し認定を受けることを希望する方</p> <p>内 容： 就農計画についての認定（青年就農給付金の給付要件となる） ※計画策定段階からのフォローアップ有り</p> <p>問合せ：《農林課 農政係》 Ⅱ：0279-63-2111（内43）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
農村体験・就農支援	<p>農業次世代人材投資事業</p> <p>対象者：独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満で、農業経営者となることについての強い意欲を有している方</p> <p>内 容：経営開始直後青年就農者に対し給付金を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年額最高1,500,000円 ・最長就農後5年まで <p>問合せ：《農林課 農政係》 TEL：0279-63-2111（内43）</p>
	<p>認定農業者農用地利用集積促進奨励金</p> <p>対象者：農地中間管理機構を活用して新たに利用権の設定を行った認定農業者</p> <p>内 容：借地権の存続期間に応じて奨励金を交付（10aあたり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年以上10年未満 通年借地 4,000円 ・10年以上 通年借地 6,000円 <p>問合せ：《農林課 農政係》 TEL：0279-63-2111（内43）</p>
就業支援	<p>経営体育成支援事業補助金</p> <p>対象者：高山村人・農地プランに位置づけられた中心経営体または農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けた方</p> <p>内 容：地域の担い手の育成・確保を推進するため、農業用機械・施設の導入支援</p> <p>問合せ：《農林課 農政係》 TEL：0279-63-2111（内43）</p>
	<p>創業支援事業補助金</p> <p>対象者：村内で創業する事業者で給付要件を満たす事業者</p> <p>内 容：各種経費の補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所開設支援事業（事業所等開設に要する経費） <ul style="list-style-type: none"> 雇用有り：2分の1以内 500,000円 雇用無し：2分の1以内 300,000円 ・事業所等賃借事業（事業所等の賃借に要する経費） <ul style="list-style-type: none"> 雇用有り：2分の1以内 月額50,000円 雇用無し：2分の1以内 月額30,000円 対象期間：事業開始日から12ヵ月以内 ・雇用促進事業（事業所等の雇用促進を目的とする経費） <ul style="list-style-type: none"> 10分の10以内 月額50,000円 対象期間：事業開始日から12ヵ月以内 <p>問合せ：《地域振興課 地域振興係》 TEL：0279-63-2111（内20）</p>
	<p>創業支援事業資金利子補給</p> <p>対象者：新産業・起業家の創出を目指し、新規に独立開業をしようとする方</p> <p>内 容：創業資金、設備資金等の融資を促進するための利子補給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利子補給金額 毎年1月1日から12月31日までの間の利子として金融機関に支払うべき利子算出に係る元本に対して年2.0%の利率で算出した額 ・補給期間（資金を借り入れた日から） 創業資金：6年以内 設備資金：8年以内 <p>問合せ：《地域振興課 地域振興係》 TEL：0279-63-2111（内20）</p>
就業支援	<p>6次産業推進事業補助金</p> <p>対象者：農業者、農業者の組織する団体</p> <p>内 容：生産から加工及び販売等までを一括して行う事業に対し補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品の企画・開発に関する事業 ・販路の拡大に関する事業 ・農産物加工施設の新設及び改修等に関する事業 ・地域食材供給施設等の新設及び改修等に関する事業 ・農産物直売施設の新設及び改修等に関する事業 ・加工及び販売等に係る機械設備等の導入・整備等に関する事業 <p>※経費の2分の1以内 1事業あたり3,000,000円</p> <p>問合せ：《農林課 農政係》 TEL：0279-63-2111（内43）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>出産祝金支給事業</p> <p>対象者：引き続き6ヶ月以上当町に住民登録をしている方が出産したとき。</p> <p>内容：児童の誕生を祝福するとともに、児童の健全な育成に資することを目的として、祝金を支給。 第1子：5万円 第2子：10万円 第3子以降：20万円</p> <p>問合せ：《保健福祉課 子ども係》 TEL：0279-68-2111（内線124）</p>
	<p>小学校入学祝い金及び中学校入学支度金支給事業</p> <p>(新) 対象者：本町の住民基本台帳に記載されている者が小中学校等に入学したとき</p> <p>内容：公立又は私立の小学校及び特別支援学校の小学部への入学者の保護者に対し、入学祝金支給し、中学校、特別支援学校の中学部への入学者の保護者に対し、入学支度金を支給する。 ・小学校入学祝金 入学者一人につき3万円の支給 ・中学校入学支度金 入学者一人につき8万円の支給</p> <p>問合せ：《教育委員会 教育課》 TEL：0279-59-3017</p>
	<p>予防接種費用の各種支援事業</p> <p>(新) 対象者：</p> <p>内容：以下の予防接種の費用を補助。 ・ロタウイルス（生後6週～32週の乳児）全額補助 ・おたふくかぜ（満1歳～就学前の子ども）全額補助 ・インフルエンザ（乳児～高校3年生相当の方及び妊婦の方）上限3,400円 ・風しん（平成2年4月以前生まれの方）上限 単抗原3千円／混合5千円</p> <p>問合せ：《保健福祉課 保健センター》 TEL：0279-68-5021</p>
	<p>不妊治療費助成事業</p> <p>対象者：1年以上町内に居住する夫婦。</p> <p>内容：一般不妊治療（人工授精など）、特定不妊治療（体外受精・顕微授精など）にかかる費用の一部を助成します。</p> <p>問合せ：《保健福祉課 保健センター》 TEL：0279-68-5021</p>
	<p>安心出産・宿泊支援事業</p> <p>対象者：1年以上町内に居住する妊婦と付添者。</p> <p>内容：町外医療機関で出産する際に、出産予定医療機関近くの宿泊施設等で宿泊して待機する際の宿泊交通費の一部を補助。</p> <p>問合せ：《保健福祉課 保健センター》 TEL：0279-68-5021</p>
	<p>乳児おむつ等購入費助成</p> <p>対象者：本町に住所を有する、満1歳未満の乳児を養育する保護者</p> <p>内容：おむつ等の購入にかかった費用を助成する。 助成額：費用の80%（月額上限3,000円）</p> <p>問合せ：《保健福祉課 保健センター》 TEL：0279-68-5021</p>
	<p>保育所保育料無料化の実施について（第3子以降）</p> <p>対象者：1. 保護者と対象となる子どもの住民票が町にあること。 2. 18歳（高校3年生相当）以下の子どもを3人以上扶養していること。 3. 所得税又は市町村民税の申告をし、保育料算定に必要な税務書類が提出されていること。 4. 保育料及び町民税に滞納が無いこと。 ※町内の公立保育所に限らず、保育料の無料化の対象となる場合があります。</p> <p>内容：平成26年度より、3人以上のお子さんを扶養している家庭の経済的負担を軽減することにより、安心して子どもを産み育てる環境作りを目的として、第3子以降の保育所の入所に限らず、保育料の無料化の対象となる場合がある。</p> <p>問合せ：《教育委員会 教育課》 TEL：0279-59-3017</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>遠距離幼児保育所通所費補助事業</p> <p>対象者： 保育所通所距離が4km以上の幼児で4kmを超える部分の交通費及び交通機関の利用できない地域については、これに準じて算定した額を対象とする。また、町外の施設で通所により療育訓練などを受ける場合も対象。</p> <p>内 容： 広大な面積を有する農山村であり、通所範囲も広く、その通所方法及び経路においても困難を克服し通所しているので、これら遠距離通所児の通所費について、町がその一部を補助することにより、保護者の負担を軽減するとともに、幼児保育の円滑な運営に資することを目的とする。</p> <p>問合せ： 《教育委員会 教育課》 TEL：0279-59-3017</p>
	<p>遠距離通学(園)費補助事業</p> <p>対象者： 通学方法（バス、徒歩等）に応じて園及び学校ごとに定める補助対象区域から通学する幼児、児童及び生徒を対象とする。</p> <p>内 容： 町立の幼稚園、小学校に通学(園)する遠距離通学幼児・児童及び生徒に対し、遠距離通学費補助金を支給し保護者負担の軽減を図る。</p> <p>問合せ： 《教育委員会 教育課》 TEL：0279-59-3017</p>
	<p>子ども医療費無料化</p> <p>対象者： 中学卒業までの子ども</p> <p>内 容： 医療費（入院・外来ともに）について無料化を実施。（群馬県内の市町村で一律実施）</p> <p>問合せ： 《保健福祉課 福祉係》 TEL：0279-68-2111（内線124）</p>
	<p>育英制度</p> <p>対象者： 町に生活の拠点を有する高等学校及び大学又はこれと同等程度の学校に就学する方で日本学生支援機構その他の奨学制度により学資の給与・貸与を受けていない方。</p> <p>内 容： 経済的理由により就学するのが困難な方に、奨学金を無利子で貸与する。</p> <p>問合せ： 《教育委員会 教育課》 TEL：0279-59-3017</p>
住宅支援	<p>住宅新築改修等補助事業(住宅の新築・改修・修繕・増築等)</p> <p>対象者： ・町内に建築された住居の所有者または使用者 ・町内に本社・本店を有する事業者に依頼して、自ら居住するための住宅の新築・改修・修繕・補修・増築工事を行う方 ・町税の滞納のない世帯に属している方 ・東吾妻町に住民登録を行っている方</p> <p>内 容： ○補助対象工事 ・対象者が自ら居住するための主たる住宅の新築・改修・修繕・補修・増築工事で、その工事費用（補助対象事業費）が20万円以上であること ・東吾妻町が行う他の補助制度などを受ける部分については補助金の交付対象とはしません。また、備品購入費は補助金の対象にはなりません ○補助金の交付 ・補助金の交付額は、補助対象事業費の10%以内で、30万円を限度とします（千円未満切捨） ・補助金の交付は、該当する住宅につき1回限りとします</p> <p>問合せ： 《地域政策課 商工観光係》 TEL：0279-68-2111（内線243）</p>
	<p>勤労者住宅建設資金利子補給(住宅の新築に関する融資等)</p> <p>対象者： 町内に住宅を新築した勤労者で、その建設資金を融資機関（銀行・信用金庫・労働金庫・農業協同組合・生命保険会社・共済組合など）から借り入れた方</p> <p>内 容： ○対象になる住宅：床面積の総数が240平方メートル（72坪）以下の専用住宅で、申請する勤労者の生活の本拠になっているもの ○利子補給額：融資機関からの借入金のうち1年間に支払う利子に対して、最高10万円を補給します。交付の期間は1年です</p> <p>問合せ： 《地域政策課 商工観光係》 TEL：0279-68-2111（内線243）</p>

[吾妻エリア]

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p>宅地分譲事業</p> <p>対象者：</p> <p>内 容：○舞台団地2区画分譲中 JR群馬原町駅まで約3.2km。上組バス停まで約400m。 ・A区画 267.68㎡ 5,035,000円 ・H区画 294.64㎡ 8,496,000円 ※A区画は町営水道及び生活排水、雨水用の桝は未設置。 （配管や設置に係る費用は自己負担です。） ○田野原団地2区画分譲中 JR群馬原町駅まで約3.2km。上組バス停まで約400m。 ・B区画 310.79㎡ 8,832,000円 ・L区画 264.66㎡ 7,560,000円</p> <p>※両分譲地とも購入には条件があります。 ※割引制度もあります。</p> <p>問合せ：《総務課 管財係》 TEL：0279-68-2111（内線232）</p>
	<p>定住促進住宅用地分譲事業</p> <p>対象者：</p> <p>内 容：○岩久保住宅団地分譲中 関越自動車道渋川伊香保ICから車で15.0km JR小野上駅から5.5km ・335～380㎡ 7区画 ・単価 13,000円/㎡</p> <p>問合せ：《総務課 東支所》 TEL：0279-59-3111</p>
	<p>定住促進事業住宅取得奨励補助金</p> <p>(新) 対象者：40歳未満の人、またはどちらかが40歳未満の夫婦で下記の(1)～(3)に該当する人</p> <p>(1) 平成30年4月1日以降に、新築または中古住宅（空き家を含む）を取得すること （新築住宅の場合は着工日、中古住宅の場合は売買契約日とする） (2) 補助対象者および同一世帯者全員に町税の滞納がないこと （新規転入者においては、納付すべき市区町村民税などの滞納がないこと） (3) 定住する地区の行事に積極的に参加できる者</p> <p>※当該住宅の取得に、東吾妻町住宅新築改修等補助金の交付を受けた方は対象外となります。</p> <p>内 容：若者や若者夫婦世帯の定住促進などを図るため、新たに住宅を取得する経費の一部を補助します。補助金額は、下記の基本補助額と加算補助額の合計額とし、150万円を上限とします。</p> <p>(1) 基本補助額（千円未満切り捨て） ・新築住宅（町内業者が施工）…取得価格の1/20以内で上限100万円 ・新築住宅（町外業者が施工）…取得価格の1/40以内で上限50万円 ・中古住宅…取得価格の1/40以内で上限30万円</p> <p>(2) 加算補助額 ・子育て世帯…子ども1人につき20万円 ・夫婦のうちどちらかが、町内事業所に勤務…10万円 ・新規転入者…10万円 ・山村振興法に基づく、振興山村として指定されている地域に住宅を取得…10万円</p> <p>※子育て世帯：出生から15歳に達する日の属する年度の末日までの間にある子を扶養している世帯のこと ※新規転入者：転入前3年以上ほかの市区町村に住民登録されている者で、平成30年4月1日以降に転入しようとする者 ※振興山村指定地域：旧東村、旧岩島村、旧坂上村</p> <p>問合せ：《地域政策課 地域振興係》 TEL：0279-68-2111（内線243）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
その他	<p>お試し移住事業</p> <p>(新) 対象者：町外に住む方で東吾妻町に移住・二地域居住を検討している方</p> <p>内 容：一定期間、町の気候風土および日常生活が体験できる機会を提供するため、お試し移住用住居を貸し出す。 ・利用期間：2泊3日</p> <p>問合せ：《企画課 定住促進係》 TEL：0279-68-2111（内線225）</p>
就業支援	<p>空き店舗利活用支援事業</p> <p>対象者：空き店舗を3年以上継続利用し、自ら運営する事業で昼間の営業が週4日以上であり、直接客が店舗に来る事業。</p> <p>内 容：空き店舗を商業施設等として利用する新規出店者に出店のための支援を行い、商店街のにぎやかさの創出と活性化を図る。 ・空き店舗修繕支援 上限 20万円 ・空き店舗賃貸料補助 上限 月5万円（事業開始から3年間）</p> <p>問合せ：《地域政策課 商工観光係》 TEL：0279-68-2111（内線243）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>不妊治療費助成</p> <p>対象者：・不妊治療をしている法律上の婚姻関係にある夫婦 ・申請日の1年以上前から沼田市に住所を有する者 ・医療保険加入者 ・市税等の滞納をしていない者</p> <p>内 容：・限度額は年額10万円とする。 ・助成金の交付は、1年度につき1回とし、通算5回を限度とする。</p> <p>問合せ：《健康課 保健係》 TEL：0278-23-2111（内線76205）</p>
	<p>不育症治療費助成事業</p> <p>(新) 対象者：・不育症治療をしている法律上の婚姻関係にある夫婦 ・申請日の1年以上前から沼田市に住所を有する者 ・医療保険加入者 ・市税等の滞納をしていない者</p> <p>内 容：・助成する額は、不育症治療に要する本人負担額（各医療保険等で不育症治療に要する費用に対して給付がされた場合はその額を控除した額）の2分の1（1,000円未満は切り捨て）。 ・限度額は年額20万円。 ・助成回数は、夫婦1組に対して1年度につき1回とし、通算5回を限度とする。</p> <p>問合せ：《健康課 保健係》 TEL：0278-23-2111（内線76205）</p>
	<p>出産育児一時金支給</p> <p>対象者：・出産した国保被保険者の世帯主</p> <p>内 容：・出産1人に対して40万4千円を現物給付する。 産科医療保障制度加入機関での出産については1万6千円を加算する。</p> <p>問合せ：《市民課 国保年金係》 TEL：0278-23-2111（内線3134）</p>
	<p>福祉医療費支給(子ども)</p> <p>対象者：・中学校卒業までの子ども</p> <p>内 容：・入院・外来全ての医療費を無料とする。</p> <p>問合せ：《市民課 国保年金係》 TEL：0278-23-2111（内線3132）</p>
	<p>第3子以降保育料無料</p> <p>対象者：・市内に住所を有する第3子以降の幼稚園・保育園・こども園の園児であること。 ・同一世帯で3人以上扶養していること。</p> <p>内 容：・公立私立ともに無料とする。</p> <p>問合せ： 幼稚園 《学校教育課 学校教育係》 TEL：0278-23-2111（内線3322） 保育園・こども園 《子ども課 保育係》 TEL：0278-23-2111（内線77258）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>遠距離通学費援助</p> <p>対象者：・遠距離通学をしている児童生徒に通学費の一部を援助する。 (小学校4km以上、中学校6km以上)</p> <p>内 容： (1)公共交通機関（スクールバス含む）の利用が困難である児童生徒の保護者 支給金額：37円（旅費法にさだめる車賃）×距離×2（往復）×220日×1／3 (2)公共交通機関を利用して通学する児童生徒の保護者 支給金額：定期乗車券額×購入回数×1／3</p> <p>問合せ：《学校教育課 学校教育係》 TEL：0278-23-2111（内線3322）</p>
	<p>チャイルドシート購入費補助金</p> <p>対象者：・市内に住所を有し、チャイルドシート購入日又は補助金申請日に1歳未満の乳児を養育していること。 ・市税等の滞納がないこと。</p> <p>内 容：・安全基準を満たすチャイルドシートの購入価格の1／2（千円未満切捨、上限5千円）を補助する。</p> <p>問合せ：《生活課 生活係》 TEL：0278-23-2111（内線77351・77352）</p>
	<p>奨学資金貸与</p> <p>対象者：・市内に住所を有する世帯の中で、大学、短大、高専、高校、中等教育学校の後期課程、専修学校に在学もしくは入学しようとする方 ・修学する力と熱意を持ち、心身ともに健康な方 ・経済的な理由で修学困難な方</p> <p>内 容： 就学意欲をもつ学生又は生徒であって経済的理由により修学困難な方に対し学資を貸与する。 ・大学生、短大生 年額：600,000円（月額：50,000円） ・高校生、中等教育学校の後期課程、高等専門学校生、専修学校生 年額：240,000円（月額：20,000円）</p> <p>問合せ：《教育委員会 学校教育課 学校教育係》 TEL：0278-23-2111（内線3325）</p>
農村体験・就農支援	<p>市民農園</p> <p>対象者：・沼田市内に在住する農業者以外の市民</p> <p>内 容： 市民が農地を利用し、農作物の栽培を通じて自然に親しみ、農業に対する理解を深めるとともに、利用者同士がふれあい、交流を深めることを目的として貸付を行っています。 ・区 画：80区画（一区画あたり30㎡） ・使 用 料：5,250円／年(4/1～3/31) ・付属施設：水道・トイレ・休憩所・駐車場・農具等 ・申 込 み：毎年2月に申込み</p> <p>問合せ：《農林課 農林振興係》 TEL：0278-23-2111（内線3237）</p>
	<p>田舎体験ツアー</p> <p>対象者： 沼田市外居住者</p> <p>内 容： ○田舎体験ツアー ◇「田んぼ編」 田植えから稲刈り、収穫祭など年4回の日程を一括で募集します。 ◇「スローフード編」 全5回の日程で、各回とも季節の食材を中心に、囲炉裏やかまどを使った田舎料理体験を行います。こちらは各回ごとに募集を行います。 ◇「親子で農業」 全3回の日程で、トウモロコシや人参、大根などの種まきから収穫までを体験していただきます。全3回を一括で募集します。 過去の実施状況は沼田市HPに掲載しています。 http://www.city.numata.gunma.jp/inaka/</p> <p>問合せ：《観光交流課 シティセールス推進室》 TEL：0278-23-2111（内線3248）</p>

〔利根沼田エリア〕

分類	事業名（対象者・内容）
就業支援	<p>創業者融資信用保証料補助及び利子補給制度</p> <p>対 象： (1) 群馬県または日本政策金融公庫が実施する融資制度 ・群馬県創業者・再チャレンジ支援資金 ・新規開業資金、女性、若者／シニア起業家支援資金、若しくは新創業融資制度による資金（日本政策金融公庫） (2) 市内の金融機関が実施する上記（1）の創業資金の標準的な条件に準じるもの</p> <p>内 容： 創業者への支援として、創業時の借入れにかかる信用保証料の全額補助と3年間の利子補給を行います。</p> <p>問合せ： 《産業振興課 産業振興係》 TEL0278-23-2111(内線3253)</p>
	<p>ぬまた起業塾</p> <p>対 象： 沼田市内において、創業を志す者・創業後2年程度までの者・事業継承を予定している者・第二次創業を検討している者。</p> <p>内 容： 実践的な起業の知識を習得できる場として、経営の基礎知識や成功事例の講義などのほか、ビジネスプラン作成を指導します。また、地元経済界との連携や塾生相互の交流を推進など、創業環境の整備を図ります。</p> <p>問合せ： 《産業振興課 産業振興係》 TEL：0278-23-2111（内線3253）</p>
その他	<p>移住促進トライアルハウス(ぬまた暮らしの家)</p> <p>対象者： 沼田市外にお住まいで沼田市への移住・二地域居住を検討している方</p> <p>内 容： 一定期間、沼田市の風土および日常生活が体験できる機会を提供するため、沼田市移住促進トライアルハウス(ぬまた暮らしの家)を貸し出す。 ・利用料：無料 ・利用期間：1泊2日～4泊5日</p> <p>問合せ： 《観光交流課 シティセールス推進室》 TEL：0278-23-2111（内線3248）</p>
	<p>移住促進通勤費補助金</p> <p>対象者： ・沼田市に平成29年4月1日から平成32年3月31日までに転入（1年以内の再転入は除く）すること。 ・転入日に50歳未満であること（同居する配偶者でも可）。 ・住宅を取得すること。 ・上越新幹線上毛高原駅から通勤し、勤務地が群馬県外であること。 ・市税等を完納していること。</p> <p>内 容： 新幹線を利用して通勤する人に対し、予算の範囲内で新幹線定期券購入のための補助金を交付します。（1ヶ月あたり2万円を上限とします）</p> <p>問合せ： 《観光交流課 シティセールス推進室》 TEL：0278-23-2111（内線3245）</p>

片品村

最終更新：H30/5/25

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>片品村出産祝金支給事業</p> <p>対象者：</p> <p>内 容： 第3子以上の出産に際し誕生を祝い、出産祝金（以下「祝金」という。）を支給することにより出産を奨励し、次代を担う児童の育成に寄与することを目的とする。</p> <p>○祝金の額は支給対象児1人につき30万円とする。</p> <p>問合せ：《保健福祉課》 TEL：0278-58-2115</p>
	<p>片品村給食費補助制度</p> <p>対象者：</p> <p>内 容： 片品村立小学校または中学校に在籍している児童または生徒（以下、「在籍児童等」という。）の学校給食費の一部を免除することにより、保護者の負担を軽減するとともに少子化対策並びに子育て支援に資することを目的とするもの。具体的には2人以上の在籍児童等を扶養する保護者に対し、2人目以降に係る学校給食費の負担を免除するもの。</p> <p>問合せ：《教育委員会事務局》 TEL：0278-58-2144</p>
	<p>片品村保育料補助制度</p> <p>対象者：</p> <p>内 容： 子育て中の保護者の負担を軽減し、安心して子どもを産み育てる環境整備をするための制度。2歳の誕生日の翌月以降保育料無料となりました（平成25年4月～）</p> <p>問合せ：《保健福祉課》 TEL：0278-58-2115</p>
	<p>チャイルドシート購入補助制度</p> <p>(新) 対象者： 片品村内に住所がある方で、1歳未満の乳児がいる方</p> <p>内 容： チャイルドシートの購入を1万円上限で補助する制度。</p> <p>問合せ：《保健福祉課》 TEL：0278-58-2115</p>
	<p>片品村不妊治療費助成事業</p> <p>対象者：</p> <p>内 容： 当該年度の不妊治療に要する本人負担額(国又は他の地方公共団体の助成金、その他の金銭の給付を受けることができる場合は、不妊治療費用の額から給付される額を控除した額)の7割を村が負担するもの。助成限度額は、夫婦一組当たり年度内合算して200万円。※助成期間限度はありません。</p> <p>問合せ：《保健福祉課》 TEL：0278-58-2115</p>
	<p>路線バス利用補助制度(片品村外通勤・高等学校等通学定期券購入補助金、片品村内路線バス運賃補助)</p> <p>対象者： (1) 片品村に住所を有し、村内外へ通勤・通学する方 (2) 片品村に住所を有し、片品村内の路線バスを利用する者</p> <p>内 容： (1) 定期券購入に補助を行う制度。通勤・通学の補助金額は、片品村内の停留所～尾瀬高校前停留所の定期運賃です。 (2) 運賃補助する制度。片品村内のバス停留所～尾瀬高等学校前停留所までの運賃料金を無料で利用できます。</p> <p>問合せ：《むらづくり観光課》 TEL：0278-58-2112</p>

〔利根沼田エリア〕

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>片品村子ども医療費補助</p> <p>対象者：子ども【義務教育を終了する中学3年生まで（15歳3月31日）】</p> <p>内 容：医療費を無料。子育て支援策の一環として実施。</p> <p>問合せ：《保健福祉課》 TEL：0278-58-2115</p>
	<p>片品村奨学金貸与制度</p> <p>対象者：国内に所在する文部科学省認可の短期大学以上の学校に入学又は在学する学生</p> <p>内 容：保護者を通して奨学金（1人月額45,000円まで、無利子）を貸与する制度。</p> <p>問合せ：《教育委員会事務局》 TEL：0278-58-2144</p>
住宅支援	<p>片品村空き家&仕事バンク</p> <p>対象者：</p> <p>内 容：平成29年4月からリニューアルオープンし、運用・管理しています。片品村の物件・仕事情報を村内外の方に知っていただくため、物件・仕事情報紹介サイトを開設しました。</p> <p>問合せ：《むらづくり観光課》 TEL：0278-58-2112</p>
	<p>片品村定住促進家賃補助</p> <p>対象者：○補助対象者・対象外 本村に定住し借家等を借り上げ（親族が管理する借家は除く）家賃を支払う45歳以下の者（世帯主）。または本村に定住し住所を移してから3年未満で45歳以下の者（世帯主）。対象外の方は公務員、公共住宅に住む者、税金等の滞納者等</p> <p>※定住→住民基本台帳に登録（外国人登録を含む）し、本村に生活基盤を有する者で、永住を前提に3年以上居住する見込みのある者（事業所の転勤や季節労働等により一時転出した者は除く）</p> <p>内 容：予算の範囲内において補助金を交付する。 ○補助金の額及び交付期間 1ヶ月当たりの補助金の額は、支払った家賃の月額3分の1以内の額（1万円を超える場合は1万円）とする。ただし算出した1ヶ月あたりの補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた1ヶ月当たりの補助金の額とする。補助金の交付対象となる期間は36ヶ月を限度とする。</p> <p>問合せ：《むらづくり観光課》 TEL：0278-58-2112</p>
	<p>片品村住宅新築改修等補助制度</p> <p>対象者：・個人住宅及び併用住宅の新築、改修、修繕、補修又は増築工事である ・施行業者は、片品村内に本社・本店を有する。 ・工事費用が20万円以上である。 ・併用住宅の工事は、個人住宅部分を対象とする。 ・平成30年4月1日以降に着工し、年度内に完了する工事とする。</p> <p>内 容：村民の居住環境の向上、村内商工業の活性化を図ることを目的として、村民のみなさんが自宅の新築・増築・改修工事などを行う場合の工事費用に対する補助制度。 ○補助の額 ・工事費（消費税除く。）10%以内で20万円を限度とする。</p> <p>問合せ：《農林建設課》 TEL：0278-58-2113</p>

川場村

最終更新：H30/5/25

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>子育て支援金事業</p> <p>対象者： ・支給時より6ヶ月以上前から本村に居住していること ・出生時分については、村税等に滞納がないこと。 ・子どもとは、父又は母の前配偶者等との間に生まれた子どもで生計を一にしている者及び養子を含む。</p> <p>内容： ・出生時（第1子100,000円、第2子200,000円、第3子以降300,000円） ・小学校入学時 50,000円 ・中学校入学時 50,000円</p> <p>問合せ：《健康福祉課 福祉係》 TEL：0278-52-2111</p>
	<p>福祉医療制度</p> <p>対象者： 乳幼児及び中学校卒業までの児童 （中学校卒業の年の3月31日までの者）</p> <p>内容： 医療費を無料。子育て支援策の一環として実施。</p> <p>問合せ：《健康福祉課 保健係》 TEL：0278-52-2111</p>
	<p>チャイルドシート貸し出し事業</p> <p>対象者： 川場村に住所を有する乳幼児を養育する保護者</p> <p>内容： 原則1年以内 （在庫がある場合やその他特別な事情があると認められた場合には更新して貸し出し可能） 貸し出し期間にかかわらず、毎年3月末に更新手続きをして頂く。（無料）</p> <p>問合せ：《総務課 総務係》 TEL：0278-52-2111</p>
	<p>高等学校等通学定期運賃補助事業</p> <p>対象者： 川場村に住所を有し通学定期券を購入し通学する高校生等</p> <p>内容： 定期券購入費の1/2補助（川場村⇄沼田駅）</p> <p>問合せ：《むらづくり振興課 企画観光係》 TEL：0278-52-2111</p>
住宅支援	<p>住宅リフォーム助成事業</p> <p>対象者： 村内に住民登録があり、対象住宅を所有していること。 世帯の中に村税及び使用料等を滞納している人がいないこと。 その他村が実施する住宅等の助成制度を利用していないこと。</p> <p>内容： 補助額 補助対象工事費用の10%（1,000円未満切り捨て） 補助額の上限 20万円</p> <p>問合せ：《田園整備課 建設係》 TEL：0278-52-2111</p>

〔利根沼田エリア〕

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p>若者定住分譲地取得補助事業</p> <p>(新) 対象者： 地域の自治会へ加入し、地域行事への積極的な参加ができること。 宅地引き渡し後3年以内に自己の居住する住宅を建築できること。 分譲代金の支払いが可能であること。 住宅等の建築後、速やかにその住所地に生活の本拠を移せること。 申し込み年度及び前年度の市区町民税等を滞納していないこと。 川場村暴力団排除条例(平成24年川場村条例第16号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に該当する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する法人及び団体の構成員でないこと。 住宅の建築にあたっては川場村みんなでつくる美しいむらづくり条例(平成22年川場村条例第5号)を遵守できること。 補助金の申請時において、居住する世帯主又は配偶者が45歳以下であること。 この補助金を過去に受け取ったことがないこと。</p> <p>内 容： 補助金の額 対象者1人につき100万円。対象者夫婦の子どもが同居する場合、第1子30万円、第2子40万円、第3子以降50万円。</p> <p>問合せ：《むらづくり振興課 企画観光係》 TEL:0278-52-2111</p>
	<p>民間賃貸住宅家賃助成事業</p> <p>(新) 対象者： 村内の民間賃貸住宅に、世帯全員が居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民登録を行っていること。 家賃が月額4万円以上であること。 生活保護法(昭和25年法律第144号)による住宅扶助又は他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。 世帯全員に市区町村民税及び市区町村に納付すべき金銭に滞納がないこと。 地域社会貢献活動に参加すること。 川場村暴力団排除条例(平成24年川場村条例第16号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に該当する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する法人及び団体の構成員でないこと。 当該民間賃貸住宅の家賃を払っており、滞納がないこと。</p> <p>内 容： 補助金の額 家賃月額の25%で、1万5千円を限度。 補助金の交付期間 通算60月を限度。</p> <p>問合せ：《むらづくり振興課 企画観光係》 TEL:0278-52-2111</p>

昭和村

最終更新：H30/5/25

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>保育料第2子以降無料化事業</p> <p>対象者： 本村に住所が有り、保育所等へ入所している第2子目以降の子ども。</p> <p>内 容： 第2子目以降の保育料の無料化。</p> <p>問合せ： 《保健福祉課 福祉係》 TEL：0278-24-5111（内131）</p>
	<p>子育て支援助成事業</p> <p>対象者： 本村に住所が有り、保育所等に児童を入所させている保護者。</p> <p>内 容： 保育料を完納した保護者に年間保育料の3割相当額を支給するもの。</p> <p>問合せ： 《保健福祉課 福祉係》 TEL：0278-24-5111（内131）</p>
	<p>おむつ等乳児日常生活用品購入費助成金事業</p> <p>対象者： 次に定めるすべての要件を満たした保護者。 ①2歳未満児を養育していること。 ②保護者及び対象乳児等が基準日（4月1日、10月1日）時点並びに支給決定時において本村の住民基本台帳に記載されていること。</p> <p>内 容： 対象乳児等の満2歳の誕生日の属する月まで、乳児等1人につき月額4,000を助成。</p> <p>問合せ： 《保健福祉課 福祉係》 TEL：0278-24-5111（内131）</p>
	<p>昭和村立小中学校児童生徒の遠距離等通学費補助事業</p> <p>対象者： 本村に住所が有り、昭和村立小中学校に通学する児童生徒のうち、一定の距離以上から通学するもの。</p> <p>内 容： 自宅から学校までの通学距離に応じて補助金を支給するもの。また、路線バスを利用した場合にも定められた基準により支給する。</p> <p>問合せ： 《教育委員会事務局 学校教育係》 TEL：0278-24-5120</p>
住宅支援	<p>空き家バンク</p> <p>対象者： 村内への定住等を目的とした閲覧申請者に対し、情報を提供するもの。</p> <p>内 容： 個人が住居を目的とした現に居住していない村内に存在する建物及び敷地等を登録し、村内への定住等を目的とした閲覧申請者に閲覧させるもの。</p> <p>問合せ： 《企画課 広報統計係》 TEL：0278-24-5111（内141）</p>

〔利根沼田エリア〕

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p>昭和村住宅リフォーム補助金制度</p> <p>対象者：①昭和村に住民登録があり、対象住宅を所有している方。 ②住宅所有者及び全世帯員に村税等の滞納がない方。 ③工事について、村の他の助成制度等を受けない方。</p> <p>内 容： 村民の住環境の向上を図るために行う住宅の修繕、改築、増築等のリフォーム工事費用に対して補助を行うもの。</p> <p>問合せ：《建設課整備係》 TEL：0278-24-5111（内161）</p>
	<p>昭和村定住に伴う新築住宅建設補助金制度</p> <p>対象者： ①世帯責任者（主として世帯の生計を維持している者）による申請で、配偶者を有していること。 ②世帯責任者が所有し、家族との住居を目的に新たに建設された住宅であること。 ③世帯全員が住民基本台帳に記載されていること。 ④新築住宅の総床面積が50平方メートル以上200平方メートル未満であること。 ⑤その世帯員に村税等の滞納がないこと。 ⑥申請者が新築住宅の引き渡しを受けた日において、45歳以下であること。 ⑦本村に10年以上定住すること。 ⑧簡易水道事業、農業集落排水事業（戸別浄化槽事業）に世帯責任者名義で加入していること。（母屋等からの分岐・接続は認められません。） ⑨昭和村景観条例に申請し、適合通知を受けていること。</p> <p>内 容： 昭和村に定住することを目的として村内に新築住宅を建設する者に対し補助を行うもの。</p> <p>問合せ：《建設課 整備係》 TEL：0278-24-5111（内161）</p>
	<p>昭和村借上賃貸住宅事業</p> <p>対象者： 昭和村借上賃貸住宅事業において、借上賃貸住宅建て主決定通知書の交付を受けた賃貸住宅に入居している入居者。</p> <p>内 容： 入居者の家賃負担の軽減を図るため、入居者に対し家賃助成をするもの。</p> <p>問合せ：《企画課 広報統計係》 TEL：0278-24-5111（内141）</p>
農村体験・就農支援	<p>昭和村特定農地貸付事業</p> <p>対象者： 農業者以外</p> <p>内 容： 農業者以外の者が野菜や花等を栽培し、自然にふれ合うとともに農業に対する理解を深めることを目的とする。（1区画50㎡）</p> <p>問合せ：《企画課 地域振興係》 TEL：0278-24-5111（内141）</p>

みなかみ町

最終更新：H30/7/11

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>出産祝金支給事業</p> <p>対象者：子の誕生日において6ヶ月以上みなかみ町の住民である父または母に支給します。</p> <p>内容：次代を担う子どもの健全な育成と福祉の増進を図ることを目的として祝金を贈る制度です。 第1子 7万円 第2子 7万円 第3子 15万円</p> <p>問合せ：《子育て健康課 子育て支援グループ》 TEL：0278-25-5009</p>
	<p>入学支援金支給事業</p> <p>対象者：町内に住所を有する小学1年生・中学1年生になる児童を養育する保護者に支給します。</p> <p>内容：子育て家庭の支援及び児童等の健全育成を図ることを目的として、児童及び生徒の保護者に対して入学支援金を贈る制度です。 小学校入学 2万円の商品券 中学校入学 4万円の商品券</p> <p>問合せ：《子育て健康課 子育て支援グループ》 TEL：0278-25-5009</p>
	<p>要保護・準要保護児童生徒就学援助費支給事業</p> <p>対象者：町立小中学校に通学し、経済的な理由で就学が困難と認められる児童生徒に支給します。</p> <p>内容：経済的な理由によって就学が困難な児童生徒について、学用品費・給食費など学校生活に必要な経費を援助軽減する制度。</p> <p>問合せ：《教育課 総務・学校グループ》 TEL：0278-25-5024</p>
	<p>幼稚園就園奨励費補助金交付事業</p> <p>対象者：町内に住所を有し、施設型給付を受けない私立幼稚園に就園する園児の保護者が対象です。</p> <p>内容：幼稚園に通園させる保護者の経済的負担を軽減するとともに、幼稚園への就園を奨励することを目的とした制度です。</p> <p>問合せ：《子育て健康課 子育て支援グループ》 TEL：0278-25-5009</p>
	<p>幼稚園等保育料無償化事業</p> <p>対象者：公立・私立幼稚園児等（1号認定児童）が対象です。</p> <p>内容：幼稚園児等の保護者に対し、保育料を無償化する制度です。</p> <p>問合せ：《子育て健康課 子育て支援グループ》 TEL：0278-25-5009</p>
	<p>保育所第3子以降3歳未満児保育料免除事業</p> <p>対象者：保育園等に入園している保育認定児童第3子以降3歳未満児の保護者が対象です。</p> <p>内容：子育てしやすい環境づくり及び仕事と子育ての両立支援を目的として、第3子以降3歳未満児の保育料を無料化する制度です。</p> <p>問合せ：《子育て健康課 子育て支援グループ》 TEL：0278-25-5009</p>
	<p>実費徴収に係る補足給付を行う事業</p> <p>対象者：公立・私立のこども園等に就園している生活保護世帯等の園児の保護者が対象です。</p> <p>内容：経済的な理由によって就園が困難な児童について教材費、行事費、給食費など園生活に必要な経費を補助する制度です。</p> <p>問合せ：《子育て健康課 子育て支援グループ》 TEL：0278-25-5009</p>

〔利根沼田エリア〕

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>遠距離通学費助成事業</p> <p>対象者：スクールバスを利用していない、指定区域内に居住する児童生徒の保護者が対象です。</p> <p>内 容：安全・安心に通学をすることができ、通学距離による保護者の負担の格差を解消するため、通学費の一部を助成する制度。</p> <p>問合せ：《教育課 総務・学校グループ》 TEL：0278-25-5024</p>
	<p>子どもや障害者などの医療費の無料化(福祉医療費支給事業)</p> <p>対象者：①乳幼児：15歳年度末までの子(入院の場合は高校生まで)。②重度心身障害者。③母(父)子家庭：所得税非課税で18歳年度末までの子と扶養している配偶者のいない女子または男子。(群馬県内の市町村で一律実施)</p> <p>内 容：乳幼児・重度心身障害者・母(父)子家庭に対し、医療機関で受診したときの医療費の自己負担分を支給する制度です。</p> <p>問合せ：《町民福祉課 窓口・医療グループ》 TEL：0278-25-5010</p>
	<p>結婚新生活支援補助金</p> <p>対象者：次の7項目すべてに該当する世帯</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成29年4月1日から平成30年3月31日までに婚姻届を提出し、受理されている方。 交付申請時における前年分世帯所得が340万円未満であること。 (婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職した場合は所得なしとします。) (貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、年間返済額を差し引いた金額とします。) 申請時点において夫婦ともにみなかみ町に住民登録があり、入居の対象となる住居がみなかみ町にあること。 申請時点における夫婦の年齢の合計が100歳未満であること ほかの公的制度による家賃補助等を受けていないこと 過去にこの制度の補助を受けていないこと 町税、使用料とうに滞納がないこと <p>内 容：婚姻後の新婚夫婦が生活を始めるにあたり、住居費や引越費用の一部を補助します。 1世帯当たり、24万円を限度。 住居費・・・物件購入費、賃料、敷金、礼金、保証金、共益費、仲介手数料 引越費用・・・引越業者や運送業者を利用したときに支払われた費用</p> <p>問合せ：《子育て健康課 子育て支援グループ》 TEL：0278-25-5009</p>
住宅支援	<p>住宅新築へ補助金支給(子育て家庭等住宅整備補助金交付事業)</p> <p>対象者：町に住所を有する方、又は整備完了後から6か月以内に住民となる方で、次の各号のいずれにも該当する方が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学生までの子育て家庭、又は妊婦がいる世帯の方、または婚姻届提出後3年以内かつ夫婦の年齢の合計が100歳未満の世帯の方。 住宅整備後、町内に3年以上居住する方。 町税等の滞納のない世帯に属する方。 他の補助制度等を受けないこと。 <p>内 容：子育て家庭の住環境の整備に対し補助する制度です。1件あたり100万円または補助対象経費の10%のいずれか低い額を助成します。ただし、町外施行業者が工事を行う場合は1件あたり60万円又は補助対象経費の6%のいずれか低い額の助成となります。(町内施行業者が下請けで入った場合は前者の額となります。)</p> <p>問合せ：《子育て健康課 子育て支援グループ》 TEL：0278-25-5009</p>
	<p>住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付事業</p> <p>対象者：一定の要件を満たす町に住所を有する方が、当該設備を自宅に設置する場合に助成します。</p> <p>内 容：省エネルギー設備の普及を促進し、家庭から排出される温室効果ガスの排出の抑制を図るため、①住宅用太陽光発電設備②高効率給湯設備③太陽熱温水器の設置等にかかる費用を補助する制度です。</p> <p>問合せ：《生活水道課 環境政策室》 TEL：0278-25-5003</p>

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p>生ゴミ処理容器等購入補助金交付事業</p> <p>対象者：一定の要件を満たす町に住所を有する方が、生ゴミ処理容器等を購入場合に助成します。</p> <p>内 容：家庭から排出される生ゴミの自己処理を行い、ごみの減量化及び再資源化の促進を図る制度です。一容器につき上限額5万円または購入に要した価格の4/5のいずれか低い額を助成します。</p> <p>問合せ：《生活水道課 環境政策室》 TEL：0278-25-5003</p>
	<p>住宅用地の分譲(うらの郷販売促進事業)</p> <p>対象者：</p> <p>内 容：○うらの郷住宅用地分譲中 自然に恵まれたみなかみ町では、町内で湧き出る豊富な温泉があります。また、年間を通してアウトドアスポーツなどの体験型観光なども楽しめます。</p> <p>問合せ：《みなかみ町土地開発公社》 TEL：0278-25-5030</p>
	<p>町営住宅への入居(町営住宅運営事業)</p> <p>対象者：</p> <p>内 容：○みなかみ町公営住宅 全46棟 戸数521戸 入居申し込み要件があります。家賃は建物の建築年次等によって異なります。駐車場ありま</p> <p>問合せ：《群馬県住宅供給公社みなかみ支所》 TEL：0278-25-8423</p>
	<p>空き家バンク</p> <p>対象者：みなかみ町内で暮らしたい方（土地・建物を買いたい方・借りたい方、売りたい方・貸したい方）</p> <p>内 容：みなかみ町で暮らし続けたい方やみなかみ町内への移住を支援するため、町内にある空き家・空き地物件の情報をホームページ等で提供しています。</p> <p>問合せ：《地域整備課》 TEL：0278-25-5020</p>
	<p>空き家等活用促進事業</p> <p>対象者：空き家バンクに登録された物件をみなかみ町に定住のため賃借する方又は購入する方で、次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みなかみ町に住民登録されている夫婦（年齢の合計が90歳未満） ・みなかみ町に転入した方 <p>内 容：賃借及び購入等にかかる費用の一部を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家等の月額賃借費用の1/4（上限額有、土地のみは不可） ・空き家等購入費用及び改修等費用1/10（上限額有、家財道具処分費用を含む） <p>問合せ：《地域整備課》 TEL：0278-25-5020</p>
就業支援	<p>起業支援事業</p> <p>対象者：町内で起業する方のうち次のいずれにも該当する場合です。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 代表者又は1名以上の従業員が町内に住所を有すること (2) 町内に事業所を設置し5年以上継続して事業を行う見込みがあること (3) 町内に住所を有している者を新規で1年以上雇用する見込みがあること <p>内 容：みなかみ町内に事業所を設置等して事業を開始する場合に、かかる経費の一部を助成します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業所等開設に要する経費への補助（補助率1/2以内、限度額100万円） 2. 事業所等の賃借に要する経費への補助（補助率1/2以内、限度額月額5万円、期間12ヶ月） 3. 事業所等の雇用促進を目的とする経費への補助（補助率10/10以内、限度額月額5万円、期間12ヶ月） <p>※上記1, 2, 3は組み合わせにより100万円まで補助可能です。</p> <p>問合せ：《観光商工課 商工振興グループ》 TEL：0278-25-5018</p>
	<p>真沢ファーム交流施設</p> <p>対象者：</p> <p>内 容：○農業体験希望者のご参加をお待ちしております。 昔ながらの棚田や段々畑で安心安全なお米や野菜を作ってみませんか。作業は経験豊富な地元農家の指導をいただけます。田んぼと畑の年間契約者募集中です。</p> <p>問合せ：《観光商工課 商工振興グループ》 TEL：0278-25-5018</p>
農業体験・就農支援	

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>過疎地域定住促進奨励金【結婚祝金】</p> <p>対象者：結婚後、黒保根町に10年以上定住することを誓約した方 内 容：1組あたり5万円の結婚祝金を支給 問合せ：《黒保根支所地域振興整備課 産業振興係》 TEL：0277-96-2113</p>
	<p>過疎地域定住促進奨励金【出産祝金】</p> <p>対象者：黒保根町に10年以上定住することを誓約したご夫婦 内 容：出産時に第1子5万円、第2子10万円、第3子以降15万円の出産祝金を支給 問合せ：《黒保根支所地域振興整備課 産業振興係》 TEL：0277-96-2113</p>
	<p>第3子以降給食費補助事業（小・中学校）</p> <p>対象者：第3子以降の小・中学生 内 容：小・中学校における（扶養）第3子以降の給食費の補助 問合せ：《教育委員会管理部学校給食中央共同調理場 管理係》 TEL：0277-45-0003</p>
	<p>地域子育て支援センター【子育て支援センター】</p> <p>対象者：子どもを養育している家庭 内 容：市内に11ヶ所の支援センターを設置し、子育て中の親子が交流できる場の提供や交流の促進、育児相談、地域の子育て関連情報の提供を実施 問合せ：《子育て支援課 子育て支援センター》 TEL：0277-46-5031</p>
	<p>保育園・公立幼稚園・認定こども園保育料無料化事業 【第3子以降保育料無料化】</p> <p>対象者：第3子以降の保育園・公立幼稚園・認定こども園園児 内 容：保育園・公立幼稚園・認定こども園における（扶養）第3子以降の保育料を免除（無料化） 問合せ：《子育て支援課 園児サービス係》 TEL：0277-46-1111（内線269）</p>
	<p>就園奨励費事業・幼稚園等保育料無料化事業【第3子以降幼稚園保育料無料化】</p> <p>対象者：第3子以降の幼稚園園児等 内 容：幼稚園における（扶養）第3子以降の保育料を免除（無料化） 問合せ：《教育委員会教育部学校教育課 学事係》 TEL：0277-46-1111（内線649）</p>
	<p>ファミリーサポートセンター事業</p> <p>対象者：桐生市・みどり市に在住・在勤・在学の方で、手助けを必要とする方 内 容：・育児支援（0歳～小学校6年生まで） ・介護支援 利用料 月曜～金曜 午前7時～午後7時：1時間あたり（1人につき）700円 午後7時以降：1時間あたり（1人につき）800円 土・日・祝日・年末年始 午前7時～午後7時：1時間あたり（1人につき）800円 午後7時以降：1時間あたり（1人につき）900円 ※利用料の助成有り（平成29年5月1日～） 問合せ：《子育て支援課 子育て支援係》 TEL：0277-46-1111（内線308）</p>
	<p>放課後児童健全育成事業【放課後児童クラブ】</p> <p>対象者：仕事等で保護者が昼間家庭にいない小学生（6年生まで受入可） 内 容：市内すべての小学校において、放課後から19時まで、学校の余裕教室などを利用し、遊びや生活の場を提供。第3子以降の保育料無料。 問合せ：《子育て支援課 子育て支援係》 TEL：0277-46-1111（内線308）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	桐生市立黒保根中学校生徒休日通学費補助金 対象者： 黒保根中学校の通学距離片道2キロメートル以上の生徒 内 容： 休日に登校する際のデマンドタクシー乗車料金を補助 問合せ： 《教育委員会教育部学校教育課 学事係》 TEL：0277-46-1111（内線649）
	わたらせ渓谷鐵道高校生等通学費補助金 対象者： 黒保根町に居住し、わたらせ渓谷鐵道を利用して高等学校等へ通学する生徒 内 容： 実支出額の35%以内を助成 問合せ： 《教育委員会管理部生涯学習課 黒保根公民館》 TEL：0277-96-2501
	子ども医療費無料化 対象者： 中学校卒業までの子ども 内 容： 医療費（入院・外来ともに）について無料化を実施（群馬県内の市町村で一律実施） 問合せ： 《医療保険課 医療助成係》 TEL：0277-46-1111（内線272）
	不妊治療費助成事業 対象者： 不妊治療を行っていて次のいずれにも該当する夫婦 ・申請日の1年以上前から桐生市に住所を有する ・医療保険に加入している ・市税及び国保税の滞納がない 内 容： 不妊治療に要する医療費の一部を助成 （当該年度内の不妊治療に要する夫婦負担額の2分の1）（上限：年額10万円） ※助成金の申請：1年度（4月1日～翌年3月31日）につき1回 （同一夫婦に対して通算助成回数：5回） 問合せ： 《健康づくり課 母子保健係》 TEL：0277-47-1152
	不育症治療費助成事業 対象者： 妊娠しても流産や死産を繰り返す、不育症の治療を行っていて次のいずれに該当する夫婦 ・申請日の1年以上前から桐生市に住所を有する・医療保険に加入している ・市税及び国保税の滞納がない 内 容： 不育症の治療に要する医療費の一部を助成 （当該年度内の不育治療に要する治療費の2分の1 上限：年額20万円） ※助成金の申請：1年度（4月1日～翌年3月31日）につき1回 （同一夫婦に対して通産助成回数：5回） 問合せ： 《健康づくり課 母子保健係》 TEL：0277-47-1152
	産婦健康診査事業 対象者： 桐生市内に住所を有する産後2週間程度の産婦 内 容： 医療機関や助産所で行う、産後2週間程度の健診。産婦の体の回復、精神状態の確認と赤ちゃんの発育、授乳状況の確認 問合せ： 《健康づくり課 母子保健係》 TEL：0277-47-1152
	母乳外来助成事業 対象者： ・桐生市に住所があり、産後3ヶ月未満の方 ・母乳育児が困難で、母乳育児による不安が強い方 ・母乳外来による乳房マッサージを含む母乳育児指導を必要とする方 内 容： 1回の母乳外来自己負担金に対して1,000円を助成（上限5回まで） ※1回の自己負担金が1,000円に満たない場合はその金額を助成 問合せ： 《健康づくり課 母子保健係》 TEL：0277-47-1152
	産後ケア事業 対象者： 桐生市に住所を有する産後3ヶ月未満の産婦とお子さんで家族等から家事、育児等の援助が受けられない方、産後に心身の不調や強い育児不安のある方 内 容： 委託医療機関で母子に対する心身のケアや育児のサポートを行う。利用日数は原則1日。継続支援を必要とする場合は7日を上限とする。 利用者負担： 宿泊型 8,000円 日帰り型（1日） 4,000円 日帰り型（半日） 2,000円 問合せ： 《健康づくり課 母子保健係》 TEL：0277-47-1152

〔東部エリア〕

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>奨学資金貸与</p> <p>対象者： 桐生市に住所を有する世帯の中で、就学意欲を持つ学生又は生徒であって経済的理由により修学困難な方（大学、短大、高専、高校、専修学校（修学年数2年以上の高等専修学校及び専門学校）に在学もしくは入学しようとする方）</p> <p>内 容： 就学意欲を持つ学生又は生徒であって経済的理由により修学困難な方に対して奨学金を貸与（金額は年額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学生：408,000円 ・短大生：300,000円 ・高校生：96,000円 ・専修学校生（専門課程）：300,000円 ・専修学校生（高等過程）：96,000円 ・高等専門学校生：180,000円 ※専修学校生（専門課程及び高等過程）：修学年数2年以上 <p>問合せ：《教育委員会管理部総務課 庶務係》 TEL：0277-46-1111（内線643）</p>
	住宅支援
<p>過疎地域定住促進奨励金【新築等祝金】</p> <p>対象者： 黒保根町に10年以上定住することを誓約した方</p> <p>内 容： 住宅の新築若しくは増改築を行った場合に奨励金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築 <ul style="list-style-type: none"> 延べ床面積が66㎡以上でかつ費用が1,000万円以上：15万円 延べ床面積が33㎡以上でかつ費用が500万円以上：10万円 ・増改築 <ul style="list-style-type: none"> 延べ床面積が33㎡以上でかつ費用が500万円以上：10万円 <p>問合せ：《黒保根支所地域振興整備課 産業振興係》 TEL：0277-96-2113</p>	
	<p>きりゆう暮らし応援事業（住宅取得応援助成）</p>
	<p>対象者： 桐生市内に住宅を取得し、5年以上定住する方</p> <p>内 容： 市内に住宅を建築又は購入する方に対して、最大200万円を補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金額 <ul style="list-style-type: none"> 「①基本補助」と「②加算補助」の合計 （上限：住宅取得金額の10%または200万円のいずれか低い金額） ①基本補助 <ul style="list-style-type: none"> 住宅取得金額の3パーセント（上限：50万円） ②加算補助 <ul style="list-style-type: none"> ア 夫婦加算（夫婦ともに49歳以下の場合）：10万円 イ 三世同居加算（親・子・孫が同居する世帯）：10万円 ウ 移住加算：40万円 エ 子ども加算：1人につき10万円 オ 地域加算：30万円 カ 市内業者加算（注文住宅のみ）：10万円 キ 空き家・空き地バンク加算：10万円 <p>問合せ：《建築住宅課 住宅係》 TEL：0277-46-1111（内線633）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p>きりゅう暮らし応援事業（住宅リフォーム助成）</p> <p>対象者： 桐生市内に住宅を所有し、居住している住宅のリフォーム工事を行う方</p> <p>内 容： 個人が所有し居住している住宅の改築やリフォーム工事を行う方に、工事費用の一部を補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金額 <ul style="list-style-type: none"> 「①基本補助」と「②性能向上加算補助」の合計 ①基本補助 <ul style="list-style-type: none"> 対象工事費の10%（子育て世帯は、対象工事費の20%）、限度額10万円 ②性能向上加算補助 <ul style="list-style-type: none"> 対象工事費の10%（子育て世帯は、対象工事費の20%）、限度額10万円 <p>問合せ： 《建築住宅課 住宅係》 TEL：0277-46-1111（内線633）</p>
	<p>きりゅう暮らし応援事業（空き家利活用助成）</p> <p>対象者： 桐生市内にある居住していない住宅のリフォーム工事を行う方</p> <p>内 容： ①市外からの移住者が耐震有の物件をリフォーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条件 <ul style="list-style-type: none"> 1年以上居住していない物件で、リフォームした住宅に10年以上定住すること ・補助金額 <ul style="list-style-type: none"> 上限100万円（工事費の2/3以内） <p>②その他の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条件 <ul style="list-style-type: none"> 3年以上居住していない物件で、リフォームした住宅に5年以上定住すること ・補助金額 <ul style="list-style-type: none"> 「基本補助」と「加算補助」の合計 上限70万円（工事費の1/2） 基本補助 <ul style="list-style-type: none"> 20万円以上の工事で対象工事費の30%、限度額10万円（工事費の30/100） 加算補助 <ul style="list-style-type: none"> ア 移住加算：40万円 イ 子ども加算：1人につき10万円 ウ 空き家・空き地バンク加算：10万円 エ 性能向上加算：10万円 オ ファミリー加算（2人以上の世帯の場合）：10万円 <p>※各種条件有り</p> <p>問合せ： 《空き家対策室 定住促進係》 TEL：0277-46-1111（内線367）</p>
	<p>勤労者貸付事業（住宅資金貸付金）</p> <p>対象者： ・同一事業所等に1年以上継続して勤務している方 ・市内に自己の居住する住宅を新築、増改築しようとする勤労者、又は、建売住宅、中古住宅などを購入しようとする勤労者</p> <p>内 容： 必要経費の80%以内で1世帯あたり1,000万円まで融資（融資期間：20年以内、融資利率2.5%以内（固定金利））</p> <p>問合せ： 《産業政策課 商業・金融係》 TEL：0277-46-1111（内線583）</p>
	<p>ひまわり団地分譲事業</p> <p>対象者： 契約締結日から3年以内に60㎡以上の専用住宅を建設し、生活の本拠とする方</p> <p>内 容： 黒保根町の日当たりの良い高台の団地（9区画）の分譲販売 坪2万円台～ ※過疎地域定住促進奨励金（新築祝金）ときりゅう暮らし応援事業補助金も併用可</p> <p>問合せ： 《黒保根支所地域振興整備課 建設係》 TEL：0277-96-2110</p>

[東部エリア]

分類	事業名（対象者・内容）																										
住宅支援	<p>市営住宅の紹介</p> <p>対象者：持ち家がなく、現在住宅に困窮している方</p> <p>内容：群馬県住宅供給公社ホームページにおける市営住宅の紹介・相談・受付など（群馬県住宅供給公社ホームページ：http://www.gunma-jkk.or.jp/kiryu/） ※相談・受付など：群馬県住宅供給公社桐生支所</p> <p>問合せ：《建築住宅課 住宅係》 TEL：0277-46-1111（内線632） 《群馬県住宅供給公社 桐生支所》 TEL：0277-46-1111（内線625）</p>																										
	<p>新エネルギー・省エネルギー設備補助金 （蓄電池、太陽光、エコキュート、HEMSなど）（平成30年度環境都市推進補助金）</p> <p>対象者：自らが居住する市内の住宅に蓄電池や太陽光発電設備、高効率給湯器などを設置した方</p> <p>内容： 補助対象 補助金額</p> <table border="0"> <tr> <td>①蓄電池設備</td> <td>1キロワットあたり1万円（上限5万円）</td> </tr> <tr> <td>②太陽光発電設備</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※但し、蓄電池設備と同時に購入・設置したものが対象</td> </tr> <tr> <td>③太陽熱温水設備（自然循環型）</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>④太陽熱温水設備（強制循環型）</td> <td>1万5千円</td> </tr> <tr> <td>⑤エコキュート</td> <td>1万5千円</td> </tr> <tr> <td>⑥エコジョーズ</td> <td>1万5千円</td> </tr> <tr> <td>⑦エコフィール</td> <td>1万5千円</td> </tr> <tr> <td>⑧エコウィル</td> <td>1万5千円</td> </tr> <tr> <td>⑨エネファーム</td> <td>1万5千円</td> </tr> <tr> <td>⑩エコワン</td> <td>1万5千円</td> </tr> <tr> <td>⑪地中熱利用システム（ヒートポンプ）</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>⑫HEMS</td> <td>設置費用の1/10（上限1万円）</td> </tr> </table> <p>※各種条件有り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助件数 260件程度（注：先着順。予算の範囲内で実施。品目ごとに1世帯につき1回限り） ・申請受付期間 平成30年5月1日（火）～平成31年3月29日（金） <p>問合せ：《環境課 環境都市推進係》 TEL：0277-46-1111（内線575・454）</p>	①蓄電池設備	1キロワットあたり1万円（上限5万円）	②太陽光発電設備	3万円	※但し、蓄電池設備と同時に購入・設置したものが対象		③太陽熱温水設備（自然循環型）	1万円	④太陽熱温水設備（強制循環型）	1万5千円	⑤エコキュート	1万5千円	⑥エコジョーズ	1万5千円	⑦エコフィール	1万5千円	⑧エコウィル	1万5千円	⑨エネファーム	1万5千円	⑩エコワン	1万5千円	⑪地中熱利用システム（ヒートポンプ）	10万円	⑫HEMS	設置費用の1/10（上限1万円）
	①蓄電池設備	1キロワットあたり1万円（上限5万円）																									
②太陽光発電設備	3万円																										
※但し、蓄電池設備と同時に購入・設置したものが対象																											
③太陽熱温水設備（自然循環型）	1万円																										
④太陽熱温水設備（強制循環型）	1万5千円																										
⑤エコキュート	1万5千円																										
⑥エコジョーズ	1万5千円																										
⑦エコフィール	1万5千円																										
⑧エコウィル	1万5千円																										
⑨エネファーム	1万5千円																										
⑩エコワン	1万5千円																										
⑪地中熱利用システム（ヒートポンプ）	10万円																										
⑫HEMS	設置費用の1/10（上限1万円）																										
<p>省エネ製品買換補助金（テレビ、エアコン、冷蔵庫、LED照明） （平成30年度環境都市推進補助金）</p> <p>対象者：所有していた家電を廃棄し、同品目の省エネ型家電に買い換える方、LED照明器具を購入する方</p> <p>内容： 補助対象 補助金額</p> <table border="0"> <tr> <td>テレビ</td> <td>購入金額の1/10（上限1万円）</td> </tr> <tr> <td>エアコン</td> <td>購入金額の1/10（上限1万円）</td> </tr> <tr> <td>電気冷蔵庫</td> <td>購入金額の1/10（上限1万円）</td> </tr> <tr> <td>LED照明器具</td> <td>一律1万円</td> </tr> </table> <p>※各種条件有り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助件数 140件程度（注：先着順。予算の範囲内で実施。品目ごとに1世帯につき1回限り） ・申請受付期間 平成30年5月1日（火）～平成31年3月29日（金） <p>問合せ：《環境課 環境都市推進係》 TEL：0277-46-1111（内線575・454）</p>	テレビ	購入金額の1/10（上限1万円）	エアコン	購入金額の1/10（上限1万円）	電気冷蔵庫	購入金額の1/10（上限1万円）	LED照明器具	一律1万円																			
テレビ	購入金額の1/10（上限1万円）																										
エアコン	購入金額の1/10（上限1万円）																										
電気冷蔵庫	購入金額の1/10（上限1万円）																										
LED照明器具	一律1万円																										
農村体験・就農支援	<p>貸し農園の設置（新里町ふれあい農園）</p> <p>対象者：市内に居住し、農業に従事していない方</p> <p>内容：1区画60㎡の農園（全27区画）を年額5,000円で貸付（希望者は3年間継続利用可能） ※申込：毎年2月</p> <p>問合せ：《新里支所地域振興整備課 産業振興係》 TEL：0277-74-2217</p>																										
	<p>新規就農者支援</p> <p>対象者：独立・自営就農時の年齢が45歳未満の農業経営に強い意欲を持っている新規就農者</p> <p>内容：最長5年間で年間150万円の給付金を支給 （提出していただく経営開始計画が5年間に生計が成り立つ実現可能な計画であること等が条件となります。給付金を除いた本人の所得が350万円を超えた場合などは支給停止になります。）</p> <p>問合せ：《農業振興課 農業振興係》 TEL：0277-46-1111（内線840）</p>																										

分類	事業名（対象者・内容）
その他	<p>お試し暮らし事業</p> <p>対象者： 桐生市での暮らしを体験したい方</p> <p>内 容： お試し暮らし住宅にて、桐生での生活を体験 織姫町住宅・・・1人1泊2,000円 風呂付 ※布団はありませんので、利用される方がご用意いただくか、貸布団をご利用ください。</p> <p>問合せ： 《空き家対策室 定住促進係》 TEL：0277-46-1111（内線367）</p>
	<p>桐生ならではの特色ある教育</p> <p>対象者：</p> <p>内 容： （1）サイエンスドクター事業 （2）織物体験事業 （3）未来創生塾 （4）黒保根町国際理解推進事業</p> <p>問合せ： （1） 《教育支援室 教育支援係》 TEL：0277-46-1111（内線688） （2） 《教育支援室 指導係》 TEL：0277-46-1111（内線683） （3） 《生涯学習課 社会教育係》 TEL：0277-46-1111（内線651） （4） 《生涯学習課 黒保根公民館》 TEL：0277-96-2501</p>
	<p>小規模ビジネス育成事業</p> <p>対象者： 起業を希望している方</p> <p>内 容： インターネットを活用した在宅就労支援や、主婦などの趣味や特技を生かした小規模ビジネスを応援する。</p> <p>問合せ： 《産業政策課 産業政策係》 TEL：0277-46-1111（内線584）</p>
	<p>電動アシスト自転車等購入補助金 （平成30年度環境都市推進補助金）</p> <p>対象者： 電動アシスト自転車を購入する方</p> <p>内 容： ①電動アシスト自転車：購入金額の4分の1（上限15,000円） ②①と同時に購入した自転車用チャイルドシート：購入金額の2分の1（上限5,000円） ③チャイルドシート付電動アシスト自転車 チャイルドシート相当分：一律5,000円 自転車本体相当分：購入金額からチャイルドシート相当分の1万円を差引いた額の1/4（上限1万5千円） ※各種条件有り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助件数 60件程度（注：先着順。予算の範囲内で実施。1世帯につき1台限り） ・申請受付期間 平成30年5月1日（火）～平成31年3月29日（金） <p>問合せ： 《環境課 環境都市推進係》 TEL：0277-46-1111（内線575・454）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>第3子以降子育て支援事業 ①出産祝金 ②保育園・幼稚園保育料免除</p> <p>対象者：【基本受給資格要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（婚姻をしているものを除く）のうち、その出生の早い者から順次数えて第3番目以降の子が生まれ、または養育する者 ・太田市の住民基本台帳に記録されている者 <p>※出産祝金は引き続き市内に1年以上の在住期間が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者及びその世帯員が、医療保険各法における被保険者または被扶養者であること。 ・対象者が市税等（市税等、認可保育園保育料、市立幼稚園保育料、学校給食費、市営住宅家賃等）に滞納がないこと <p>※所得制限は設定しません。</p> <p>内 容： 1 出産祝金10万円支給 2 保育料を免除（市外私立幼稚園や準認可保育施設は助成）</p> <p>問合せ：《こども課 児童給付係》 TEL：0276-47-1942</p>
	<p>第2子・第3子以降給食費助成事業（給食費助成・給食主食費助成）</p> <p>(新) 対象者：【基本受給資格要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（婚姻をしているものを除く）を2人以上養育していること ・申請者及び対象となる子どもが太田市に住民登録があること ・対象者及びその世帯員が、医療保険各法における被保険者または被扶養者であること。 ・対象者が市税等（市税等、認可保育園保育料、市立幼稚園保育料、学校給食費、市営住宅家賃等）に滞納がないこと <p>内 容： ①小学校・中学校 第2子半額助成、第3子以降全額助成</p> <p>②保育所等給食主食費（認可保育園・認定こども園2号認定者対象） 第2子は250円/月を助成、第3子以降は500円/月を助成</p> <p>③私立幼稚園等（私立幼稚園・認定こども園1号認定者対象） 第2子半額助成、第3子以降全額助成</p> <p>④市立幼稚園 第2子半額助成、第3子以降全額助成</p> <p>問合せ： 小学校・中学校 《学校施設管理課 学校給食係》 TEL：0276-20-7086 私立幼稚園・認定こども園・認可保育園 《こども課 児童給付係》 TEL：0276-47-1942 市立幼稚園 《児童施設課 児童施設総務係》 TEL：0276-47-1924</p>
	<p>小児医療費を公費助成</p> <p>対象者： 0歳から中学3年生までの者（中学校卒業まで）</p> <p>内 容： 子どもの医療費のうち保険診療の自己負担金相当額を公費で負担する医療費支給することにより、保護者の経済的負担の軽減を目的とする。</p> <p>問合せ：《医療年金課 医療助成係》 TEL：0276-47-1940</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>不妊治療助成事業</p> <p>対象者：・夫婦のいずれか一方が本市に居住し、かつ助成金の交付の申請をする日において、本市の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されていること。 ・医師による不妊治療を行っていること。 ・助成金の交付の申請をする日において、市民税等を滞納していないこと。 ・医療保険各法における被保険者又は被扶養者であること。</p> <p>内 容：助成額： ①特定不妊治療（体外受精・顕微授精） ・助成金の交付は、1年度当たり2回に限る。 ・1回の特定不妊治療費の自己負担額（群馬県の助成を受けた場合は差し引いた額）について10万円を限度に、5年度分助成。 ②特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を除く治療 ・助成金の交付は1年度当たり1回に限る。 ・治療費の自己負担額について1年度当たり5万円を限度に、5年度分助成。 ※申請方法等詳しい内容については、各保健センターへお問い合わせください。</p> <p>問合せ：《太田市保健センター》 TEL：0276-46-5115 《尾島保健センター》 TEL：0276-52-5200 《新田保健センター》 TEL：0276-57-2651 《藪塚本町保健センター》 TEL：0277-20-4400</p>
	<p>養育医療給付事業</p> <p>対象者：・入院中の1歳未満児（給付を受けられる期間は、出生から満1歳の誕生日の前々日又は退院の日まで） ・出生体重が2,000グラム以下の乳児。又は指定医療機関の医師が養育医療の対象と認めた乳児。 ・太田市に住民票をおく児。 ○対象となる症状： ※各保健センターにお問い合わせください。</p> <p>内 容：入院加療を必要とする未熟児（1歳未満）に対して、指定医療機関における医療費の自己負担について公費負担する制度です。 ○給付の範囲： ・診察 ・薬剤又は治療材料の支給 ・医学的処置、手術及びその他の治療 ・病院又は診療所への収容 ・看護 ・移送</p> <p>問合せ：《太田市保健センター》 TEL：0276-46-5115 《尾島保健センター》 TEL：0276-52-5200 《新田保健センター》 TEL：0276-57-2651 《藪塚本町保健センター》 TEL：0277-20-4400</p>
	<p>放課後児童クラブ</p> <p>対象者：仕事などにより昼間家に保護者がいない小学校に就学している児童。</p> <p>内 容：・放課後から夕方まで学校敷地内の施設や指定民家等において遊びや生活の指導を行います。 ※保護者の送迎が必要です。</p> <p>問合せ：《児童施設課 児童施設総務係》 TEL：0276-47-1924</p>

〔東部エリア〕

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>放課後児童支援事業【こどもプラッツ事業】</p> <p>対象者： ・小学1年生から6年生まで。 ・保護者等が就労等による留守家庭の児童。</p> <p>内 容： ○実施日時： ・平日は、月曜日から金曜日の放課後から午後5時45分まで ・長期休業日は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時45分まで ・閉室時間は午後6時 ※土日祝日、お盆期間中、年末年始は休室。また学校行事によって休室になる場合があります。 ○活動場所： ・学校の敷地内（余裕教室等）や近隣の公共施設 ○負担金： ・月額 3,000円（8月のみ5,000円）、おやつ無し。保険料は別途負担。 ○活動内容： ・学習（宿題）の時間あり。また異学年交流遊びなど。</p> <p>問合せ： ≪児童施設課 放課後児童支援係≫ TEL：0276-47-3301</p>
	<p>各種奨学資金制度</p> <p>対象者： 進学等の意欲と能力がありながら経済的理由によって、高校及び大学の進学等困難な者</p> <p>内 容： 奨学金を貸与または給付し、有用な人材を育成することを目的とした制度です。</p> <p>①太田市奨学金（貸与型） ○貸与金額：高校生等 月額13,000円、大学生・大学院生等 月額33,000円 ○返還方法：卒業後、1年を経過した年から貸与年数の2倍に相当する期間内に割賦返還。</p> <p>②太田市笹川清奨学基金（給付型） ○給付金額：高校生 年額100,000円</p> <p>③太田ロータリークラブ奨学資金（給付型） ○給付金額：高校生 年額180,000円</p> <p>④ソニック・大雄建設奨学資金（一部給付型） ○貸与金額：大学生・大学院生 年額420,000円 ○返還：最終学校を卒業した13ヶ月後の月を返還開始月とし、月々10,000円を貸与年数と同等の期間返還することで返還終了となる。</p> <p>※対象者や貸与条件等は制度ごとに異なります、詳細は下記までお問い合わせください。</p> <p>問合せ： ≪教育総務課 総務係≫ TEL：0276-20-7080</p>
住宅支援	<p>①勤労者住宅資金 ②勤労者リフォーム資金</p> <p>対象者： ・市内に自ら居住するための住宅を建築、購入又はリフォームを予定している勤労者。 ・同居する世帯員がいる方。 ・市税等を完納している方。</p> <p>内 容： ①住宅資金の内容： 融資限度額 1,500万円以内 融資期間 20年以内（新築の場合うち据置き6ヶ月以内） 融資利率 年2.7%以内</p> <p>②リフォーム資金の内容： 融資限度額 500万円以内 融資期間 11年以内 融資利率 年2.5%以内</p> <p>問合せ： ≪工業振興課 工業労政係≫ TEL：0276-47-1834</p>

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p>太陽光発電システム導入報奨金</p> <p>対象者： ・ 自己が所有し居住する市内の住宅に、発電出力2kw以上の太陽光発電システムを設置し、電力会社と電力供給契約を締結した太田市に住民登録のある個人。 ・ 報奨金申請時において、市税等の滞納がないこと。 ※設置期間等の指定がありますので、事前にお問い合わせください。</p> <p>内 容： ○支給金額： ・ 2kw以上 30,000円 ※太田市金券で支給します。</p> <p>問合せ： 《環境政策課 環境企画係》 TEL：0276-47-1953</p>
農村体験・就農支援	<p>市民農園事業</p> <p>対象者： ・ 太田市に在住または在勤の人</p> <p>内 容： 区画数：69区画 面積：1区画約50m²利用料：1m²あたり200円 農園内の施設と設備 ・ 農機具庫（1区画1室） ・ 堆肥置場 ・ 小型耕運機（1時間200円） ・ 散水栓 ・ 給水所 ・ 東屋</p> <p>問合せ： 《農村整備課 施設管理係》 TEL：0276-20-9713</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>子ども医療費無料化</p> <p>対象者：中学校卒業までの子ども</p> <p>内容：保険診療の自己負担分を助成する。</p> <p>問合せ：《保険年金課 給付年金係》 TEL：0276-72-4111（内626、642）</p>
	<p>国民健康保険及び後期高齢者医療短期人間ドック健診費助成</p> <p>対象者：国民健康保険及び後期高齢者医療被保険者</p> <p>内容：短期人間ドック健診費助成。 助成額 ⇒ 一泊：40,000円 日帰り：20,000円</p> <p>問合せ：《保険年金課 国保係、給付年金係》 TEL：0276-72-4111（国保：625、628、643、給付年金：626、642）</p>
	<p>第3子以降利用者負担額の無料化（保育園・認定こども園・幼稚園の保育料）</p> <p>対象者：保育園・認定こども園・幼稚園を利用する第3子以降の子ども</p> <p>内容：館林市内に住民登録を有する同一の扶養義務者によって監護されている18歳未満児童が3人以上おり、そのうち3人目以降の児童が施設型給付・地域型保育給付施設を利用している場合、利用者負担額を無料とする。</p> <p>問合せ：保育園・認定こども園・私立幼稚園：《こども福祉課 保育係》TEL：0276-72-4111（内639、644） 市立幼稚園：《学校教育課 学事係》TEL：0276-72-4111（内221）</p>
	<p>母子保健コーディネーター事業</p> <p>対象者：妊産婦及びその家族</p> <p>内容：母子保健コーディネーターにより、部局を超えて様々な機関の情報を収集し、妊産婦や家族のニーズを踏まえて情報提供する。</p> <p>問合せ：《健康推進課 母子保健係》 TEL：0276-74-5155又は0276-80-1152</p>
	<p>産前産後サポート事業</p> <p>対象者：① 妊産婦及び新生児 ② 妊婦又は産後4カ月未満の産婦 ③ 妊産婦及びその家族</p> <p>内容：① 妊娠中と出産後28日以内にそれぞれ各1回ずつ妊産婦宅を訪問し、妊娠中・育児期の不安解消、あるいは虐待等の早期発見につなげる。 ② 産前・産後の体調不良等のため、家事を行うことが困難な方に、産前産後サポーターを派遣し、食事の準備や衣類の洗濯、掃除等の家事援助を行う（有料）。 ③ 子育て支援モバイルサービスにより、妊娠中から子育て期に関する様々な情報を配信する。</p> <p>問合せ：《健康推進課 母子保健係》 TEL：0276-74-5155又は0276-80-1152</p>
	<p>産後ケア事業</p> <p>対象者：産後2カ月未満の産婦及び乳児</p> <p>内容：出産直後の産婦の健康面の悩みや育児への不安などを軽減するため、助産師により心身のケアや休養等の支援を行う（有料）。</p> <p>問合せ：《健康推進課 母子保健係》 TEL：0276-74-5155又は0276-80-1152</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>放課後児童クラブ保育料軽減事業</p> <p>対象者：放課後児童クラブを利用する児童の保護者</p> <p>内 容：放課後児童クラブを利用する世帯の所得状況に応じて、保育料の一部を補助する。（月額3,000円を限度）</p> <p>① 在籍する年度の市町村民税が非課税の世帯：児童クラブの定める保育料の2割</p> <p>② ①に属する母子等の世帯：児童クラブの定める保育料の3割</p> <p>③ 在籍する年度の市町村民税が均等割のみ課税の世帯：児童クラブの定める保育料の1割</p> <p>④ ③に属する母子等の世帯：児童クラブの定める保育料の2割</p> <p>問合せ：《こども福祉課 子育て支援係》 TEL：0276-72-4111（内671）</p>
住宅支援	<p>市営住宅の紹介</p> <p>対象者：市営住宅入居希望者</p> <p>内 容：市ホームページにて家賃、間取り等の情報を掲載している。</p> <p>問合せ：《建築課 住宅施設係》 TEL：0276-72-4111（内405）</p> <hr/> <p>空き家情報登録制度</p> <p>(新) 対象者：市内の空き家を購入もしくは賃借をしたいかた</p> <p>内 容：市の空き家台帳に登録してある空き家物件情報の提供</p> <p>問合せ：《建築課 住宅施設係》 TEL：0276-72-4111（内405）</p> <hr/> <p>空き家利活用助成金</p> <p>(新) 対象者：空き家台帳に登録された空き家を購入又は賃借されたかた</p> <p>内 容：①市内在住のかたで、空き家を購入する場合上限30万円を助成、賃借する場合は1か月の家賃の1/3、上限2万円（最長12か月）を助成。 ②市への転入者の方で空き家を購入する場合上限50万円を助成、賃借する場合は1か月の家賃の1/2、上限4万円（最長12か月）を助成。</p> <p>問合せ：《建築課 住宅施設係》 TEL：0276-72-4111（内405）</p> <hr/> <p>住宅増改築(リフォーム)補助・多世代同居支援補助</p> <p>対象者：①市内に住民登録があり、市内に住宅を所有し、かつ、その住宅に居住している方 ②当該年度中に市内の物件を取得し、市外から転入のうえ住民登録をし、かつ居住する方 ③住宅リフォーム資金助成金を利用し、多世代同居した方</p> <p>内 容：①市内に本店がある施工業者による増改築工事で、工事費の10%（上限3万円）助成 ②市外からの転入者については、工事費の3分の1（上限30万円）を助成 ③住宅リフォーム資金助成金に15万円上乗せ支給</p> <p>問合せ：《産業政策課 工業振興係》 TEL：0276-72-4111（内204）</p> <hr/> <p>勤労者住宅資金融資</p> <p>対象者：市内に自己居住用の住宅建設（購入）、又は土地を取得しようとする勤労者</p> <p>内 容：住宅建設、中古住宅購入（建築後20年以内の建物）、土地購入（500平方メートル以下で、取得日から3年以内に住宅建設完了のこと）のための資金融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資限度額：1,000万円 ・融資期間：20年以内 ・融資利率：年2.3% <p>問合せ：《市内金融機関又は産業政策課 雇用推進係》 TEL：0276-72-4111（内206）</p>

〔東部エリア〕

分類	事業名（対象者・内容）																					
住宅支援	<p>雨水貯留槽及び浸透施設設置補助金</p> <p>対象者：市内の専用住宅または併用住宅（居住部分が1/2以上）にお住まいの方</p> <p>内容：200リットル以上の雨水貯留施設を設置、又は口径300mm以上の雨水浸透柵を新たに3基以上設置した場合に、設置工事費用の1/2を館林市金券にて補助（上限30,000円）</p> <p>問合せ：《地球環境課 環境政策係》 TEL：0276-72-4111（内451）</p>																					
	<p>合併処理浄化槽維持管理費補助金</p> <p>対象者：市内の専用及び併用住宅に接続している浄化槽を管理している方 ※補助の対象とならないエリアがございます</p> <p>内容：同一浄化槽に対して1回限り、5人槽：10,000円、7人槽：12,000円、10人槽：14,000円を補助（申請の際に必要な書類がございます）</p> <p>問合せ：《地球環境課 環境保全係》 TEL：0276-72-4111（内453）</p>																					
	<p>ごみ減量化器具購入費助成(①生ごみ処理機②生ごみ処理槽・生ごみ処理容器)</p> <p>(新) 対象者：①市内在住で、市内の店舗で購入したかた ②市内在住で、指定店で購入したかた</p> <p>内容：①生ごみをたい肥化または消滅させる機種で、1基当たり購入費の2分の1の額を助成(上限額20,000円。1,000円未満の端数は切り捨て) ②生ごみ処理槽(コンポスト)：容量1300以上のもので、1基当たり3,000円を助成 生ごみ処理容器(EMぼかし容器)：容量140以上のもので、1基当たり1,000円を助成 ※市内登録店舗で使用できる館林市金券で交付。</p> <p>【指定店】</p> <table border="0"> <tr> <td>1 邑楽館林農協本所(赤生田町847)</td> <td>TEL：74-5111</td> </tr> <tr> <td>2 カンセキ館林店(緑町二丁目3-1)</td> <td>TEL：72-8111</td> </tr> <tr> <td>3 くぎや商店(朝日町12-29)</td> <td>TEL：72-1717</td> </tr> <tr> <td>4 坂田金物店(本町三丁目2-28)</td> <td>TEL：74-0149</td> </tr> <tr> <td>5 佐竹商店(本町二丁目9-34)</td> <td>TEL：72-0301</td> </tr> <tr> <td>6 島田建商(仲町9-27)</td> <td>TEL：72-0795</td> </tr> <tr> <td>7 せきいストア(本町一丁目10-12)</td> <td>TEL：72-3358</td> </tr> <tr> <td>8 館林市社会福祉協議会(苗木町2452-1)</td> <td>TEL：75-7111</td> </tr> <tr> <td>9 成塚商店(仲町7-15)</td> <td>TEL：74-2323</td> </tr> <tr> <td>10 ビバホーム館林店(高根町743-8)</td> <td>TEL：76-2111</td> </tr> <tr> <td>11 マルタカ金物店(松原一丁目3-7)</td> <td>TEL：74-6324</td> </tr> </table> <p>問合せ：《地球環境課 資源対策係》 TEL：0276-72-4111（内456、457）</p>	1 邑楽館林農協本所(赤生田町847)	TEL：74-5111	2 カンセキ館林店(緑町二丁目3-1)	TEL：72-8111	3 くぎや商店(朝日町12-29)	TEL：72-1717	4 坂田金物店(本町三丁目2-28)	TEL：74-0149	5 佐竹商店(本町二丁目9-34)	TEL：72-0301	6 島田建商(仲町9-27)	TEL：72-0795	7 せきいストア(本町一丁目10-12)	TEL：72-3358	8 館林市社会福祉協議会(苗木町2452-1)	TEL：75-7111	9 成塚商店(仲町7-15)	TEL：74-2323	10 ビバホーム館林店(高根町743-8)	TEL：76-2111	11 マルタカ金物店(松原一丁目3-7)
1 邑楽館林農協本所(赤生田町847)	TEL：74-5111																					
2 カンセキ館林店(緑町二丁目3-1)	TEL：72-8111																					
3 くぎや商店(朝日町12-29)	TEL：72-1717																					
4 坂田金物店(本町三丁目2-28)	TEL：74-0149																					
5 佐竹商店(本町二丁目9-34)	TEL：72-0301																					
6 島田建商(仲町9-27)	TEL：72-0795																					
7 せきいストア(本町一丁目10-12)	TEL：72-3358																					
8 館林市社会福祉協議会(苗木町2452-1)	TEL：75-7111																					
9 成塚商店(仲町7-15)	TEL：74-2323																					
10 ビバホーム館林店(高根町743-8)	TEL：76-2111																					
11 マルタカ金物店(松原一丁目3-7)	TEL：74-6324																					
農村体験・就農支援	<p>サラリーマン菜園</p> <p>対象者：市内在住の勤労者（使用者から賃金を支払われる者）</p> <p>内容：○区画面積（1区画）：約20平方メートル ○利用できる期間：4月から翌年3月まで（更新可） ○利用料（年額）：2,000円</p> <p>問合せ：《産業政策課 雇用推進係》 TEL：0276-72-4111（内206）</p>																					
	<p>新規就農支援事業</p> <p>対象者：市内在住の新規就農者又は農業後継者</p> <p>内容：生産に係る経費、小作料、農業用資材、経理用品（会計ソフト等）、研修に係る経費、旅費、負担金、教材費等のうち 1年目 対象経費の10分の7以内の額（上限50万円） 2年目 対象経費の10分の5以内の額（上限30万円） 3年目 対象経費の10分の3以内の額（上限20万円）</p> <p>問合せ：《農業振興課 農業振興係》 TEL：0276-72-4111（内226）</p>																					

分類	事業名（対象者・内容）
就労支援	<p>移住定住促進通勤支援金</p> <p>(新) 対象者：①市内在住者 雇用開始日が平成30年4月1日以降にある者で、賃金が月給で支給され、正規雇用されているもの（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第6条第1号に定める者は除く。）かつ、同年に東武鉄道特急列車及び東日本旅客鉄道株式会社普通列車グリーン券を利用して久喜駅を起点として東京都（経由を含む）に通勤を開始した支援金の支給申請をする日の属する年度の初日における年齢が50歳未満である者 ②市外より転入者 賃金が月給で支給され、正規雇用されており（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第6条第1号に定める者は除く。）市外に1年以上居住した後、平成30年4月1日以降に市内に転入した者で、かつ同年に東武鉄道特急列車及び東日本旅客鉄道株式会社普通列車グリーン券を利用して久喜駅を起点として東京都（経由を含む）に通勤を開始した、支援金の支給申請をする日の属する年度の初日における年齢が50歳未満である者 ③双方に共通 ・特急列車及び普通列車グリーン車に対して、通勤手当が支給されていない者 ・本市に3年以上定住する意思がある者 ・本人及び本人が属する世帯員に市税の滞納がない者 ・本人及び本人が属する世帯員に暴力団員がいない者</p> <p>内 容：通勤に特急又はグリーン車を利用した実費のうち、1か月当たり1万円を上限として1/2を支給する。</p> <p>問合せ：《産業政策課 雇用推進係》 TEL：0276-72-4111（内206）</p>
	<p>本社機能誘致移住奨励金</p> <p>(新) 対象者：市内への本社機能移転に伴い、市内に新たに住民登録をする本社機能に勤務する方 ※群馬県の地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定施設（本社機能）に勤務又は勤務が確実であること</p> <p>内 容：本市に移住した場合に奨励金支給 ・1世帯当たり20万円 ・18歳以下の者（学生又は未就学児に限る）又は妊婦がいる場合（申請者本人が妊婦である場合含む）は、1人につき5万円を加算支給（上限15万円）</p> <p>問合せ：《産業政策課 企業誘致係》 TEL：0276-72-4111（内236）</p>
	<p>UIターン支援奨励金</p> <p>(新) 対象者：①支給対象労働者の条件 ・雇用開始後2週間までに本市に住所を有し、その後継続して6か月以上住民基本台帳法の規定により、本市の住民基本台帳に登録されている日本国籍、特別永住権または永住権を有する50歳未満のかた ・雇用する事業者又は関連会社との間で過去3年間に離職、再雇用された者及び事業者内の異動により、市内事業所に転勤した者（市外に本拠を置く事業者を採用された者で初任地が市内の事業所である者を含む）でないこと ・労働者派遣事業者により派遣される派遣労働者ではない者 ・勤務場所が市内の事業所である者 ・市税の滞納がない者 ②支給対象事業者の条件 ・市内に事業所を有する事業者で、雇用保険法施行規則第141条に定める適用事業所設置の届出をハローワークで行っている事業者 ・館林市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに該当しない事業者 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業を営んでいない事業者 ・市税の滞納がない事業者</p> <p>内 容：市外の高校、大学等を卒業し、市内企業に雇用された場合に奨励金を支給 新規学卒者：市外から市内に転入した場合 労働者15万円、事業者5万円 市内に住民登録がある場合 労働者5万円、事業者5万円 新規学卒者以外：市外から市内に転入した場合 労働者5万円、事業者5万円 上記に加算 18歳以下の者がともに転入した場合 1人につき5万円 （上限10万円）</p> <p>問合せ：《産業政策課 雇用推進係》 TEL：0276-72-4111（内206）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>家族づくり応援事業</p> <p>(新) 対象者：みどり市に住民登録している方</p> <p>内 容：出産祝金として現金1万円を贈呈、併せて希望する方に赤ちゃんの名入りストラップ（市産材）を贈呈</p> <p>問合せ：《市民課 市民係》 TEL：0277-76-0972</p>
	<p>子育て支援紙おむつ給付事業</p> <p>対象者：・同一世帯の18歳（18歳到達後最初の3月31日までの間）以下の児童を3人以上養育し、かつ、2歳未満の児童がいること。 ・児童及び保護者がみどり市に住所があること。さらに、外国人の場合は在留期間が1年以上であること。 ・市税、保育園保育料などの滞納がないこと。</p> <p>内 容：子育て世帯を支援するため、対象児童を養育する世帯に対して、紙おむつを給付することにより、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図る。 給付要件を満たす世帯に対し、市の指定店で紙おむつを購入できる紙おむつ等給付券（1ヵ月につき1,000円券を2枚）を交付する。</p> <p>問合せ：《こども課 こども福祉係》 TEL：0277-76-0995</p>
	<p>第3子以降保育料無料化事業</p> <p>対象者：以下の全てに該当する人 ・同一世帯で18歳（18歳到達後最初の3月31日までの間）以下の児童を3人以上扶養していて、第3子以降の児童が保育認定を受け、認可保育園等に入所している。 ・市税と保育料に滞納がないこと。</p> <p>内 容：対象児童の保育料無料</p> <p>問合せ：《こども課 子育て支援係》 TEL：0277-76-0995</p>
	<p>子ども医療費助成事業</p> <p>対象者：義務教育終了前の子ども （15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども）</p> <p>内 容：医療保険自己負担分及び入院時食事療養費標準負担額を助成する。</p> <p>問合せ：《市民課 医療助成係》 TEL：0277-76-0972</p>
	<p>わたらせ渓谷鐵道高校生等通学費補助事業</p> <p>対象者：みどり市東町に在住しており、わたらせ渓谷鐵道を利用し東町から高等学校等へ通学する生徒の通学定期券を購入している生徒の保護者</p> <p>内 容：みどり市東町から高等学校及び養護学校へ通学する生徒の通学費に対し負担の軽減を図り過疎地域における定住を促進するため、通学費の一部に対し補助金を交付する。 （補助額） 東町各駅からの通学定期代が、上神梅駅～桐生駅間の通学定期代を超える部分の金額</p> <p>問合せ：《東市民生活課 市民福祉係》 TEL：0277-76-0984</p>
	<p>奨学金貸与事業</p> <p>対象者：次のいずれにも該当する方 ・経済的な理由により修学が難しい方 ・市内に1年以上住所を有する世帯の中で、大学院、大学、短大、専修学校の専門過程、高校（中等教育学校の後期課程や特別支援学校の高等部を含む）、高等専門学校、専修学校の高等課程に在学もしくは入学する方 ・学力優秀・品行方正であって、卒業した、または在学する学校長が推薦する方 ・他の奨学金を受けていない方</p> <p>内 容：在学又は入学する学校の正規の修学期間内を貸与期間とし、無利子で貸与します。貸与月額の上限は次のとおりです ・大学院・大学・短大・専修学校専門課程（自宅外）：30,000円 ・大学院・大学・短大・専修学校専門課程（自宅）：20,000円 ・高校生・専修学校高等課程・高等専門学校：10,000円</p> <p>問合せ：《教育総務課 総務係》 TEL：0277-76-9844</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>学校給食費無料化</p> <p>対象者：みどり市立の小・中学校に在籍する児童生徒</p> <p>内 容：みどり市立の小・中学校で児童生徒に提供される給食を無料化します。食育の教材となる給食の食材費用は市が負担し、保護者からは徴収しません。また、無料化に際し、特に条件は設けません。</p> <p>問合せ：《教育総務課 大間々学校給食センター》 TEL：0277-46-9491</p>
	<p>学校給食費補助事業【食物アレルギー対応補助金交付事業】</p> <p>対象者：食物アレルギーのため給食を食べられず、代替措置として恒常的にお弁当を持参している、無料化対象児童生徒の保護者 ※お弁当の持参については、学校長の承認・決定が前提となります。また、一部お弁当持参の場合は対象外です。</p> <p>内 容：対象となる児童生徒が在籍する学校において、学校給食の代わりに持参したお弁当を食した回数1回あたりにつき以下の金額を補助します。</p> <p>①小学校 244円 ②中学校 287円</p> <p>問合せ：《教育総務課 大間々学校給食センター》 TEL：0277-46-9491</p>
住宅支援	<p>定住促進住宅事業</p> <p>対象者：・みどり市東町地域に定住する意志を有する者 ・税の滞納の無い者 ・連帯保証人を2名(内1名はみどり市民)つけられる者 ・家賃を支払う収入がある者 ・暴力団員で無い者</p> <p>内 容：市内の東町地域の産業振興、教育・文化及び地域の活性化のため、定住を希望する者に、市の所有する集合住宅(沢入住宅)を賃貸する。</p> <p>問合せ：《建設課 住宅係》 TEL：0277-76-1904</p>
	<p>定住促進住宅用地分譲事業</p> <p>対象者：・自ら居住する住宅を建築するため、宅地を必要としている者 ・3年以内に住宅を建築（東町並分譲地は100㎡以上）し、生活の本拠とする者 ・同居の家族、または同居予定の家族のいる者 ・税の滞納の無い者 ・分譲代金を指定期日までに完納できる者</p> <p>内 容：浅原分譲地(1区画) ・面積（登記面積）301.98㎡、（敷地有効面積）253.88㎡ ・価格 3,351(千円)</p> <p>東町並分譲地(3区画) ・面積 253.36～278.39㎡ ・価格 3,040～3,361(千円)</p> <p>問合せ：《都市計画課 都市計画係》 TEL:0277-76-1903</p>
	<p>勤労者資金貸付事業</p> <p>対象者：同一事業所に1年以上継続して勤務し、市内に居住する若しくは、居住しようとする勤労者。</p> <p>内 容：住宅を建築・増改築、または既設住宅を購入するための費用及びそれに必要な宅地（400㎡以下）を購入するための資金 範囲：住宅の用に供する延べ面積は50㎡以上165㎡以下であること 増改築は、増改築面積が10㎡以上（補修は除く） 中古住宅は築後10年以内であること 融資条件：利率（固定）年2.5% 限度額 資金総額の80%以内で1,000万円以下 返済期間 20年以内</p> <p>問合せ：《商工課 商工労政係》 TEL：0277-76-1938</p>

〔東部エリア〕

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p>みどり市空き家バンク制度</p> <p>対象者：みどり市内の空き家物件を買いたい（借りたい）方あるいは売りたい（貸したい）方。</p> <p>内容：市内への移住や定住を促進するため、所有者からの申請に基づき市内の空き家物件を空き家バンクに登録し、ホームページ等で賃貸または購入希望者へ空き家情報を提供する。</p> <p>問合せ：《企画課 地域連携係》 TEL：0277-76-0962</p>
	<p>住宅環境補助事業</p> <p>(新) 対象者：みどり市に住民登録がある建物所有者で、世帯全員に市税等の滞納がないこと。施工業者が市内業者であること。</p> <p>内容：市内に存在する一般住宅に対して、住宅の一部又は全部の増改築、修繕又は模様替え、機能向上など10万円以上の工事費に対し補助率1/10上限10万円の補助事業。</p> <p>問合せ：《建設課 住宅係》 TEL：0277-76-1904</p>
	<p>住宅用新エネルギーシステム等設置補助事業(太陽光発電システム、リチウムイオン蓄電池、木質ペレットストーブ)</p> <p>対象者：・自らが居住する市内の住宅などに「太陽光発電システム」「リチウムイオン蓄電池」「木質ペレットストーブ」を設置しようとする人。 ・住宅の用に供する床面積が、延べ床面積の1/2以上である人。 ・市税（国民健康保険税を含む）を滞納していない人。 ・市が以前行っていた「太陽光発電システム設置補助金」の交付を受けていない人。（太陽光発電システムを設置する場合のみ）</p> <p>内容：【太陽光発電システム】 (対象システム) ・太陽電池モジュールの最大出力が10kW未満であり、未使用であること。 ・同一年度内に電力需給を開始するもの。 (補助金額) ・最大出力1kWあたり3万円(上限5万円) 【リチウムイオン蓄電池】 (対象システム) ・蓄電容量が1kWh以上であり、未使用であること。 ・保証書の保証開始日が同一年度内であること。 (補助金額) ・一基あたり15万円 【木質ペレットストーブ】 (対象システム) ・木質ペレットを燃料として使用する設計及び仕様となっている、未使用の暖房機器であること。 ・保証書の保証開始日が同一年度内であること。 (補助金額) ・本体等購入費+設置工事費の1/2以内の額（上限10万円）</p> <p>問合せ：《企画課 地域連携係》 TEL：0277-76-0962</p>

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p>浄化槽設置整備補助金</p> <p>対象者： ・設置場所が「公共下水道認可区域、農業集落排水区域、市の指定した区域」以外であること。 ・設置する合併浄化槽が、『環境配慮型浄化槽』であること。 ・住宅および店舗併設住宅（住宅部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上）に設置する浄化槽であること。 ・市税の滞納のないこと。 ・浄化槽を設置する前に補助金申請を行い、同年度内に設置工事が完了すること。 ・その他、浄化槽設置整備補助金交付要綱にある要件を満たしていること。 ・補助予算額には限りがあるため、すべての方に補助金を交付できないことがあります。その場合は先着順での受付となります。 ・公共事業により浄化槽や汲み取り槽の補償を受けている場合は補助対象外になります。</p> <p>内 容： 合併浄化槽（環境配慮型浄化槽）を設置する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>5人槽 240,000円 6～7人槽 306,000円 8～10人槽 408,000円</p> <p>問合せ：《都市計画課 下水道係》 TEL：0277-76-1903</p>
農業体験・就農支援	<p>貸し農園の設置（浅原体験村）</p> <p>対象者： 農業体験を行いたい方</p> <p>内 容： 面 積 1区画約40㎡ 区画数 110区画 利用料 年額8,000円 申 込 随時受付（利用期間は、1年間）</p> <p>○その他の施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コテージ（10人用、8人用、4人用）5棟 1棟12,000円から ・食堂、直売所、管理棟（シャワー、トイレ付き） ・そば打ち体験道場 そば打ち体験1名1,100円 ・バーベキューハウス ・貸出用農機（耕うん機） ・屋外トイレ ・駐車場70台分 <p>問合せ：《農林課 林政係》 TEL：0277-76-1937</p>
就業支援	<p>起業家チャレンジ資金貸付事業</p> <p>対象者： 新たに創業する者、新たな事業に業種転換する者で具体的な計画を有する者または事業開始後1年未満の者で、市税等に未納のないもの</p> <p>内 容： 資金使途：創業または業種転換のための運転資金及び設備資金 融資条件：利率（固定） 年1.7％ 限度額 1,000万円 融資期間 運転資金：5年以内、設備資金：10年以内 運転・設備併用：10年以内 取扱金融機関（申し込み先）：市内の銀行、信用金庫、信用組合</p> <p>問合せ：《商工課 商工労政係》 TEL：0277-76-1938</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>福祉医療費支給事業</p> <p>対象者： 中学校卒業までの子ども、高校生世代のかた</p> <p>内 容： 医療費（入院・外来ともに）について無料化を実施 （群馬県内の市町村で一律実施） 高校生世代については、4月1日以降に入院時にかかった医療費と食事代</p> <p>問合せ： 《健康介護課 保険医療係》 TEL：0276-82-1111（内線326）</p>
	<p>不妊及び不育症治療費助成事業</p> <p>対象者：</p> <p>内 容： 専門の医療機関で受けた不妊症及び不育症の保険医療対象外の治療及びその治療に係る検査に要した費用の自己負担額の2分の1を助成します。</p> <p>助成金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般不妊治療 1年度当たり5万円 ・特定不妊治療 1回の治療につき10万円を限度 ・男性不妊治療 1回の治療につき15万円を限度 ・不育症 1年度当たり30万円を限度 <p>問合せ： 《健康介護課 健康推進係》 TEL：0276-82-3757</p>
	<p>紙おむつ購入補助事業</p> <p>対象者：</p> <p>内 容： 町内に住所があり、1才未満児を養育するかたに、月額2,000円給付券を交付。</p> <p>問合せ： 《福祉課 子育て支援係》 TEL：0276-82-1111（内線314）</p>
	<p>チャイルドシート購入費補助事業</p> <p>対象者： 町内に住所があり、1歳未満の乳幼児を養育している次の要件を満たすかた</p> <ol style="list-style-type: none"> ①チャイルドシート購入後1年未満であること ②購入したチャイルドシートに国土交通省の認証マークが有ること（欧州・米国の適合マークも可） ③本事業に類する他の補助事業を受けていないこと <p>内 容： 自動車に乗車中の幼児の安全確保と健やかな成長を支援するため、チャイルドシートの購入者に対して、その費用の一部を補助する。</p> <p>○補助金額： 購入価格の1/2の補助金を支給（上限は1万円） ※乳幼児1名につき申請は1回まで</p> <p>問合せ： 《福祉課 子育て支援係》 TEL：0276-82-1111（内線314）</p>
	<p>子育て支援金支給事業</p> <p>対象者： 町内に住所があり、次のいずれかの要件を満たすかた。（生活実態のないかた、生活保護を受けているかたは除く）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①新たに子を出産し、その子を養育していること。 ②次年度に小学校へ入学する児童を養育していること。 <p>内 容： 町内に住所を有する者が、子どもを出産した時、又はその者の子どもが小学校に入学する時に、その子どもの区分により支援金を支給する。</p> <p>○支給額</p> <ol style="list-style-type: none"> ①第1子 30,000円 ②第2子 40,000円 ③第3子以降 60,000円 <p>問合せ： 《福祉課 子育て支援係》 TEL：0276-82-1111（内線314）</p>
	<p>産後ケア事業</p> <p>対象者： 産後2カ月未満の産婦</p> <p>内 容： 出産直後の産婦の健康面の悩みや育児への不安などを軽減するため、助産師により心身のケアや休養等の支援を行う（有料／館林厚生病院へ委託）。</p> <p>○個人負担額： 1回 2,000円（週1回で7回まで利用できます）</p> <p>問合せ： 《健康介護課 健康推進係》 TEL：0276-82-3757（板倉町保健センター）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>奨学金の貸与</p> <p>対象者：以下の要件に該当し、出身学校長又は在学学校長が適当と認め、推薦されたかた。 ①町内に1年以上居住する世帯の子弟 ②学力優秀・品行方正・身体強健な者 ③専門学校以上の学校に入学する者及び在学する者 ④経済的理由により学資の支出が困難な世帯にある子弟</p> <p>内 容：○貸与額：専門学校・短期大学・大学に在学するかた 月額50,000円以内 ○貸与期間：奨学資金の貸与期間は在学又は入学する学校の正規の修学期間</p> <p>問合せ：《教育委員会事務局 総務学校係》 TEL：0276-82-1111(内線611)</p>
	<p>小中学校児童生徒給食費の無料化</p> <p>対象者：町立小中学校に在籍し食物アレルギーを持つ児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当するかた。 ①弁当対応をする児童生徒の保護者 ②弁当対応をし、学校給食の牛乳のみ支給を受ける児童生徒の保護者 ③学校給食の牛乳の支給を受けることができない児童生徒の保護者</p> <p>内 容：町立小中学校に在籍する児童生徒の給食費を、町が全額負担します。 また、給食費の無料化に伴い、食物アレルギーの理由で、給食の代わりに弁当対応をしている児童生徒について、保護者にその経費（給食費相当）を補助します。</p> <p>問合せ：《教育委員会事務局 総務学校係》 TEL：0276-82-1111(内線611)</p>
住宅支援	<p>町営住宅の紹介</p> <p>対象者：①町内に住んでいるかまたは勤めていて、住宅に困っているかた ②住民税の滞納のないかた ③同居を予定している親族がいるかた ※単身者でも、次の場合申込できます ア) 60歳以上のかた イ) 生活保護を受けているかた ウ) その他</p> <p>内 容：○要件： ①敷金(家賃の3か月分)を納入できるかた ②連帯保証人1人を立てられるかた ③入居可能日から15日以内に入居できるかた ④前年中の収入(同居予定親族の収入を含む)が、国の定める収入基準に当てはまるかた</p> <p>問合せ：《都市建設課 計画管理係》 TEL：0276-82-1111（内線422）</p>
	<p>勤労者住宅建設資金融資</p> <p>対象者：町内に居住又は勤務先を有する勤労者で、町内に自己の居住用住宅用地を取得し及び住宅の建築又は取得（住宅の新築、増築及び改築又は既存住宅の取得）をしようとする者。 ただし、増築、改築の場合は、その面積が現在居住する居宅の2分の1以上で、33㎡を下らないものとする。</p> <p>内 容：融資条件 (1) 融資限度額 500万円以内 (2) 融資利率 年率7%以内で町長が定める利率 (3) 融資期間 20年以内 (4) 最終返済年齢 65歳まで</p> <p>問合せ：《産業振興課商工観光係》 TEL：0276-70-4040</p>
	<p>住宅リフォーム支援事業</p> <p>対象者：</p> <p>内 容：町内の産業振興を図るために、町内の業者により一定の条件に基づく個人住宅等のリフォーム工事を行ったかたへ、工事費の10%（限度額10万円）を、板倉町商工会の商品券で助成します。</p> <p>問合せ：《産業振興課商工観光係》 TEL：0276-70-4040</p>

〔東部エリア〕

分類	事業名（対象者・内容）																		
住宅支援	<p>住宅取得支援事業</p> <p>対象者：</p> <p>内 容： 人口減少を抑制し、移住の促進と地域の活性化を図るため、本町に移り住むために住宅を取得するかたに対して、住宅取得に係る補助金を交付します。住宅取得価格の3%（上限30万円）</p> <p>問合せ：《都市建設課 計画管理係》 TEL：0276-82-1111（内線422）</p>																		
農業体験・就農支援	<p>貸し農園の設置（ふれあいファーム板倉）</p> <p>対象者：</p> <p>内 容： ○都市と農村の交流事業を通じ作物を作る喜びや農業への関心を深めてもらうことを目的とする。 ○内容：利用期間は1年間</p> <p>○利用区画数：90区画</p> <table border="0"> <tr> <td>内</td> <td>15㎡</td> <td>2区画</td> </tr> <tr> <td></td> <td>24㎡</td> <td>18区画</td> </tr> <tr> <td></td> <td>28㎡</td> <td>2区画</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30㎡</td> <td>66区画</td> </tr> <tr> <td></td> <td>45㎡</td> <td>1区画</td> </tr> <tr> <td></td> <td>52㎡</td> <td>1区画</td> </tr> </table> <p>問合せ：《産業振興課農政係》 TEL：0276-82-1111（内線411）</p>	内	15㎡	2区画		24㎡	18区画		28㎡	2区画		30㎡	66区画		45㎡	1区画		52㎡	1区画
内	15㎡	2区画																	
	24㎡	18区画																	
	28㎡	2区画																	
	30㎡	66区画																	
	45㎡	1区画																	
	52㎡	1区画																	
就業支援	<p>創業支援事業</p> <p>対象者：町内で創業を目指す方</p> <p>内 容： 産業振興課産業政策係内に創業支援に関する連絡窓口を設置し個別相談を実施するとともに、必要に応じ商工会、町内金融機関及び群馬県商工会連合会等の関係機関と連携して、町内で創業を希望する方へそれぞれの段階に応じた適切な創業支援策を提供します。</p> <p>問合せ：《産業振興課商工観光係》 TEL：0276-70-4040</p>																		

明和町

最終更新：H30/8/3

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>出産祝金支給事業</p> <p>対象者： お子さんを出産したかたに、町より祝金が支給されます。町税を滞納していないかた、明和町に1年以上の居住があるかたが対象となります。また、出産時に1年に満たないかたでも、町民となって1年を経過すれば申請可。それぞれ60日以内の申請が必要。</p> <p>内 容： 第1子10万円、第2子20万円、第3子以降30万円を段階的に支給します。</p> <p>問合せ：《介護福祉課 福祉係》 TEL：0276-84-3111（内線153）</p>
	<p>不妊治療費助成事業</p> <p>対象者： 特定不妊治療費：特定不妊治療費（体外受精および顕微授精）の医療保険適用外の検査費および診療費を補助するもの。 一般不妊治療費：医師の診断を受けた不妊治療で、特定不妊治療（体外受精等）を除く検査費および治療費、薬剤投与費（男性不妊も含む）を補助するもの。 両治療費とも戸籍上の夫婦であって、1年以上明和町に居住しているかた。町税の滞納のないかた。</p> <p>内 容： 特定不妊治療費：治療費の1/2で上限額15万円（年度あたり） 一般不妊治療費：治療費の1/2で上限額10万円（年度あたり）</p> <p>問合せ：《健康づくり課 健康づくり係》 TEL：0276-84-3111（内線172）</p>
	<p>不育症治療費助成事業</p> <p>対象者： 不育症（妊娠するが、流産・死産などにより子どもに恵まれない状態）の検査費及び治療費、薬剤投与費を補助するもの。 1年以上明和町に居住しているかた。町税の滞納のないかた。</p> <p>内 容： 治療費の1/2補助（上限30万円）※年度あたり</p> <p>問合せ：《健康づくり課 健康づくり係》 TEL：0276-84-3111（内線172）</p>
	<p>産後ケア事業</p> <p>対象者： ・産後2ヶ月未満の母親のうち、家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられないかた。 ・育児に対する不安が強いかた。</p> <p>内 容： ・産婦の母体管理及び生活面の指導 ・授乳や乳房ケア等の母乳育児指導 ・沐浴等の育児指導に関することなど</p> <p>利用回数5回まで 1回につき2,000円</p> <p>問合せ：《健康づくり課 健康づくり係》 TEL：0276-84-3111（内線172）</p>
	<p>乳幼児用補助装置購入費補助金</p> <p>対象者： 明和町に住所を有し、町税を滞納していないかたで、0歳以上6歳未満の乳幼児のため国土交通省の定める安全基準に適合するチャイルドシートを購入した保護者。</p> <p>内 容： チャイルドシート購入時の費用を1/2補助（上限1万5000円） ※乳幼児1人につき1台・1回限り</p> <p>問合せ：《総務課 安心安全係》 TEL：0276-84-3111（内線212）</p>
	<p>子どものインフルエンザ予防接種助成</p> <p>対象者： 1歳～15歳の子どものインフルエンザ予防接種を受けた場合。</p> <p>内 容： 1回につき費用の2分の1（上限2000円）を助成する。 ※2回まで申請可能</p> <p>問合せ：《健康づくり課 健康づくり係》 TEL：0276-84-3111（内線172）</p>

〔東部エリア〕

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>福祉医療費(子ども医療費)支給事業</p> <p>対象者： ①子ども（中学校卒業まで） 【入院・外来】 ②高校生世代（18歳の年度末まで） 【入院のみ】</p> <p>内 容： ①子ども（中学校卒業まで）：医療費（入院・外来ともに）について無料化を実施（群馬県内の市町村で一律実施） ②高校生世代（18歳の年度末まで）：医療費（入院のみ）について無料化を実施</p> <p>問合せ：《健康づくり課 保険年金係》 TEL：0276-84-3111（内線173）</p>
	<p>認定こども園 明和こども園(ハローイングリッシュ事業)</p> <p>対象者： ①0歳から就学前の保育に欠ける児童（長時間保育） ②3歳から就学前の児童（短時間保育）</p> <p>内 容： 3歳以上児について、人間形成の基礎を培う幼児教育を、保護者の就労形態等に区分されない一元化した教育・保育として提供する。 英語による保育を重視し、専任の外国人講師を置き、自然で無理のない環境の中で英語の基礎づくりを行う。</p> <p>問合せ：《明和町立明和こども園》 TEL：0276-80-7711</p>
	<p>多子軽減の拡充</p> <p>対象者： 保護者及び対象児童が明和町に住所を有し、子どもを3人以上扶養していること。</p> <p>内 容： 3歳未満児における第3子以降の児童に係る保育料を、申請により無料にする。（小学校就学前までの範囲を無制限とする。）</p> <p>問合せ：《明和町立明和こども園》 TEL：0276-80-7711</p>
	<p>奨学金の貸与</p> <p>対象者： 以下の要件に該当し、出身学校長又は在学学校長が適当と認め、推薦されたかた。 ①町内に1年以上居住する世帯の子弟 ②品行方正で進学の意欲と能力を有する者 ③経済的理由により学資の支出が困難な世帯にある子弟</p> <p>内 容： 高等学校 月額1万円、高等専門学校 月額2万円、大学 月額4万円を貸与する。 学校卒業後、1年を経過した年の翌月から貸与年数の2倍に相当する期間内に、月賦または年賦で返済する。</p> <p>問合せ：《学校教育課 総務係》 TEL：0276-84-3111（内線242）</p>
住宅支援	<p>町営住宅の斡旋</p> <p>対象者： 町営住宅入居希望者</p> <p>内 容： 町のホームページにて入居資格・申込方法を掲載。</p> <p>問合せ：《都市建設課 企業立地推進室 都市開発係》 TEL：0276-84-3111（内線135）</p>
	<p>住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金</p> <p>対象者： 自ら居住する住宅（併用住宅含む）に対象システムを設置した方、又は町内に自ら居住するため建売住宅供給者等から対象システム付き住宅を購入した方。 ①住民基本台帳に記録されていること。 ②対象者の属する世帯全員に町税等に滞納がないこと ③申請の日が電力会社との電気受給契約の日から1年を経過していないこと。</p> <p>内 容： 2万円×太陽電池モジュールkw（小数点第3位を四捨五入）千円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てる。（上限10万円）</p> <p>問合せ：《住民環境課 環境保全係》 TEL：0276-84-3111（内線145）</p>
	<p>雨水浸透柵設置費補助金</p> <p>対象者： 自ら居住する住宅（併用住宅含む）に雨水浸透柵を設置した方。 ①住民基本台帳に記録されていること。 ②対象者の属する世帯全員に町税等に滞納がない方。 ③設置工事が完了した日から1年を経過していないこと。</p> <p>内 容： 6千円/1基（上限6万円）</p> <p>問合せ：《住民環境課 環境保全係》 TEL：0276-84-3111（内線145）</p>

分類	事業名 (対象者・内容)
住宅支援	<p>住宅リフォーム補助金</p> <p>対象者：町内の施工業者によるリフォーム工事を行う方で、次の要件全てに該当する方。 ①明和町に1年以上住所を所有する方 ②住宅を自ら所有し、かつ居住している方 ③町税及び使用料等を完納している方 ④当該工事について、町で実施している他の住宅改造補修費補助金等の交付を受けていない方</p> <p>内 容：自己用住宅の修繕・増築等で工事金額が20万円以上（消費税を除く）の場合が対象となり、工事費の5%（但し千円未満は切り捨て）、補助金の最高額は10万円。 ※該当住宅につき1回限り</p> <p>問合せ：《産業振興課 商工係》 TEL：0276-84-3111（内線124）</p>
	<p>農業次世代人材投資資金</p> <p>対象者：独立・自営就農時期の年齢が原則45歳未満であり、農業経営者となることについて強い意欲を有している方。 ①農地の所有権又は利用権を交付対象者が有しており、原則として交付対象者の所有と親族以外からの賃借が主であること。 ②主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。 ③生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。 ④交付対象者の農産物等の売上や経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。 ⑤所有権を交付対象者に移転することを確約すること。</p> <p>内 容：経営開始直後の新規就農者に対して農業次世代人材投資資金を交付する。 1人あたり年間150万円 交付期間は最長5年間</p> <p>問合せ：《産業振興課 農政係》 TEL：0276-84-3111（内線122）</p>
農業体験・就農支援	<p>就農研修制度</p> <p>対象者：町の特産である「梨」の就農を希望する方 ※「きゅうり」の就農を希望する方も別途制度あり</p> <p>内 容：1～2年間地元農家の元で研修を行い、栽培技術、販売技術を学ぶ。 梨園の幹旋、住まいの幹旋、販路の幹旋、農機具の幹旋等、町、群馬県、JA、指導農家との協議会による研修から就農までのトータル支援を実施。 地域おこし協力隊として活動することも可（一定報酬。一部条件あり）。</p> <p>問合せ：《産業振興課 農政係》 TEL：0276-84-3111（内線122）</p>
	<p>果樹園芸関係補助金</p> <p>対象者：町の特産である「梨」の就農者及び就農をする方</p> <p>内 容： ①果樹園流動化促進整備補助金 果樹園賃借料の1/2補助（上限3万円） ②果樹園芸施設整備補助金 施設の整備費用の1/2補助（上限40万円）</p> <p>問合せ：《産業振興課 農政係》 TEL：0276-84-3111（内線122）</p>
	<p>ふれあい家庭菜園</p> <p>対象者：明和町内に在住する農業者以外の方</p> <p>内 容：町では農業者以外の方が、野菜や花等を栽培して農業に対する理解を深めるために、一区画30平方メートルの農園を貸付を行う。 ・使用料：1区画3,000円/年 ・貸付期間：1年</p> <p>問合せ：《産業振興課 農政係》 TEL：0276-84-3111（内線122）</p>

[東部エリア]

分類	事業名（対象者・内容）
その他	<p>先進安全自動車購入補助金</p> <p>対象者： ①新車登録日及び申請日に、町内に住所を有している満65歳以上 ②非営利かつ自ら使用する目的で新車を購入した ③自動車運転免許証（有効期限内）を保有している ④町税を滞納していない 以上の全てを満たす個人の方（一人一回限り）</p> <p>内 容： 先進安全自動車（①衝突被害軽減ブレーキ②車線維持支援制御装置、車線逸脱警報装置又はふらつき注意喚起装置③ペダル踏み間違い時加速抑制装置の3つ全てを備えた新車）の購入に定額5万円を補助</p> <p>問合せ： 《総務課 安全安心係》 TEL：0276-84-3111（内線212）</p>
	<p>指定ごみ袋の無料化</p> <p>対象者： 町内に住民登録のある方、又は、町外から新規に転入し住民登録をされた方（転入条件によっては該当しない場合もあります。）</p> <p>内 容： 可燃ごみ指定袋と交換できる引換券を配布することで、引換券枚数分を無料化するもの。引換券は1人当たり年間3枚を限度として世帯主に配布する。（なお、新規転入については、転入時期により枚数が変わります。） 引換券1枚で大きいごみ袋（40リットル）10枚、または小さいごみ袋（20リットル）20枚と交換できる。引換券の有効期間は当該年度の年度末3月31日まで。</p> <p>問合せ： 《住民環境課 環境保全係》 TEL：0276-84-3111（内線145）</p>
	<p>防災行政無線の戸別受信機の貸出し</p> <p>対象者： 明和町に居住している方で、貸出しを希望している世帯</p> <p>内 容： 上記対象者に防災行政無線の戸別（家庭用）受信機を預かり金1万円にて貸し出す。</p> <p>問合せ： 《総務課 安全安心係》 TEL：0276-84-3111（内線212）</p>
	<p>勤労者生活資金</p> <p>対象者： 町内に1年以上居住し、同一事業所に1年以上継続して勤務している方（町税を完納している方）</p> <p>内 容： 医療費、冠婚葬祭費、教育費、耐久消費財購入費等に貸付（融資限度額100万円）。融資期間5年以内、利率年2.1%</p> <p>問合せ： 《産業振興課 商工係》 TEL：0276-84-3111（内線124）</p>
	<p>明和Mターン促進奨励金</p> <p>(新) 対象者： ①新規に住宅を取得した方（新築住宅又は中古住宅を購入して平成30年4月1日以降に転入した町内在勤者又は就農者） ②借家等に転入し、町内に就労・就農した方（平成30年4月1日以降に転入した町内在勤者又は就農者） ③町内転入者、新規就労者を雇用した事業者 ※上記条件は一部です。詳細は下記問合せ先にお尋ね下さい。</p> <p>内 容： 町の雇用促進及び定住人口の増加を図るため、上記該当者に奨励金を交付します。 ①30万円②15万円③5万円</p> <p>問合せ： 《産業振興課 商工係》 TEL：0276-84-3111（内線124）</p>

千代田町

最終更新：H30/5/25

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>子ども医療費無料化</p> <p>対象者：（１）中学校卒業までの子ども （２）高校生世代の子ども</p> <p>内容：（１）医療費（入院・外来ともに）について無料化を実施。（群馬県内の市町村で一律実施） （２）入院費を助成（婚姻したことのない方）。（町単独事業）</p> <p>問合せ：《住民福祉課 保険年金係》 TEL：0276-86-7001（直通）</p>
	<p>チャイルドシート購入費補助</p> <p>対象者：・購入チャイルドシートが国土交通省及び欧州ECE等で定める安全基準に適合していること。 ・購入時点で母子健康手帳の交付を受けている方、または乳幼児が満6歳未満。 ・購入日及び申請日に当該乳幼児及び親権者が千代田町内に住所を有していること。 ・親権者が町税を滞納していないこと。</p> <p>内容：○補助台数：1世帯につき、1台1回限りの交付 ○補助金額：購入価格（消費税含む）の50%、上限20,000円（1,000円未満切り捨て）。</p> <p>問合せ：《健康子ども課 子育て支援係》 TEL：0276-86-5411</p>
	<p>産後ケア事業</p> <p>対象者：産後2カ月未満の産婦</p> <p>内容：出産直後の産婦の健康面の悩みや育児への不安などを軽減するため、助産師により心身のケアや休養等の支援を行う（有料：館林厚生病院へ委託）</p> <p>問合せ：《健康子ども課 健康推進係》 TEL：0276-86-5411</p>
	<p>不妊治療助成事業</p> <p>対象者：申請日において夫若しくは妻のいずれか一方又は双方が千代田町に住所があり、1年以上経過している。法律上の夫婦であること。町税及び国民健康保険税の滞納がない者。</p> <p>内容：不妊治療を行う方を対象に費用の一部を助成。 ○対象となる治療：医師の診断を受けた不妊治療で、医療保険対象以外の検査費及び治療費 ○助成額：1年度当たり上限30万円（治療費の1/2以内）ただし県の助成を受ける場合はその助成額を減じた額の1/2（上限30万円）助成期間は連続する5年度まで。</p> <p>問合せ：《健康子ども課 健康推進係》 TEL：0276-86-5411</p>
	<p>不育治療助成事業</p> <p>対象者：申請日において夫若しくは妻のいずれか一方又は双方が千代田町に住所があり、1年以上経過している。法律上の夫婦であること。町税及び国民健康保険税の滞納がない者。</p> <p>内容：不育治療を行う方を対象に費用の一部を助成 ○対象となる治療：医師の診断を受けた不育治療で医療保険対象以外の検査費及び治療費 ○助成額：1年度当たり上限30万円（治療費の1/2以内）助成期間は5年度まで。</p> <p>問合せ：《健康子ども課 健康推進係》 TEL：0276-86-5411</p>
<p>子育て支援事業（一時預かり事業）</p> <p>対象者：千代田町に住所を有し家庭において乳幼児の子どもを養育している方（保育園・幼稚園などの施設に通っている家庭は利用不可。）</p> <p>内容：病気・冠婚葬祭・育児疲れなどにより、一時的に保育を必要とする場合、保育園で子どもを預かり保育をします。なお、事前に町立西保育園にて、利用申込書に記入・提出の上、利用できます。</p> <p>問合せ：《健康子ども課 子育て支援係》 TEL：0276-86-5411</p>	

〔東部エリア〕

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>幼稚園給食費の軽減</p> <p>対象者：</p> <p>内 容： 町立幼稚園の給食費を軽減することによって、子育て家庭の経済的支援を図ります。</p> <p>○軽減内容 給食費の軽減対象者（小学校3年生までの兄、姉がいること・所得制限なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2子 半額免除 ・第3子以降 全額免除 <p>問合せ：《健康子ども課 東幼稚園》TEL:0276-86-3502 《健康子ども課 西幼稚園》TEL:0276-86-3220</p>
	<p>健康相談事業</p> <p>対象者：</p> <p>内 容： 千代田町健康ダイヤル いつでもどこからでも、千代田町民の方のみサービスを利用でき（国内のみ）、健康、医療、育児、介護、メンタルヘルス、医療機関情報等の相談に24時間体制で応じる電話相談。相談料及び通話料（フリーダイヤル）は、無料です。</p> <p>問合せ：《住民福祉課 保険年金係》 TEL：0276-86-7001（直通）</p>
	<p>奨学金貸与事業</p> <p>対象者： 高校卒業後、大学・短大等に進学する方または在学中の方で、勉学の意欲と能力を有するにもかかわらず、経済的理由により就学困難な方</p> <p>○対象 次の（1）（2）（3）に該当し、出身学校長又は在学学校長が適当と認め、推薦した者でなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）保護者又は本人が町内に1年以上居住していること （2）学力優秀、品行方正及び心身健全であること （3）経済的な理由により、修学が困難であること <p>内 容： 町の予算の範囲内において、必要な資金「奨学金」を貸与して、有為な人材を育成しています。</p> <p>○貸与金額 ・月額 5万円以内（無利子）</p> <p>○返済期間 ・貸与終了後1年据え置き、貸与期間の2倍に相当する期間以内（正当な理由なく返済が遅滞した場合は、延滞金を徴収）</p> <p>問合せ：《教育委員会》 TEL：0276-86-7008（直通）</p>
	<p>公共交通機関による遠距離通学者助成事業</p> <p>対象者： 高等学校、大学若しくは専修学校等に通う学生</p> <p>内 容： 保護者の経済的負担の軽減、学生の定住及び公共交通利用促進を図るため、町内に在住する学生の遠距離通学のために必要な定期券（電車、路線バス）の購入に係る費用の一部を補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○1ヶ月当りの定期券購入額の1/2とし、補助の月額上限は1万円とします。 ○平成28年度～平成30年度までの時限措置 <p>問合せ：《総務課 企画調整係》TEL0276-86-7007（直通）</p>
住宅支援	<p>定住促進住宅用地分譲事業</p> <p>対象者：</p> <p>内 容： 「ふれあいタウンちよだ」住宅団地分譲中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東武伊勢崎線川俣駅から車で約10分 ・分譲価格 4,848,900円～ <p>「千代田町舞木土地区画整理事業」保留地分譲中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東武伊勢崎線川俣駅から車で約20分 ・分譲価格 5,060,300円～ <p>問合せ：《ふれあいタウンちよだ現地案内所》TEL:0276-86-7500 《千代田町舞木土地区画整理組合事務局（千代田町役場内）》TEL:0276-86-7003（直通）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p>勤労者住宅資金利子補給事業</p> <p>対象者：</p> <p>内 容： 勤労者の住宅建設資金に対し利子補給の措置を講じ、住宅建設を促進し、勤労者福祉の増進と生活の安定を図ります。</p> <p>○融資対象及び条件：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町税を完納、町内に1年以上居住及び事業所に1年以上勤務 ・群馬県企業局及び西邑楽土地開発公社が分譲する住宅団地に土地を取得 ・舞木土地区画整理組合に土地を取得及び借地 ・融資限度額700万円以内 ・融資利率 町と金融機関で協議 ・融資期間 20年以内 ・償還方法 元利均等の月賦償還又は半年賦併用月賦償還 ・最終変換年齢 満65歳まで <p>○利子補給：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議した利率のうち1%を限度とする ・利子補給の額は、融資開始から10年以内 <p>○住宅の規模、程度：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床面積165㎡以下、かつ33㎡をくだらない ・増築改築の場合は現在居住の1/2以上 ・専用住宅であること <p>問合せ：《経済課 商工観光係》TEL0276-86-7005（直通）</p>
	<p>町営住宅の紹介</p> <p>対象者： 町営住宅への入居を申し込むには、下記の入居資格を全て満たす必要があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現在同居中か、または同居予定の親族がいること（内縁、婚約者を含む）。 2. 申込者と、同居（予定）者の合計収入が月額15万8千円以下であること。 3. 市町村税等を滞納していないこと。 4. 現に住宅に困窮していることが明らかであること。 5. 次の要件を満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定日までに敷金（家賃の3ヶ月分）を納入できること。 (2) 連帯保証人1名を立てられること。 (3) 入居可能日から15日以内に入居し、住民票を異動できること。 <p>※上記の要件は、世帯の状況により変わりますので、詳しくはお問合せください。</p> <p>内 容： 町営住宅は、住宅に困っている比較的所得の低い方に、安価な家賃で賃貸する住宅です。</p> <p>問合せ：《都市整備課 土木管理係》 TEL：0276-86-7003（直通）</p>
	<p>住宅リフォーム補助金事業</p> <p>対象者： ・町内在住者で住民登録をしていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が町税及び国民健康保険税を滞納していないこと。 ・当該工事について、町で実施している他の制度の住宅の改造、補修に係る補助金等の交付を受けていないこと。 <p>内 容： 建築関連産業を中心とした地域経済の活性化と住環境の質の向上を図るため、住宅リフォームに要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付します。</p> <p>○対象となるリフォーム工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事金額が20万円以上（消費税分除く） ・町内施工業者による住宅リフォーム工事 <ul style="list-style-type: none"> ※暴力団または暴力団員等が経営または関係する業者を除く。 ・当該工事を行う住宅の築年数が10年以上 <p>○補助金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費税を除いた総工事金額の10%（ただし、千円未満は切り捨て） ・補助金限度額20万円 <p>問合せ：《経済課 商工観光係》TEL0276-86-7005（直通）</p>

〔東部エリア〕

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p>移住者住宅取得費等補助金交付事業</p> <p>対象者： 過去5年間以上本町に住所を有しない(ただし、初めて町外から町内の賃貸アパートに在住の方は除く)40歳以下の世帯</p> <p>内 容： 本町へ移住する方の住宅の新築又は購入、中古住宅の購入に要する経費に対し、補助金を交付し移住促進を推進します。</p> <p>○基本額 住宅の新築費又は中古住宅購入費等の経費の1/2以内(ただし限度額は、新築30万円、中古20万円とします。)</p> <p>○加算額 中学生以下の子どもがいる世帯10万円、ふれあいタウンちよだ分譲地又は舞木区画整理地内保留地の購入者20万円を加算します。)</p> <p>○平成28年度～平成31年度までの時限措置</p> <p>問合せ：《都市整備課 都市計画係》TEL0276-86-7003(直通)</p>
	<p>新婚世帯家賃応援補助事業【新婚さん、いらっしやい事業】</p> <p>対象者： 町外から町内に民間賃貸住宅に転入する夫婦で、二人とも40歳以下で、かつ婚姻後2年以内の新婚世帯</p> <p>内 容： 本町では、新婚世帯にとって住みやすく、支援が充実している町であることを町内外に広くアピールし、新婚若者世帯の町外への流出防止、及び新たな新婚若者世帯を町外から呼び込む両面から定住促進と人口増加の対策を推進します。</p> <p>○補助金額 実質家賃(勤務先等からの住宅手当等を控除した額)の2割相当額、月額上限1万円を最長24か月補助</p> <p>○平成28年度～平成31年度までの時限措置 (※新規受付は平成28年度～平成30年度までとします。)</p> <p>問合せ：《都市整備課 土木管理係》TEL0276-86-7003(直通)</p>
	<p>三世帯同居等支援補助金交付事業</p> <p>対象者：</p> <p>内 容： 新たに三世帯（親と子と孫）が同居するために、住宅の新築、購入又は増改築工事に要する費用の一部を補助することにより、世代間で相互に支えながら生活する多世代家族の形成を推進するとともに、高齢者の孤独防止及び子育て支援等の家族の絆の再生を図り、本町の定住人口の増加をめざします。</p> <p>○補助金額 新築・改築・増築した費用の1%相当額（上限20万円）を補助。 住宅取得等に関して、町内事業者を利用した場合は、5万円相当分の千代田町商工会が発行する商品券を進呈。</p> <p>○平成28年度～平成30年度までの時限措置</p> <p>問合せ：《総務課 企画調整係》TEL0276-86-7007(直通)</p>
農村体験・就農支援	<p>ふれあい農園</p> <p>対象者： 千代田町内に在住する農業者以外の町民</p> <p>内 容： 町では農業者以外の方が、気軽に野菜や花等を栽培して、自然とふれあい、農業に対する理解を深めるために、一区間50平方メートルの農園を貸出しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区 画：34区画（一区画あたり50㎡） ・使用料：1区画5,000円/年 ・貸付期間：3年 <p>問合せ：《経済課 農政係》 TEL：0276-86-7005(直通)</p>
	<p>農業次世代人材投資資金事業</p> <p>対象者： 独立・自営就農時の年齢が45歳未満の農業経営に強い意欲を持っている新規就農者</p> <p>内 容： 最長5年間で年間150万円以内（本人前年所得により変動）の資金を交付します。</p> <p>問合せ：《経済課 農政係》 TEL：0276-86-7005(直通)</p>
就労支援	<p>創業支援事業</p> <p>対象者： 町内で創業を目指す方</p> <p>内 容： 経済課内に創業支援相談に関する相談窓口を設け、商工会・町内金融機関と連携し、創業希望者の必要な要素に対して適切な創業支援の提供を行います。</p> <p>問合せ：《経済課商工観光係》TEL：0276-86-7005(直通)</p>

【千代田町】

大泉町

最終更新：H30/5/25

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>子ども医療費無料化</p> <p>対象者：①出生から中学校卒業までの子ども（群馬県内の市町村で一律実施） ②中学校卒業から18歳の年度末までの子ども（市町村民税非課税等一定の要件あり）</p> <p>内 容：保険診療の医療費を無料化 対象者①入院・外来ともに対象 対象者②入院のみ対象</p> <p>問合せ：《国民健康保険課 国民健康保険係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p>
	<p>保育料補助 ①・②保育料の減免 ③就園奨励費補助金</p> <p>対象者：①18歳までの子どもが3人以上いる家庭の3人目以降で、町から保育（2、3号）認定を受け、保育園・認定こども園等に通う子ども ②小学3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目以降の子どもが、町から教育（1号）認定を受け、幼稚園・認定こども園を利用している子ども ③子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園に通う満3歳児から5歳児</p> <p>内 容：①保育（2・3号）認定者：3人目以降の子どもの保育料は無料です。 ※小学校就学前の子どもの人数が2人以上の場合は2人目の保育料は半額です。 ②教育（1号）認定者：保育料について、2人目は半額、3人目以降は無料です。 ③就園奨励費補助金 子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園に入園している世帯の所得状況に応じて、入園料・保育料の減免を行います。</p> <p>問合せ：《こども課 教育保育係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p>
	<p>子育て育児用品購入費等助成事業</p> <p>対象者：次に定めるすべての要件を満たす保護者 ①本町の住民基本台帳に記載されている乳児（1歳未満児）を現に監護していること。 ②本町の住民基本台帳に記載されていること。 ③本町の町税を完納していること。</p> <p>内 容：乳児の誕生日から満1歳となる日までの間に、保護者が町内の小売販売店等において購入または利用した次の子育て育児用品の購入経費等を対象として、乳児1人につき1回限りで10,000円を上限額として助成します。 ①おむつ関連用品 ②授乳関連用品 ③加工済みの乳児用食品や乳児用衣類、寝具、ベビーカーその他の育児用品 ④大泉町ファミリー・サポート・センターにおけるママヘルプ事業に係る各種サービス</p> <p>問合せ：《こども課 子育て支援係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p>
	<p>子育て援助活動支援事業（大泉町ファミリー・サポート・センター事業）</p> <p>対象者：・援助を受けたい人：おねがい会員…生後6ヶ月から小学6年生までの子どもをお持ちの人 ・援助を行いたい人：まかせて会員…心身共に健康で、講習会を受講していただいた人 ・両方を行いたい人：どっちも会員…おねがい会員、まかせて会員の両方を兼ねる人</p> <p>内 容：子育て中の保護者の日常生活を支援するため、援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、センターを通じて育児の助け合いを有料で行う事業です。</p> <p>○事業内容 ・保育園、幼稚園、小学校等への送迎 ・放課後の預かり ・夏休み、冬休みの終日預かり ・冠婚葬祭や保護者の病気、その他急用の場合の預かり ・買い物など、外出の際の預かり ・病児、病後児の緊急預かり</p> <p>○利用料等 利用料については、援助の内容や曜日などにより、1時間当たり700円～1,600円（援助の時間が30分未満である場合は、その半額）となり、援助の終了後にお願ひ会員からまかせて会員へ直接お支払いいただきます。</p> <p>問合せ：《こども課 子育て支援係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p>

〔東部エリア〕

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>ママヘルプ事業（大泉町ファミリー・サポート・センター事業）</p> <p>対象者： ・出産の予定日の1ヶ月前（多胎妊娠の場合においては、出産の予定日の2ヶ月）から出産の日後1年を経過する日の前日までの女性 ・大泉町ファミリー・サポート・センターへ利用登録の届け出を行った人 ・次に定めるすべての要件を満たす人 ①本町に居住し、本町の住民基本台帳に記録されていること。 ②入院等をしていないこと。 ③一日の全部または一部において、育児や家事などを代わりに行う家族がいない状態であること。</p> <p>内 容： 妊娠中や産後の身体や心が疲れている時期に、有料で家事援助や育児補助を行う事業です。利用希望者からの依頼に応じて、大泉町ファミリー・サポート・センターが次の育児や家事等の必要なサービスを提供する人（まかせて会員）を紹介します。 ①乳児の沐浴介助その他の育児の補助 ②食事の準備および後片付け ③居室等の掃除および整理整頓 ④衣類の洗濯など、育児や家事等の必要な援助 ○利用料等 利用料については、初回2時間まで（多胎妊娠の場合は2回4時間まで）の利用は無料となりますが、その後の利用は1時間当たり700円（土・日・祝日は800円）となり、サービスの終了後に、「おねがい会員」から「まかせて会員」へ直接お支払いいただきます。</p> <p>問合せ： 《こども課 子育て支援係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p>
	<p>学童保育学習サポート事業</p> <p>対象者： 各児童館の学童保育を利用している児童（小学1年生～6年生）</p> <p>内 容： 学童保育の時間の中で、学校の宿題等の学習支援を行う。（週3回）</p> <p>問合せ： 《こども課 子育て支援係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p>
	<p>不妊・不育症治療費助成制度</p> <p>対象者： ・不妊症、不育症と診断された法律上の夫婦 ・夫又は妻のいずれか一方または双方が、大泉町の住民基本台帳に記載され、1年以上経過していること。 ・町税の滞納がない世帯</p> <p>内 容： 医療保険適用以外の治療費の2分の1を助成 ・不妊症：1年度あたり10万円を上限とし、連続する5年度まで ・不育症：1回あたり30万円を限度とし、夫婦一組につき5回まで</p> <p>問合せ： 《健康づくり課 健康づくり係》 TEL：0276-62-2121（代表）</p>
	<p>産前・産後サポート事業</p> <p>対象者： 町内に住所を有する妊婦、産婦及びその家族 産後ケアについては、町内に住所を有する生後2ヶ月未満の乳児及びその母親</p> <p>内 容： 出産間近な妊婦や出産後間もない母子及びその家族に対して保健師等による相談・訪問を行い、子育てに必要なサービスを紹介し、妊産婦及び家族の出産前後の不安を解消できるようサポートを行う。 ・妊産婦等の悩みや産前産後の心身の不調に関する相談支援 ・保健師等による訪問指導 ・地域の子育て支援サービス等の紹介 ※特に産後ケアについては、委託施設にて実施。 内容については次のとおり。 ・母乳相談、授乳指導、乳房ケア、沐浴指導など育児に関する相談、産婦が休養できる場の提供など （利用料金1日2,000円（昼食代含む））</p> <p>問合せ： 《健康づくり課 健康づくり係》 TEL：0276-62-2121（代表）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p>勤労者住宅資金融資</p> <p>対象者：勤労者であって、町内に自己の居住の用に供する住宅を新築、取得または増改築しようとする人で、町税（大泉町町税条例（昭和32年大泉町条例第38号）第3条に規定する町税をいう。）を完納している人。</p> <p>内容：勤労者に対し、住宅の新築等に必要な資金を融資することにより、勤労者の福祉の増進と生活の安定をはかります。</p> <p>【条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の新築、取得に必要な資金 ・住宅の増改築に必要な資金 ・担保などは取扱金融機関の定めによる <p>【限度額】</p> <p>新築：1,000万円以内 増改築：400万円以内（前々年度以降土地取得した場合は、300万円以内で加算できます）</p> <p>【期間】</p> <p>新築：20年以内 増改築：10年以内 （それぞれ3ヶ月以内の据え置き可）</p> <p>【利率】</p> <p>年3.3%（ただし中央労働金庫のみ2.7%） ※別途保証料が必要です。</p> <p>問合せ：《経済振興課 商工振興係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p>
	<p>住宅リフォーム補助制度</p> <p>対象者：・大泉町小規模修理・修繕契約希望者登録名簿に登録されている業者又は大泉町商工会建設部に加盟している業者によりリフォーム工事を行うこと ・所有者が大泉町に住所を有し、本人が居住する住宅であること ・世帯全員が町税を滞納していないこと ・町のほかの住宅改修関連の補助制度の申請をしていないこと</p> <p>内容：【対象工事】 町内の施工業者により行われるリフォーム工事金額20万円以上の住宅（自己用住宅で、建築後10年以上経過しているものに限る）の改修、増築など</p> <p>【補助金額】 リフォーム工事費の10パーセント（ただし、千円未満は切り捨て） 半額を大泉スタンプ加盟店共通商品券、半額を現金で交付とし、10万円を限度とします。</p> <p>問合せ：《経済振興課 商工振興係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>出産祝金事業</p> <p>対象者： 邑楽町に6ヶ月以上住民登録があり、新たに子どもを出産した家庭 （※新たに出生した子の最初に記載される住民票が邑楽町にあること）</p> <p>内 容： 第1子50,000円、第2子100,000円、第3子以降200,000円を支給する。</p> <p>問合せ： 《子ども支援課 児童福祉係》 TEL：0276-47-5044</p>
	<p>学童クラブの運営</p> <p>対象者： 町立4児童館において保護者の就労等により、昼間に保護者がいない児童の健全な育成及び福祉の向上を図ることを目的に開設。対象児童は小学1～6年生。</p> <p>内 容： 使用料は無料。使用時間は通常日は下校時～最長午後6時30分まで。 但し、学年始め、夏季・冬季及び学年末の長期休業期間は、午前8時30分から利用可</p> <p>問合せ： 《子ども支援課 児童支援係》 TEL：0276-47-5023</p>
	<p>幼稚園・保育園・こども園等の保育料多子軽減の対象拡大事業</p> <p>対象者： ①幼稚園・保育園・こども園等を利用している児童の保護者 ②幼稚園・保育園・こども園等を利用しているひとり親世帯等の保護者</p> <p>内 容： ①多子世帯の保育料負担軽減（国・県の多子軽減事業の対象の拡大） 幼稚園・保育園・こども園等の保育料について、児童が2人以上いる世帯の保育料について、第2子にあたる児童は半額、第3子以降にあたる児童は無料とする多子軽減事業を実施する。 ②ひとり親世帯等の保育料負担軽減（国・県の多子軽減事業の拡大） 幼稚園・保育園・こども園等の保育料について、ひとり親世帯等を対象に第1子にあたる児童は半額、第2子以降にあたる児童は無料とする多子軽減事業を実施する。</p> <p>問合せ： 《子ども支援課・児童支援係》 TEL：0276-47-5023</p>
	<p>民間放課後児童健全育成事業実施施設に対する多子軽減事業実施補助</p> <p>対象者： 民間放課後児童健全育成事業実施施設を利用している児童の保護者</p> <p>内 容： 保育料について、18歳以下の児童を兄弟のカウント対象とし、第2子にあたる児童は半額、第3子以降にあたる児童は無料とする多子軽減事業を実施する民間放課後児童健全育成事業実施施設に対し補助金を交付し、多子軽減事業の実施を図る。（補助額の上限あり）</p> <p>問合せ： 《子ども支援課・児童支援係》 TEL：0276-47-5023</p>
	<p>町立幼稚園・こども園(1号認定)給食費減免事業</p> <p>対象者： 次のすべてに該当する保護者 ・町立幼稚園・こども園（1号認定）に就園する園児の保護者であって、町内に住所を有する ものうち、当該園児が第2子以降の子（ひとり親世帯等にあっては、第1子を含む。） で ある者 ・園児と生計を一にしている者 ・給食費及び幼稚園・こども園（1号認定）の保育料に未納がない者 ※1号認定：3歳児以上の従来の幼稚園的利用の児童</p> <p>内 容： ○減免の内容 ・ひとり親世帯等以外 第2子 給食費の半額 第3子以降 給食費の全額 ・ひとり親世帯等 第1子 給食費の半額 第2子以降 給食費の全額 ※対象者からの申請により、学校給食費を減免する。</p> <p>問合せ： 幼稚園給食《教育委員会 学校給食センター》 TEL：0276-88-0678 こども園給食《子ども支援課 児童支援係》 TEL：0276-47-5023</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>邑楽町入学準備金・奨学金貸付事業</p> <p>対象者：</p> <p>内 容：○進学を意欲を有する者で、経済的な理由により修学困難な者に対し、入学準備金又は奨学金を無利子により貸し付ける事業</p> <p>○金額 入学準備金 高等学校等 20万円以内 大学等 50万円以内 奨学金 大学等 月額5万円以内</p> <p>問合せ：《学校教育課 学校教育係》 TEL：0276-47-5041</p>
	<p>邑楽町高等学校等就学援助費支給事業</p> <p>対象者：</p> <p>内 容：○経済的な理由により高等学校等に就学することが困難な生徒の保護者に対し、就学援助費を支給する事業</p> <p>○金額 月額 2万円</p> <p>問合せ：《学校教育課 学校教育係》 TEL：0276-47-5041</p>
	<p>子ども医療費無料化</p> <p>対象者： 中学校卒業までの子ども。高校生世代（入院のみ）</p> <p>内 容： 中学校卒業までの子どもの医療費（入院・外来ともに）と高校生世代（入院のみ）について無料化を実施。</p> <p>問合せ：《住民課 国民健康保険係》 TEL：0276-47-5020</p>
	<p>産後ケア事業</p> <p>対象者： 町内に住所を有し、家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられない産後2か月未満の母親及びその乳児で、次のいずれかに該当する方</p> <p>①産後の身体機能の回復に不安を持ち、保健指導を必要とすること ②育児に対する不安が強く、保健指導を必要とすること等</p> <p>内 容： 産婦の健康面の悩みや育児への不安などを軽減するため、助産師により心身のケアや休養等の支援を行う。</p> <p>○利用期間 原則として7日間以内 ○利用料金 1回につき2,000円（ただし、多胎児加算500円/人）</p> <p>問合せ：《保健センター》 TEL：0276-88-5533</p>
	<p>不育症治療費助成事業</p> <p>対象者： 不育治療を行っているご夫婦で、次の要件を満たす方</p> <p>①法律上の婚姻関係にあること ②夫婦の一方または双方が1年以上町内に住所を有すること ③町税の滞納がないこと</p> <p>内 容：○対象となる治療 医師の診断を受けた不育症治療で、医療保険が適用されていない検査及び診療</p> <p>○内容 不育症治療に要する医療費の一部を助成（当該年度内の不育治療に要する自己負担額の2分の1 上限：年額30万円） ※助成金の申請：1年度につき1回（通算助成回数：5回）</p> <p>問合せ：《保健センター》 TEL：0276-88-5533</p>
	<p>特定不妊治療費助成事業</p> <p>対象者： 特定不妊治療を行っているご夫婦で、次の要件を満たす方</p> <p>①法律上の婚姻関係にあること ②夫婦の一方または双方が1年以上町内に住所を有すること ③町税の滞納がないこと</p> <p>内 容：○対象となる治療 医師の診断を受けた特定不妊治療（体外受精・顕微授精）で、医療保険が適用されていない検査及び診療</p> <p>○内容 特定不妊治療に要する医療費の一部を助成（当該年度内の特定不妊治療に要する自己負担額の2分の1 上限：年額10万円） ※助成金の申請：1年度につき1回（通算助成回数：5回）</p> <p>問合せ：《保健センター》 TEL：0276-88-5533</p>

〔東部エリア〕

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p>勤労者住宅資金融資事業</p> <p>対象者：町内に居住又は勤務先を有する勤労者であって、町内に自己の居住の用に供する住宅を建築又は取得しようとする者</p> <p>内 容： (1)融資限度額 500万円以内 (2)融資利率 年7.5パーセント以内（現状 2.3パーセント） (3)融資期間 20年以内 (4)償還方法 元金均等月賦償還 (5)担保及び保証人 金融機関の定めるところによる。 (6)最終返済年齢 満65歳までとする。</p> <p>問合せ：《商工振興課 商工労政係》 TEL：0276-47-5026</p>
	<p>住宅リフォーム補助金交付事業</p> <p>対象者： 次の各号すべてに該当する者 (1)町内に居住し、かつ、住民登録をしている者 (2)町税を完納している者 (3)申請するリフォーム工事について、町で実施している他の制度による住宅の改造及び補修に係る補助金等の交付を受けていない者 (4)リフォーム工事を行おうとする住宅を2以上の者で共有している場合にあっては、すべての共有者から、リフォーム工事を行うこと及び当該リフォーム工事について補助金申請を行うことの同意を得た者</p> <p>内 容： ・補助の対象となる住宅 (1)自らが町内に所有し、かつ、居住する住宅 (2)住宅に居住部分以外の部分がある場合は、自らが居住する部分 (3)区分所有する住宅の場合は、自らが占有し、かつ、居住する部分 ・対象となる工事 (1)工事金額が20万円以上のもの (2)町内に事業所を有する法人又は個人事業者が行う工事であること ○補助金額： 工事金額の100分の10に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)で、最大20万円（1住宅で1回限り）</p> <p>問合せ：《商工振興課 商工労政係》 TEL：0276-47-5026</p>
	<p>町営及び県営住宅の紹介(HP)</p> <p>対象者： 住宅に困窮する所得の少ない方（その他入居申込者の資格要件あり）</p> <p>内 容： ホームページでの町営住宅の紹介（邑楽町 公営住宅ホームページ： http://www.town.ora.gunma.jp/lifestage/jutaku/koeijutaku.html）・県営住宅の紹介（群馬県住宅供給公社ホームページ：http://www.gunma-jkk.or.jp/danchi/中野） ※相談・受付など：町営住宅：邑楽町都市建設課都市整備係・県営住宅：群馬県住宅供給公社管理部管理課</p> <p>問合せ：《邑楽町役場 都市建設課都市整備係》 TEL：0276-47-5031 《群馬県住宅供給公社 管理部管理課》 TEL：027-223-5811</p>
農村体験・就農支援	<p>農業次世代人材投資事業</p> <p>対象者： 独立・自営就農時の年齢が45歳未満の農業経営に強い意欲を持っている新規就農者</p> <p>内 容： 最長5年間で年間150万円以内（本人前年所得により変動）の給付金を支給します。 （提出していただく経営開始計画が5年後に生計が成り立つ実現可能な計画であること等が条件となります。給付金を除いた本人の所得が350万円を超えた場合などは支給停止になります。）</p> <p>問合せ：《農業振興課 農政係》 TEL：0276-47-5025</p>
就労支援	<p>創業支援事業</p> <p>対象者： 町内で創業を目指す方</p> <p>内 容： 商工振興課内に創業支援相談に関するワンストップ相談窓口を設け、商工会・町内金融機関と連携し、様々な創業時の課題を解決する。</p> <p>問合せ：《商工振興課商工労政係》 TEL：0276-47-5026</p>

群馬県の移住・定住支援施策

●子ども医療費無料化

子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子どもたちが安心して必要な医療が受けられるよう保険医療費の一部負担金を、県と市町村が助成します。
所得制限、自己負担なし、入院・通院ともに中学校卒業までが対象。

●ぐんまの木で家づくり支援事業

ぐんま優良木材を使用して、県内に自己の居住用の住宅を新築・購入または内装を改装する場合に費用の一部を補助します。補助額は構造材補助で15～65万円。内装材補助で上限額20万円となります。※併用不可

●群馬県第3子以降3歳未満児保育料免除事業

県内で家族を増やし、子育てする世帯の経済的負担を軽減するために、認可保育所、認定こども園及び認可外保育施設を利用する第3子以降の3歳未満児の保育料を無料化、又は一部免除します。

都内の相談窓口

ぐんま暮らし支援センター

場所： 千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階
(ふるさと回帰支援センター内)

営業： 火～日曜日 10:00～18:00
(休業：月、祝、年末年始、夏季休業あり)

電話： 080-8870-2756 (移住)
03-6256-0440 (就職)

専門の相談員が
移住・就職に関する
ご相談をお受けします

群馬県東京事務所

場所： 千代田区平河町2-6-3 都道府県会館8階
営業： 月～金曜日 8:30～18:15(休業：土、日、祝、年末年始)
電話： 03-5212-9102

ぐんまちゃん家(ぐんま総合情報センター)

場所： 東京都中央区銀座7丁目10-5 The ORB Luminous 1・2階
営業： 年中無休 11:00～19:00 (年末年始を除く)
電話： 03-3571-3086

ぐんま暮らしポータルサイト

ぐんま暮らしポータルサイト

<http://gunmagurashi.pref.gunma.jp>

◎群馬県への移住を希望される方向けのポータルサイト

- 群馬県や県内市町村の紹介
- 移住までの流れ・Q&A、移住者インタビュー
- 仕事・住まい・体験等の情報
- 相談会等のイベント情報 など、
群馬県での暮らしに必要な情報が掲載されています。



作成

群馬県企画部

地域政策課 過疎・地域企画係

☎027-226-2371